

令和 7(2025)年度

# 自己点検評価書

(評価対象年度：令和 6 年度)

令和 7(2025)年 5 月





## 目 次

|  |     |
|--|-----|
| I . 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等……… | 1   |
| 1. 尚絅学園の建学の精神                            |     |
| 2. 尚絅学園の教育理念                             |     |
| 3. 尚絅学園の使命                               |     |
| 4. 尚絅大学短期大学部の理念、使命・目的                    |     |
| 5. 尚絅大学短期大学部の個性・特色及び今後の計画等               |     |
| II . 沿革と現況……………                          | 5   |
| 1. 尚絅大学短期大学部の沿革                          |     |
| 2. 尚絅大学短期大学部の現況                          |     |
| III . 評価機構が定める基準に基づく自己評価……………            | 9   |
| <u>基準1. 使命・目的</u> ……………                  | 9   |
| 基準項目 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映             |     |
| <u>基準2. 内部質保証</u> ……………                  | 15  |
| 基準項目 2-1. 内部質保証の組織体制                     |     |
| 基準項目 2-2. 内部質保証のための自己点検・評価               |     |
| 基準項目 2-3. 内部質保証の機能性                      |     |
| <u>基準3. 学生</u> ……………                     | 32  |
| 基準項目 3-1. 学生の受入れ                         |     |
| 基準項目 3-2. 学修支援                           |     |
| 基準項目 3-3. キャリア支援                         |     |
| 基準項目 3-4. 学生サービス                         |     |
| 基準項目 3-5. 学修環境の整備                        |     |
| <u>基準4. 教育課程</u> ……………                   | 62  |
| 基準項目 4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定                 |     |
| 基準項目 4-2. 教育課程及び教授方法                     |     |
| 基準項目 4-3. 学修成果の把握・評価                     |     |
| <u>教員 5. 教員・職員</u> ……………                 | 82  |
| 基準項目 5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性             |     |
| 基準項目 5-2. 教員の配置                          |     |
| 基準項目 5-3. 教員・職員の研修・職能開発                  |     |
| 基準項目 5-4. 研究支援                           |     |
| <u>基準6. 経営・管理と財務</u> ……………               | 101 |
| 基準項目 6-1. 経営の規律と誠実性                      |     |
| 基準項目 6-2. 理事会の機能                         |     |
| 基準項目 6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能                |     |
| 基準項目 6-4. 財務基盤と収支                        |     |
| 基準項目 6-5. 会計                             |     |

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価     | 125 |
| <u>基準 A. 地域連携</u>             | 125 |
| 基準項目 A-1. 地域連携に関する方針及び体制の整備   |     |
| 基準項目 A-2. 短期大学の有する知的資源の社会への還元 |     |
| V. 特記事項                       | 137 |

## I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

### 1. 尚絅学園の建学の精神

尚絅大学短期大学部（以下「本学」という。）を設置する学校法人尚絅学園（以下「学園」という。）は、明治21(1888)年、当時の済々黌黌長であった佐々友房をはじめ木村弦雄・津田静一・内藤儀十郎・合志林蔵らの有志により設立された済々黌附属女学校を源とする。佐々らは学校創立にあたり、「済々黌附属女學校創立ノ主旨」（以下「主旨」という。）を起草し、初代校長の内藤儀十郎が5月1日の開校式において読み上げた。

#### 「済々黌附属女學校創立ノ主旨」

女子モ亦国家ヲ組織スルニ重要ナル一分子タルヲ知ラバ、女子教育ノ必要ヲ悟ルニ足ラン。彼ノ妙齡ナル女子ガ遂ニ良妻タリ賢母タルヲ知ラバ、以テ女子教育ノ必要ナルヲ悟ルニ足ラン。其良妻トシテ家政ヲ經紀シ、男子ヲ輔翼シ、其賢母トシテ子女ヲ教育シ、且ツ博愛慈善ノ泉源タルヲ知ラバ、亦以テ女子教育ノ必要ナルヲ悟ルニ足ラン。今ヤ我輩此ニ見ル所アリ。爰ニ本校ヲ創立シ大ニ女子教育ノ事ヲ拡張セント欲ス。

方今、教育大ニ進歩シ女子教育モ亦盛ナラズトセズ。然ルニ我輩女子教育ノ弊ヲ見ルニ、或ハ封建ノ余習ヲ墨守シテ徒ラニ旧轍ニ拘泥シ、女大学・鳥丸等ヲ以テ其主義トシ、明治昭代ノ女子ヲシテ文明ノ婦人タラシムル能ハザルモノアリ。或ハ智識ヲ偏尚シテ徳義ヲ輕忽シ、虚飾ニ流レテ実行ヲ失シ、其弊タルヤ、女子ノ淑徳ヲ損ジ、我邦ノ美風ヲ失スルモノアリ。此二者共ニ偏スル所アルヲ免レズ。是レ豈ニ中正ノ道ナランヤ。若シ夫レ文質彬々、智徳並進シ婉淑從順ノ徳ニ加フルニ、凜然タル貞操節義ヲ以テスルモノハ、是レ誠ニ我輩ガ望ム所ナリ。

世運進歩スレバ、女子教育ノ課程モ亦之ニ伴ハザル可ラズ。是ニ於テ我輩ハ本校課程ニ体操科・英語科及ビ洋服裁縫等ヲ編入シタリ。現時教員ノ数既二十名余ノ多キニ達シ、生徒ノ数ハ之レト比例シテ僅々タルモ、入校希望者日ニ増加スルノ勢ナレハ、日ナラズシテ必ズ盛況ヲ見ルニ至ラン。特ニ教授ヲ担任スルモノハ、平生教育ニ熱心シ、一身抛チテ本校ニ従事スルモノナレバ同感ノ賛成スルヲ得、入校ノ生徒ヲ募リ、猶ホ他日ヲ期シテ課程ヲ増補シ、教授法ヲ改良シ、益々隆盛ノ域ニ臻ランコトヲ希望スト云フ。

(注) 上掲は『熊本県私立尚絅高等女学校一覧』を基本に佐々友房編『済々黌歴史』等を参照し本文を整えた「確定版」に基づき、「掲載版」として、漢字の旧字体を新字体に替え（標題を除く）、片仮名に濁点を、読みにくい文字には振り仮名を付し、句読点を加えたものである。

「主旨」は三段から成り、第一段には女子教育の必要性、第二段には女子教育の理念、第三段には教育課程の編成方針と入学者増強への望みが記されている。学園はこの「主旨」を建学の精神が記されたものとして扱っている。ただし、明治時代に書かれた文章であることから、これに現代語訳と注を添え、要約、集約を行って理解の便宜を図っている。さ

らに、この「主旨」の文章の中から建学の精神を表す箇所について、次のように要約し説明を加えて表示している。

#### ＜建学の精神＞

「智と徳を兼ね備え社会に貢献し得る女性の育成」

本学園は、明治 21(1888)年に創設された済々黌附属女学校をその源としており、同校創設に際して創立者の佐々友房らが遺した「済々黌附属女學校創立ノ主旨」の中には、女子教育の必要性、女子教育の理念などについて縷々述べてあり、その中から建学の精神を表す箇所について要約したものである。

### 2. 尚絅学園の教育理念

明治 24(1891)年 10 月に、済々黌が熊本県内の他の諸学校と合同して九州学院を設立するに当たり、済々黌附属女学校は本黌を離れて独立することとなった。これを機に校名を尚絅女学校と改め、明治 29(1896)年 4 月に私立尚絅高等女学校と改称した。「尚絅」とは、儒教の古典『中庸』のなかの「衣錦尚絅（錦を衣〔き〕て絅〔けい〕を尚〔くわ〕う）」を典拠とし、君子の道のあり方を説く句である。

明治 45(1912)年に財団法人尚絅財団を設立し、戦後の学制改革により昭和 22(1947)年 4 月に尚絅中学校が、昭和 23(1948)年 4 月に尚絅高等学校が発足した。昭和 26(1951)年 3 月には財団法人尚絅財団を学校法人尚絅学園に組織変更し、学園が昭和 27(1952)年 4 月に設立した短期大学は熊本女子短期大学と称した。昭和 50(1975)年 4 月に尚絅大学が設立され、その際に熊本女子短期大学は尚絅短期大学と改称され、さらに平成 18(2006)年 4 月に尚絅大学短期大学部と改称された。このように学園の設置する学校は、基本的に「尚絅」を長く用いてきており、この言葉に本学園の教育理念が凝縮されているものとして扱ってきた。この歴史を踏まえて、学園では学園全体の教育理念を次のように整理している。

#### ＜教育理念＞

「尚絅 表面を飾らず内面の充実に努める」

本学園は、校名である「尚絅」の二字に凝縮された言葉をもって教育の理想の姿とし、本学園の教育理念としている。「尚絅」とは、中国の古典『中庸』の一節「衣錦尚絅」（錦を衣て絅を尚ぶ）、すなわち、錦を着た場合はその上から薄物をかけ、きらびやかな模様を表に出さないようにするという君子の道のあり方を説いた句に由来する。この句には、表面を飾らず内面の充実に努めるという、人としての心構え、あり方が含意されている。

### 3. 尚絅学園の使命

また、学園の使命は、学校法人尚絅学園寄附行為第 3 条に次のように定めている。

#### ＜学園の使命＞

この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、人類社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

以上の学園の建学の精神、教育理念及び学園の使命は、平成 28(2016)年度に策定した「全学グランドデザイン」において組織全体の存在意義すなわちミッションと位置付けられ、平成 29(2017)年 4 月に「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画～SEI 2013～2022～」に組込まれた。令和 5(2023)年 4 月からは「第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月」を策定し、新たな 10 年間での本学の目指すべき姿（ビジョン）に基づく重点施策を制定した。第二期中長期計画については、中長期行動計画に基づく新たな課題や継続すべき課題、そして急激に変化する時代における今後の目指すべき人材像と教育の在り方を定め、八つのマスタープランとマスタープラン達成のためのアクションプランを策定し、事業計画に基づき実施している。

#### 4. 尚絅大学短期大学部の理念、使命・目的

学園は、本学のほか、尚絅大学、尚絅大学附属こども園、尚絅高等学校、尚絅中学校の五つの学校・園を設置する女子総合学園である。学園は、前述の建学の精神、教育理念、学園の使命のもと 136 年の長きにわたって一貫した女子教育を行っている。

本学も、全学グランドデザインの体系の中で学園のミッションを受けて、併設の尚絅大学とともに次のような理念を掲げている。

##### ＜尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念＞

智と徳を兼ね備え自律的に学修を続ける女性を育成し、基礎的・応用的研究を推進して成果を発信し、地域社会に貢献する。

この理念のもと、本学は目的及び使命を学則第 1 条に次のように定めている。

##### ＜尚絅大学短期大学部の使命・目的＞

###### （使命・目的）

第 1 条 尚絅大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く学術を研究教授し、広く社会と文化の発展に寄与するとともに、建学の精神及び教育理念に則り、専門的知識と実践的技能とを修得して、智と徳とを兼備し、生涯にわたって研鑽を重ね、人間性を尊重し社会に貢献する女性を育成することを目的とする。

以上とおり、本学は学園の建学の精神と教育理念及び学園の使命に則り、社会に貢献し得る女性の育成を使命・目的に掲げている。

#### 5. 尚絅大学短期大学部の個性・特色及び今後の計画等

本学は県内唯一の女子短期大学部である。昭和 27(1952)年の設置以来、明治の半ばより続く女子教育の伝統を受け継ぎ一貫して女子高等教育を担ってきた。熊本県における短期大学に対するニーズは、18 歳人口の減少、専門学校との競合、高校生の 4 年制大学志向などの影響を受けて、近年減少傾向にある。しかしながら、2 年間という短い期間で栄養士や保育士等の専門職資格が取得できる短期大学に対する地元のニーズは現在でも根強く、今後も一定の進学者数は期待できるものと思われる。

また、本学を卒業する学生の 9 割以上が熊本県内の事業所に就職しており、本学が開設以

来担ってきた短期大学における専門的職業教育は地元企業の人材ニーズにマッチしているといえよう。

総合生活学科は、情報・福祉・衣食住などを基礎的総合的に学び、現代生活への理解を深め、より良い家庭や地域を創造する能力と実践的技能を身につけた人材を育成することを目的とする。

食物栄養学科は、食を通じて人の健康づくりに貢献できる栄養士を育成するため、専門分野の講義、実験・実習により栄養士養成課程としての基礎及び応用理論を学び、幅広い知識・技術・能力を身につけた実践力のある人材の養成を目的とする。

幼児教育学科は、子どもの心、遊び、発達、健康などについて基礎的総合的な理解を深め、健やかな生活、遊びを導く実践的な保育者の技量を養い、子どもに信頼され慕われる人間性豊かな幼稚園教諭・保育士・保育教諭を養成し、地域社会の保育の発展に寄与することを目的とする。

また、本学は小規模の短期大学部であって、少人数教育を実施し得る条件が整っており、学生と教職員の関係も密で、きめ細かな学修相談、学生生活相談、進路相談が行われている。同時に、学修支援センター、就職・進路支援センターを設置して、全学的な学生支援の体制も整備されている。

併設の尚絅大学とともに尚絅地域連携推進センター、尚絅食育研究センター、尚絅子育て研究センター及び尚絅ボランティア支援センターを設置して研究を推進するとともに、地域社会と連携し課題を共有しつつ地域の問題解決に取り組んでいる。また、グローバル化推進センターは、全学的なグローバル教育や国際交流を企画立案し実行することにより、本学のグローバル化の推進に取り組んでいる。

## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

|                |   |
|----------------|---|
| 明治21(1888)年 5月 | 熊本市昇町に済々黌附属女学校として開校（創立者佐々友房ら、初代校長内藤儀十郎）   |
| 明治24(1891)年10月 | 済々黌から独立して、尚絅女学校に改称  |
| 明治29(1896)年 4月 | 尚絅女学校を私立尚絅高等女学校に改称  |
| 明治45(1912)年 5月 | 財団法人尚絅財団設立  |
| 大正 9(1920)年11月 | 生徒数の増加、施設面における充実のため、旧飽託郡大江村九品寺（現在の九品寺キャンパス）に移転                                      |
| 昭和22(1947)年 4月 | 学制改革によって尚絅中学校発足   |
| 昭和23(1948)年 4月 | 新制の尚絅高等学校発足   |
| 昭和26(1951)年 3月 | 財団法人尚絅財団から学校法人尚絅学園に組織変更   |
| 昭和27(1952)年 4月 | 熊本女子短期大学開学（家政科）   |
| 昭和40(1965)年 2月 | 尚絅学園第二校地（現在の武藏ヶ丘キャンパス）を購入   |
| 昭和42(1967)年 4月 | 熊本女子短期大学家政科を家政科家政専攻と家政科食物栄養専攻に分離  |
| 昭和43(1968)年 4月 | 第二校地に熊本女子短期大学幼児教育科を開設   |
| 昭和44(1969)年 4月 | 熊本女子短期大学附属幼稚園を開園  |
| 昭和50(1975)年 1月 | 尚絅大学設置認可  |
| 昭和50(1975)年 4月 | 尚絅大学開学（文学部国文学科入学定員50人、文学部英文学科入学定員50人）<br>熊本女子短期大学を尚絅短期大学に、同短期大学附属幼稚園を尚絅短期大学附属幼稚園に改称 |
| 昭和61(1986)年10月 | セントメアリー大学（ネブラスカ州オハマ市）と友好校協定締結<br>(同大学への留学は平成19(2007)年6月が最後、令和6（2024）年友好協定終了)        |
| 昭和63(1988)年 5月 | 尚絅学園創立100周年記念式典を挙行  |
| 平成 5(1993)年 4月 | 尚絅大学文学部国文学科に「国語・国文学コース」「書道コース」を、同英文学科に「英語・英文学コース」「コミュニケーションコース」を設置                  |
| 平成 6(1994)年 4月 | 文学部英文学科コミュニケーションコースにおいてセントメアリー大学（ネブラスカ州オハマ市）への留学制度を開始                               |
| 平成10(1998)年 4月 | ウッドベリー大学（カリフォルニア州バーバンク市）と友好校協定締結（同大学への留学は平成12(2000)年8月が最後）                          |
| 平成12(2000)年 6月 | 尚絅短期大学子育て研究センターを開設  |
| 平成13(2001)年 4月 | 尚絅大学文学部英文学科の「英語・英文学コース」を「英米文化コース」に変更  |
| 平成18(2006)年 4月 | 尚絅大学に生活科学部栄養科学科（入学定員70人）を開設   |

|                |  |
|----------------|--|
|                | <p>尚絅大学文学部（国文学科・英文学科）を文化言語学部（文化言語学科）に改組するとともに、「日本コース」「書道コース」「米英コース」「英語コミュニケーションコース」の4コースを設置</p> <p>尚絅短期大学を尚絅大学短期大学部に名称変更並びに家政科家政専攻を総合生活学科、家政科食物栄養専攻を食物栄養学科、幼児教育科を幼児教育学科に改称</p> |
| 平成19(2007)年 7月 | 文化言語学部文化言語学科の「英語コミュニケーションコース」の留学制度における派遣先をセントメアリー大学（ネブラスカ州オハマ市）からモンタナ大学（モンタナ州ミズーラ市）へ変更（同大学への留学は平成22(2010)年12月が最後）  |
| 平成20(2008)年 4月 | 文化言語学部文化言語学科の「日本コース」を「日本文化・日本文学コース」に、「米英コース」を「米英文化コース」に変更  |
| 平成22(2010)年 3月 | 生活科学部栄養科学科の第一期生が卒業   |
| 平成22(2010)年 4月 | 文化言語学部文化言語学科の入学定員を100人から75人に変更するとともに、「日本文学・言語コース」「書道コース」「アメリカ・東アジア文化言語コース」「地域文化・社会コース」の4コースに改編・新設  |
| 平成23(2011)年 9月 | 文化言語学部と台湾・慈済大学人文社会学院東方語文学系との間で学部間交流協定締結  |
| 平成23(2011)年12月 | 尚絅大学図書館本館（九品寺キャンパス）完成  |
| 平成24(2012)年12月 | 尚絅アリーナ完成   |
| 平成25(2013)年 3月 | 尚絅大学短期大学部子育て研究センターを尚絅子育て研究センターに改組  |
| 平成25(2013)年 5月 | 「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）及び中長期行動計画」を策定<br>尚絅学園創立125周年記念式典を挙行   |
| 平成26(2014)年 4月 | 文化言語学部文化言語学科の「日本文学・言語コース」を「日本文学・日本語コース」にコース名を変更するとともに、「アメリカ・東アジア文化言語コース」「地域文化・社会コース」を「現代コミュニケーションコース」に再編統合<br>尚絅食育研究センターを開設  |
| 平成26(2014)年 6月 | 尚絅大学と台湾・慈済大学との大学間交流協定締結<br>韓国・仁徳大学校と大学間交流協定締結  |
| 平成26(2014)年 7月 | 尚絅ボランティア支援センターを開設  |
| 平成27(2015)年 4月 | 尚絅地域連携推進センターを開設  |
| 平成28(2016)年 4月 | 尚絅大学短期大学部附属幼稚園を幼保連携型認定こども園尚絅大学短期大学附属こども園に移行  |

|                |  |
|----------------|--|
| 平成29(2017)年 4月 | 文化言語学部文化言語学科の「日本文学・日本語コース」と<br>「書道コース」を「日本語日本文学コース」に統合   |
| 平成30(2018)年 4月 | 文化言語学部文化言語学科の募集を停止し、現代文化学部文<br>化コミュニケーション学科（入学定員75人）に改組  |
| 平成30(2018)年 5月 | 尚絅学園創立130周年記念シンポジウム開催  |
| 平成31(2019)年 2月 | 台湾・高雄大学と大学間交流協定締結  |
| 平成31(2019)年 3月 | 中国・上海杉達学院大学、マレーシア・Southern University<br>Collegeと大学間交流協定締結                                       |
| 令和2(2020)年 2月  | 尚絅大学・尚絅大学短期大学部グローバル化推進センターを<br>開設  |
| 令和2(2020)年 7月  | 韓国・济州大学校と大学間協定締結   |
| 令和3(2021)年 1月  | 九品寺キャンパス大学7号館完成  |
| 令和5(2023)年 4月  | 尚絅大学にこども教育学部こども教育学科（入学定員70人）<br>を開設<br>幼保連携型認定こども園尚絅大学短期大学部附属こども園を<br>幼保連携型認定こども園尚絅大学附属こども園に名称変更 |
| 令和6(2024)年 11月 | 尚絅大学にこども教育学部が韓国・釜山大学校師範大学と交流<br>協定締結   |

## 2. 本学の現況

## ・大学名

尚絅大学短期大学部

## ・所在地

| キャンパス     | 所 在 地                 |
|-----------|-----------------------|
| 九品寺キャンパス  | 熊本県熊本市中央区九品寺2丁目6番78号  |
| 武蔵ヶ丘キャンパス | 熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北2丁目8番1号 |

## ・学科構成

| 学 科    | 入学定員 | 収容定員 |
|--------|------|------|
| 総合生活学科 | 65   | 130  |
| 食物栄養学科 | 80   | 160  |
| 幼児教育学科 | 100  | 200  |

注) 令和8(2026)年度以降、総合生活学科の学生募集を停止

## ・学生数、教員数、職員数 令和7(2025)年5月1日現在

## 【学生数】

| 学 科    | 1 年 次 | 2 年 次 | 合 計 |
|--------|-------|-------|-----|
| 総合生活学科 | 31    | 34    | 65  |
| 食物栄養学科 | 50    | 52    | 102 |
| 幼児教育学科 | 49    | 82    | 131 |
| 合 計    | 130   | 168   | 298 |

## 【教員数】

| 学 科    | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 計  | 助手 | 合 計 |
|--------|----|-----|----|----|----|----|-----|
| 総合生活学科 | 2  | 1   | 1  | 1  | 5  | 0  | 5   |
| 食物栄養学科 | 4  | 2   | 1  | 1  | 8  | 3  | 11  |
| 幼児教育学科 | 4  | 3   | 2  | 3  | 12 | 0  | 12  |
| 合 計    | 10 | 6   | 4  | 5  | 25 | 3  | 28  |

## 【職員数】

| 正職員 | 嘱託 | パート | 計  |
|-----|----|-----|----|
| 21  | 3  | 2   | 26 |

### III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準1. 使命・目的

##### 基準項目1-1 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

|             |                   |                    |
|-------------|-------------------|--------------------|
| <b>基準項目</b> | 1 - 1             | 使命・目的及び教育研究上の目的の反映 |
| <b>担当</b>   | 尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会 |                    |
| <b>責任者</b>  | 山縣評議会議長           |                    |
| <b>担当者</b>  | 山縣評議会議長           |                    |

##### 1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

| 評価の視点            | 評価の視点に関わる自己判定の留意点  |
|------------------|--|
| ① 学内外への周知        | <input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。     |
| ② 中期的な計画への反映     | <input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。                   |
| ③ 三つのポリシーへの反映    | <input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか。                  |
| ④ 教育研究組織の構成との整合性 | <input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学科などの教育研究組織を整備しているか。    |
| ⑤ 変化への対応         | <input type="checkbox"/> 社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。 |

##### 2. 基準項目1-1の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

##### ※指定するエビデンス資料

- 短期大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分のURL
- 使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則

##### ※関連する参考法令

- ・学校教育法【第108条】
- ・学校教育法施行規則【第165条の2、第172条の2】
- ・短期大学設置基準【第2条、第3条、第34条、第35条、第51条】
- ・私立学校法【第99条、第148条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-1-① 学内外への周知

##### 【事実の説明】

本学は、「全学グランドデザイン」の制定に伴い、学園の建学の精神、教育理念、使命について再確認を行い、学園及び本学のホームページにそれらを掲載するとともに、理事・評議員、全教職員、各設置校の学生・生徒等に配布される尚絅学園紹介誌「尚絅GUIDE BOOK」(令和6(2024)年発行)にも掲載している。【資料1-1-a】【資料1-1-b】

##### 【資料1-1-c】

また、学生便覧に学園の建学の精神、教育理念、本学の理念、本学の使命・目的、学科の教育目的を掲載し、入学時のオリエンテーションで学科長が入学生に説明している。また、全学共通の初年次教育科目「基礎セミナー（必修）」で、学長による自校教育として「尚絅学園・尚絅大学・尚絅大学短期大学部—建学の精神・教育理念・歴史・現在—」（テキストはCAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2024を使用）に関する授業を実施しており、全学生が本学の理念、使命・目的及び各学科の教育目的を学ぶ機会を提供している。【資料1-1-d】【資料1-1-e】

さらに、地元のマスコミ等の取材に理事長や学長が積極的に応じることで、学園の建学の精神、教育理念、本学の使命・目的等が幅広い雑誌・新聞等に掲載されている。

##### 【資料1-1-f】【資料1-1-g】【資料1-1-h】【資料1-1-i】

##### 【自己評価】

学園の建学の精神、教育理念、使命、本学の理念、使命・目的及び学科の教育目的について、様々な媒体や機会を設けて学内外に周知を図っていることから、本学の使命・目的及び学科の教育目的の学内外への周知は適切に行われているものと判断している。

#### 1-1-② 中期的な計画への反映

##### 【事実の説明】

本学は「全学グランドデザイン」に従い、組織全体の存在意義すなわちミッションのもとに、本学の理念を定め、学則第1条を本学の使命・目的、学則第4条を学科の教育目的として位置付けている。また、それらを達成するため平成25(2013)年に策定した「長期ビジョンと中長期行動計画」には、本学の使命・目的及び学科の教育目的を計画に反映させ、さらに本学をめぐる課題や社会情勢の変化に対応するよう計4回の改定を行った。この長期ビジョンのもとに、戦略として位置付けられる中長期行動計画には、(1)教育と学修の充実、(2)学生の確保、(3)学修環境の整備、(4)学生支援の充実、(5)研究力の強化、(6)社会連携の拡充、(7)国際交流の体制整備と拡充、(8)IR機能強化と自己点検・評価への適切な対応—の八つのカテゴリーを制定し、単年度事業計画にも反映させてきた。この10年間(2013年度～2022年度)の学園の現状と課題、学園を取巻く環境変化と今後の方向性を踏まえ、令和5(2023)年度からの10年間(2023年度～2032年度)の学園と本学の目指すべき姿(ビジョン)を掲げ、その達成のために中長期的に取り組む重点施策を取りまとめた第二期中長期計画を策定した。第二期中長期計画には、第一期中長期行動計画同様、本学の使命・目的及び学科の教育目的

を計画に反映させ、前述の 8 項目を踏襲しながら内部質保証の取組を加えた新たな 8 項目のマスタープランを掲げ、さらにマスタープラン達成のためのアクションプランをそれぞれ設定している。【資料 1-1-j】

#### 【自己評価】

本学の使命・目的及び各学科の教育目的は、中長期行動計画に適切に反映されているものと判断している。

#### 1-1-③ 三つのポリシーへの反映

##### 【事実の説明】

各学科の三つのポリシーは、その冒頭に「建学の精神のもと」(ディプロマ・ポリシー)、「学則に掲げる目的(教育目的)及び使命に基づき」(カリキュラム・ポリシー)、「建学の精神・教育理念及び大学の理念を理解し尊重する学生を求める(アドミッション・ポリシー)」と定めており、本学の使命・目的、各学科の教育目的を反映している。各学科の三つのポリシーの制定に当たっては、学科会議、教授会を経た上で、評議会では、「全学グランドデザイン」の階層図及び建学の精神、教育理念、学園の使命、本学の理念、本学の使命・目的、学科の教育目的、本学の教育・研究目標に続けて、各学科の三つのポリシーを体系的に表示した資料を用いて、全学グランドデザインの体系と三つのポリシーとの一貫性、整合性を確認し、三つのポリシーを決定した。なお、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)は、「平成 33(令和 3) 年大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正について」で示された入試区分、入試科目や評価項目の変更等に従い、必要に応じて改正している。【資料 1-1-k】【資料 1-1-d】

#### 【自己評価】

各学科の三つのポリシーは本学の使命・目的及び学科の教育目的との一貫性と整合性を考慮して制定されており、使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに適切に反映させていると判断している。

#### 1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

##### 【事実の説明】

本学は総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科の教育組織のほかに、教育と研究の深化・発展と地域社会との連携拡充を図るために、併設の尚絅大学とともに尚絅地域連携推進センター、尚絅子育て研究センター、尚絅食育研究センター、尚絅ボランティア支援センター、グローバル化推進センターを設置している。加えて、学生の基礎学力の向上を目的とする学修支援センター、就職と進路選択の支援を目的とする就職・進路支援センターを設置し学生支援を推進している。【資料 1-1-m】【資料 1-1-n】【資料 1-1-o】【資料 1-1-p】【資料 1-1-q】【資料 1-1-r】【資料 1-1-s】【資料 1-1-t】

また、令和 5(2023)年 4 月 1 日に開設した尚絅大学こども教育学部と連携し、これまでの幼児教育学科での社会の保育に貢献する人材育成を更に伸長し、幼児教育・保育の質的・量的ニーズに応えていく。【資料 1-1-u】

#### 【自己評価】

本学の使命・目的及び学科の教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織はもちろん、地域社会との連携及び学生支援を目的とする各センター組織も

整備されているものと判断している。

#### 1-1-⑤ 変化への対応

##### 【事実の説明】

学園は、創立 125 周年に当たる平成 25(2013)年に、学園の将来像を自ら描いて明らかにし、目標達成に向けた今後の重点施策を定め、学園全体の進むべき方向や行動指針を示すものとして「尚絅学園の長期ビジョン(将来像)と中長期行動計画～SEI 2013-2022～」(以下「長期ビジョンと中長期行動計画」という。)を策定した。その中で、建学の精神、教育理念、学園の使命の重要性を再確認し、学園の現状を分析し、学園を取り巻く環境変化を踏まえ、長期ビジョンと 5 年後、10 年後の到達目標を設定した。その後、中長期行動計画を常に見直しながら、文部科学省の幼児・初等・中等教育における学習指導要領の全面改訂、「第 3 期教育振興基本計画」の策定、「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」の答申及び DX(デジタルトランスフォーメーション)推進などの新たな課題への対応に加え、計画の進捗状況等を勘案し、第一期中長期計画中に計 4 回の改定を行った。また、令和 4(2022)年度には、第一期中長期行動計画の総括を踏まえつつ、到達目標の改定をする一方、DX 推進等の積み残された課題や学科の魅力づくりに加え、新たに発生した改革等の課題を盛り込み、今後 10 年間の「第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月」(以下「第二期中長期計画」という。)を策定した。【資料 1-1-v】【資料 1-1-w】

##### 【自己評価】

本学の使命・目的及び学科の教育目的については、常にこれらを確認し、見直しを行っており、社会情勢の変化への対応が全学的・組織的に行われているものと判断している。

#### <資料一覧>

##### □ 短期大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL

【資料 1-1-1】尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ

「大学案内」<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline>

##### □ 使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則

【資料 1-1-2】短期大学部教授会規程

【資料 1-1-3】尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会規程

【資料 1-1-4】学校法人尚絅学園寄附行為

##### □ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 1-1-a】全学グランドデザイン

【資料 1-1-b】尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ

「大学案内」<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline>

【資料 1-1-c】尚絅 GUIDE BOOK

【資料 1-1-d】令和 6 年度尚絅大学短期大学部学生便覧

【資料 1-1-e】CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2024

【資料 1-1-f】くまもと経済 2024 年 5 月号

【資料 1-1-g】くまもと経済 2024 年 10 月号

- 【資料 1-1-h】T1Park Magazine 2024 年 5 月号
- 【資料 1-1-i】熊本日日新聞 熊日プレジデント倶楽部 2025 年 1 月 1 日
- 【資料 1-1-j】第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月
- 【資料 1-1-k】全学グランドデザイン
- 【資料 1-1-m】学校法人尚絅学園事務組織図
- 【資料 1-1-n】尚絅地域連携推進センター規程
- 【資料 1-1-o】尚絅子育て研究センター規程
- 【資料 1-1-p】尚絅食育研究センター規程
- 【資料 1-1-q】尚絅ボランティア支援センター規程
- 【資料 1-1-r】グローバル化推進センター規程
- 【資料 1-1-s】学修支援センター規程
- 【資料 1-1-t】就職・進路支援センター規程
- 【資料 1-1-u】第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月
- 【資料 1-1-v】尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画～SEI2013－2022  
～
- 【資料 1-1-w】第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月

**[基準1の自己評価]****(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み**

使命・目的及び教育目的の設定については、学園の建学の精神、教育理念及び使命に基づき、本学の個性・特色が本学の理念、使命・目的及び教育目的に簡潔に文章化され、常に確認し、見直しが行われている。また、使命・目的及び教育目的は、各種媒体を通じて学内外に周知されており、一貫した情報が提示されている。

使命・目的及び教育目的の反映については、役員及び教職員の理解と支持を得て制定された「全学グランドデザイン」の中に本学の使命・目的及び学科の教育目的を位置づけ、中長期計画及び三つのポリシーへ適切に反映させている。また、これらは様々な媒体や機会を通じて、学内外へ周知している。

**(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など**

本学の使命・目的及び教育目的を実現するために策定した中長期計画や、その計画に基づく目標達成指標（KGI）を達成するための評価指標（KPI）について、より一層の共通理解を浸透させる必要がある。

**(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定**

18歳人口の減少、女子大学・短期大学離れなど本学を取り巻く環境の変化に適宜対応しながら継続的に使命・目的、教育目的の見直しと学内外への発信を行っていく。

急激な社会情勢の変化を背景として、令和5(2023)年からの10年後を見据えた第二期中長期計画を策定することでビジョン達成のための重要施策を取りまとめている。その上で、学修者本位の教育のために、「大学設置基準の改正」、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」の答申及び「第4期教育振興基本計画」の答申等を踏まえ、継続して計画の見直しは行っていく。また、令和15(2033)年3月の目標達成指標（KGI）を達成するための基準となる評価指標（KPI）の設定により、各年度での達成度の状況を把握しながら客観的な根拠に基づくPDCAサイクルの推進を目指す。

使命・目的及び教育目的を中長期的な計画や三つのポリシーに明確に反映させていくが、継続して使命・目的及び教育目的との整合性等を確認していく。また、第二期中長期計画の学内周知については、広報誌の配付及びホームページへの掲載等により、全教職員へ周知を行っていること、さらに大学教員評価票の本人コメント欄では、第二期中長期計画に基づいて作成された令和6(2024)年度事業計画への各教員の貢献について記載を促している。しかし、一部には記載がないものや、計画の理解度・貢献度にばらつきが見られる。そのため、計画の共通理解を深め、浸透をさらに推進する必要がある。今後、単年度の事業計画の策定・総括における周知方法をより検討し、第二期中長期計画および事業計画の浸透を図る。

**基準 2. 内部質保証****基準項目 2-1 内部質保証の組織体制**

|             |                |            |
|-------------|----------------|------------|
| <b>基準項目</b> | 2-1            | 内部質保証の組織体制 |
| <b>担当</b>   | 内部質保証委員会       |            |
| <b>責任者</b>  | 山縣委員長          |            |
| <b>担当者</b>  | 山縣委員長、碓塚大学企画室長 |            |

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

| 評価の視点                    | 評価の視点に関わる自己判定の留意点  |
|--------------------------|--|
| ① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立 | <input type="checkbox"/> 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。<br><input type="checkbox"/> 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。<br><input type="checkbox"/> 内部質保証のための責任体制が明確になってい |

**2. 基準項目 2-1 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

**※指定するエビデンス資料**

- 内部質保証に関する全学的な方針
- 内部質保証のための組織図
- 内部質保証に責任を持つ会議体の規則

**※関連する参考法令**

- ・私立学校法【第 36 条、第 148 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### 【事実の説明】

1) 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。

「尚絅大学短期大学部学則」第77条及び「尚絅大学学則」第74条において、尚絅大学短期大学部及び併設の尚絅大学（以下「本学」という。）の内部質保証を規定している。本学では、学部・学科の三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた本学全体の質保証を双方にわたって自主的・自律的に実施し、適切な水準にあることを自らの責任で証明する内部質保証の取組みを恒常的に推進するため、「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における内部質保証に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めている。基本方針では、学長を内部質保証に関する責任者と位置づけるとともに、適切な点検・評価及び検証の実施、内部質保証の向上への取組み並びに情報の公表等について明示している。【資料2-1-a】【資料2-1-b】【資料2-1-c】

2) 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。

基本方針に基づき、令和5(2023)年4月に「尚絅大学・尚絅大学短期大学部 内部質保証に関する規程」（以下「内部質保証規程」という。）を施行した。内部質保証規程において本学の内部質保証システムを明文化し、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会、自己点検・評価委員会大学/短期大学部実施部会（以下「実施部会」という。）、大学企画委員会及び外部評価委員会を置くこととしている。加えて、本学全体の自己点検・評価の適切性及び有効性を点検・評価し、各々の自己点検・評価がより質の高い内部質保証に資するものとなるための改善方策の策定及び実施を目的とした「内部質保証委員会規程」を定め、恒常的な組織体制を整備している。【資料2-1-d】【資料2-1-e】【資料2-1-f】【資料2-1-g】【資料2-1-h】【資料2-1-i】【資料2-1-j】

3) 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

本学における自己点検・評価は、公益財団法人日本高等教育評価機構の評価基準を基本としつつ、本学固有の評価の視点や「第二期中長期計画 2023年4月～2033年3月（以下「第二期中長期計画」という。）」で定める到達目標(KPI)及び評価指標(KGI)に基づき、本学の教育研究及び大学運営全般について、毎年度自主的・自律的に実施している。自己点検・評価に当たっては、評価基準項目に責任者、第二期中長期計画の重点施策に執行責任者を設けることで、エビデンスに基づく評価項目の分析、改善・向上または継続実施の検討、翌年度の事業計画への反映等に係る責任体制を明確に構築している。各責任者の自己点検・評価結果を自己点検評価書及び事業実績等に明確に反映させることで、次年度以降への改革・改善に活用するとともに、恒常的な内部質保証の意識の浸透も図っている。【資料2-1-k】【資料2-1-l】

##### 【自己評価】

内部質保証に関する全学的な基本方針及び規程に基づき、自己点検・評価を行う体制整備と内部質保証システムが恒常的に構築されている。また、内部質保証に係る自己点検・評価における責任体制も適切に確立されている。

<資料一覧>

□ 内部質保証に関する全学的な方針

【資料 2-1-1】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部における内部質保証に関する基本方針

【資料 2-1-2】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証に関する規程

□ 内部質保証のための組織図

【資料 2-1-3】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証システム体系図

□ 内部質保証に責任を持つ会議体の規則

【資料 2-1-4】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証委員会規程

□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 2-1-a】 尚絅大学短期大学部学則

【資料 2-1-b】 尚絅大学学則

【資料 2-1-c】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部における内部質保証に関する基本方針

【資料 2-1-d】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証に関する規程

【資料 2-1-e】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証委員会規程

【資料 2-1-f】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価委員会規程

【資料 2-1-g】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価委員会短期大学部実施部会規程

【資料 2-1-h】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部大学企画委員会規程

【資料 2-1-i】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会規程

【資料 2-1-j】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証システム体系図

【資料 2-1-k】 第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月

【資料 2-1-l】 自己点検評価書担当者一覧

**基準項目 2-2 内部質保証のための自己点検・評価**

|             |                |                  |
|-------------|----------------|------------------|
| <b>基準項目</b> | 2 - 2          | 内部質保証のための自己点検・評価 |
| <b>担当</b>   | 内部質保証委員会       |                  |
| <b>責任者</b>  | 山縣委員長          |                  |
| <b>担当者</b>  | 山縣委員長、磯塚大学企画室長 |                  |

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

| 評価の視点  | 評価の視点に関する自己判定の留意点□  |
|--|---|
| ① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有責任体制の確立       | <input type="checkbox"/> 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。<br><input type="checkbox"/> エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的に実施しているか。<br><input type="checkbox"/> 自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。 |
| ② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析 | <input type="checkbox"/> 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか。  |

**2. 基準項目 2-2 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

**※指定するエビデンス資料□**

- 自己点検・評価に関する規則
- 直近の自己点検・評価の報告書
- 自己点検・評価を担当する会議体の議事録
- 自己点検・評価の結果を学内に周知したこと示す文書
- IRなどを検討する会議体の規則

**※関連する参考法令**

- ・学校教育法【第 109 条】
- ・学校教育法施行規則【第 166 条】
- ・短期大学設置基準【第 1 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

##### 【事実の説明】

1) 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

各基準項目の責任者及び重点施策の執行責任者による自己点検・評価を毎年度実施している。これらの自己点検・評価結果を自己点検評価書及び事業計画に基づく事業実績として作成し、学長が委員長を務める内部質保証委員会において、自己点検・評価の適切性及び有効性を点検・評価することで、本学全体の内部質保証の向上に向けて取り組んでいる。【資料 2-2-a】【資料 2-2-b】【資料 2-2-c】

2) エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的に実施しているか。

前述に示すとおり、各基準項目の責任者においては、日本高等教育評価機構が示す「評価の視点に関わる自己判定の留意点」を参考にエビデンスを集約し、年度末の自己点検評価書による点検・評価を行っている。一方、重点施策の執行責任者においては、本学が定める到達目標(KGI)及び評価指標(KPI)に該当するエビデンスを集約し、中間期（9月）及び期末（3月）に事業計画の進捗状況及び事業実績として自己点検・評価を行っている。なお、責任者及び執行責任者による自己点検・評価については、改善・向上方策や今後の対応等も含めて取り組んでおり、点検・評価結果を次年度の事業計画や重点施策の見直し等に活用している。【資料 2-2-b】【資料 2-2-c】【資料 2-2-e】【資料 2-2-f】

3) 自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。

令和元(2019)年度に外部評価委員会を設置して以降、毎年本学の自己点検・評価の結果について、外部有識者からの評価や本学の教育・研究等の質の向上と改善に資する提言を得ている。なお、自己点検・評価結果及び外部評価報告書は本学のホームページで公表しており、学内での情報共有と社会への公表を適切に行っている。【資料 2-2-f】【資料 2-2-g】

##### 【自己評価】

令和 5(2023)年度からの新たな体制による内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価が定期的かつ適切に実施されており、従前からの外部評価による外部有識者の評価も併せて実施されている。また、それらの結果については、学内の教職員で共有するとともに学外に向けても公表されていると判断している。

#### 2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

##### 【事実の説明】

本学では、IR(Institutional Research)及び各部署の IR 業務の支援・指導に関する諸業務を大学企画室が担っている。同部署では、入試状況、就職状況、各種アンケート結果に基づく学修状況等に関するデータについて、経年及び定点分析を行っており、自己点検・評価を実施する上での分析データを自己点検・評価の実施責任者及び学科長等の教職員に提供している。これらの分析結果は学修成果を可視化したデータとして教育内容・方法及び学修指導の検証・改善に活用するとともに、翌年度の事業計画策定の参考データとしても活用している。加えて、分析データをまとめた「SHOKEI

DATA BOOK」を作成し、学内の教職員向けに IR データの分析結果として共有する一方、学外配布用としても高校訪問等に活用している。さらに、分析ツールとして、学内各種アンケートを一元化し情報共有できる大学 IR 支援サイトを構築している。【資料 2-2-h】【資料 2-2-i】【資料 2-2-j】【資料 2-2-k】

**【自己評価】**

内部質保証のための体制を整備し、自主的・自律的に定期的な自己点検・評価を行っている。また、IR 機能を十分に活用して学修成果等を集積・可視化することで現状把握に不可欠な各種データの分析を適切に行っている。さらに、データの共有化や分析ツールの開発により IR 機能の体制整備を継続的に進めている。その結果、集積・分析されたデータを本学全体で俯瞰的に可視化することで、効率的な問題点の抽出や課題の設定に繋げるなど有効な活用が図られていると判断している。

**<資料一覧>**

□ 自己点検・評価に関する規則

【資料 2-2-1】尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価委員会規程

【資料 2-2-2】尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価委員会短期大学部実施部会規程

【資料 2-2-3】尚絅大学・尚絅大学短期大学部大学企画委員会規程

【資料 2-2-4】尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会規程

□ 直近の自己点検・評価の報告書

【資料 2-2-5】令和 6 年度短期大学機関別認証評価評価報告書案

□ 自己点検・評価を担当する会議体の議事録

【資料 2-2-6】尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価委員会議事録

□ 自己点検・評価の結果を学内に周知したこと示す文書

【資料 2-2-7】令和 6 年度自己点検・評価の結果および改善・向上に向けた取組について

□ IRなどを検討する会議体の規則

【資料 2-2-8】尚絅大学・尚絅大学短期大学部大学企画委員会規程

□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 2-2-a】尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証システム体系図

【資料 2-2-b】自己点検評価書担当者一覧

【資料 2-2-c】第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月

【資料 2-2-d】令和 6 年度事業の実績

【資料 2-2-e】第二期中長期計画目標管理表

【資料 2-2-f】尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ

「大学評価」<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/daigakuhyoka>

【資料 2-2-g】令和 7 年度外部評価報告書

【資料 2-2-h】尚絅学園事務組織規程

【資料 2-2-i】SHOKEI DATA BOOK（外部配布用）

【資料 2-2-j】SHOKEI DATA BOOK（学内用）

【資料 2-2-k】大学 IR 支援サイトトップページ

**基準項目 2-3 内部質保証のための機能性**

|             |  |           |
|-------------|--|-----------|
| <b>基準項目</b> | 2 - 3  | 内部質保証の機能性 |
| <b>担当</b>   | 自己点検・評価委員会、大学企画委員会、学生支援委員会、SD・FD 委員会、FD 推進部会 |           |
| <b>責任者</b>  | 山縣委員長  |           |
| <b>担当者</b>  | 山縣委員長、今村委員長、坂田部会長、砧塚大学企画室長                   |           |

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

| 評価の視点  | 評価の視点に関わる自己判定の留意点□  |
|--|---|
| ① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用                             | <input type="checkbox"/> アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。<br><input type="checkbox"/> 学生の意見・要望の分析結果を教育研究や短期大学運営の改善・向上に反映しているか。  |
| ② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用                          | <input type="checkbox"/> 学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や短期大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。   |
| ③ 内部質保証のための学科、専攻課程などと短期大学全体のPDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性 | <input type="checkbox"/> 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。<br><input type="checkbox"/> 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた短期大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。<br><input type="checkbox"/> 自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。 |

**2. 基準項目 2-3 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

**※指定するエビデンス資料□**

- 学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や短期大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など
- 学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則
- 学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や短期大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など
- 学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則
- 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録
- 自己点検・評価などの結果を短期大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録
- 自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など

※関連する参考法令

- ・学校教育法施行規則【第165条の2】
- ・短期大学設置基準【第1条】
- ・私立学校法【第36条、第99条、第148条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

##### 【事実の説明】

1)アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。

毎年度、授業改善アンケート、学生生活に関する実態調査などを実施し、学生の学修支援や生活環境に関する具体的な意見を収集・分析している。これらの結果は学内で共有され、必要な改善施策に反映させている。

また、学生との意見交換会を開催し、学生の要望や提案を直接聞き取る仕組みを整えている。特に、学部・学科単位での小規模な対話を通じて、現場に即した改善に努めている。

学生の相談窓口として、カウンセラーラームやキャリア支援センターを設置し、学生からの要望を日常的に受け付けている。

学生から収集した意見や要望に基づいて実施した改善策については、学生に適切にフィードバックを行い、透明性を確保している。

全学的な学生の意見・要望をくみ上げるシステムとしては未確立であるが、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムの整備を進めている状況である。

2)学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。

(学生支援に関する学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用)

学修支援に関する学生からの意見や要望の把握・分析は、以下に示す全学的な取組みを行い、それらの結果を学修支援の体制改善に活用している。

意見箱を九品寺キャンパス及び武藏ヶ丘キャンパスそれぞれの学生食堂と学生ホールの2か所に設置している。この意見箱を設置することで、学修支援も含めた学生の要望や意見などを自由に投書できる環境を整えている。意見箱に寄せられた投書については、月に1回学生支援課が回収し、学生支援課及び投函された意見・要望に関する各担当部署や学部に依頼し、回答を作成している。その後、回答の内容等をキャンパス部会で検討し、学生支援委員会に報告した後、意見箱の設置場所に回答を掲示して学生に周知している。【資料2-3-a】

授業科目に関しては、授業改善アンケートを学期ごとに中間期と期末の計4回実施している。中間期においては、自由記述式のアンケートにより①学修意欲を向上させた点②改善を希望する点を学期途中の学生の意見としてくみ上げ、授業担当教員は期末までの授業改善に努めている。期末においては、大学企画室が取りまとめたアンケート結果を各授業担当教員にフィードバックし、これを踏まえて教員が「分析と評価」「今後の取り組み」を記述し、授業改善アンケートの結果と併せて学内Webで公表、周知している。【資料2-3-b】【資料2-3-c】

また、教育改善委員に任命された学生代表者複数名と教員との間での意見交換会を各学部単位で実施している。各学部は意見交換会報告書を作成して大学企画室に提出するとともに、学科会議で全教員に周知し、各学部での教育に反映させる等の学修支援体制の改善に努めている。【資料2-3-e】【資料2-3-f】

卒業生を対象とした卒業時アンケートを毎年3月に実施している。本アンケートの結果を大学企画室で分析し、大学企画委員会で報告するとともに、結果を各担当部署や学部等と共有することで、各学部を中心にアンケートの結果明らかとなった諸問題の改善策を検討している。これらの結果や取組みについては、各学部での教育や次年度の事業計画等に活用することで学修支援や学修環境整備にも役立てている。【資料2-3-g】【資料2-3-h】

(心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用)

全学的な傾向を把握するために、基準項目2-6-①と同様の意見箱及び卒業時アンケートに加え、夏休み前に実施している学生生活に関する実態調査で把握・分析し、必要に応じて改善に取り組んでいる。なお、学生生活に関する実態調査については、調査結果から明らかになった諸問題等を両キャンパスのキャンパス部会及び学生支援委員会で検討し、改善に努めている。【資料2-3-a】【資料2-3-f】【資料2-3-g】【資料2-3-h】【資料2-3-i】

また、夏休み前のオリエンテーション時に記名式の疲労蓄積度調査を実施している。その結果をカウンセラー（臨床心理士）が分析し、分析結果を学生個人にフィードバックしている。その中で、特に疲労度の数値が高く、具体的な対応が必要だとカウンセラーが判断した場合は、学生支援課から当該学生にカウンセラーへの相談を促している。さらに、緊急の対応が必要だと判断した学生については、養護教諭を通じて学生支援課、各学部長・学科長に通知し、情報の共有と具体的な対応を協議するようしている。当該学生が望めば、保護者等または各学部の担任教員と情報を共有している。また、学生支援課職員及び各学部の教員が適宜学生との個人面談を行い、心身的な問題が発見された場合には、その情報を養護教諭に相談し、養護教諭から学生へ専門家（カウンセラー、ソーシャルワーカー）との面談を勧めている。相談内容によつては、専門家が外部の専門機関での治療を助言するなど、外部機関と連携を取りながら、適切な対応が取れる体制を整えている。なお、各キャンパス部会長、学生支援課職員、養護教諭及びカウンセラーで意見交換を行っており、学生に対する具体的な支援を検討している。【資料2-3-j】【資料2-3-k】

経済的な問題を抱える学生に対しても、学生支援課職員及び各学部の担任教員が学生との個人相談を通じて状況を把握している。面談を通じて、奨学金制度の助言や学生支援課での奨学金の申請に関する相談対応等、経済的な問題を抱える学生の把握と支援を行っている。

(学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用)

学修環境に関する学生の意見などについては、意見箱、学生との意見交換会、学生生活に関する実態調査及び卒業時アンケートを学生から寄せられた諸問題の解決に向けて活用している。また、学生支援委員会を通じて学生の要望を集約することで、全学的に改善すべき点の把握に努めている。これらの学生からの要望に対しては、費用対効果を検証した上で、優先順位を付けて整備計画に反映させることとしている。最近の具体例としては、学生寮（如蘭学寮）及びドーミー寮に関して、学生の意見を基

に、シャワー施設・部屋の補修や食事メニューの改善などを行っている。【資料 2-3-a】  
【資料 2-3-d】【資料 2-3-e】【資料 2-3-f】【資料 2-3-g】【資料 2-3-h】【資料 2-3-i】【資料 2-3-w】

#### 【自己評価】

授業改善アンケートや卒業時アンケート、意見箱、意見交換会、学生生活に関する実態調査、疲労蓄積度調査、個人面談などを通じて、学修支援や学生生活、学修環境に関する学生の意見や要望をくみ上げるシステムが適切に整備されており、これらの意見や要望は関係部署や教職員と共有されたうえで、学生支援委員会や各学部、学生支援課が中心となり、施設・設備の整備計画への反映や心身の健康相談、経済的支援を含む適切な改善策が実施されていると判断している。

学生の意見・要望をくみ上げるシステムは、全学的には未確立であるが、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムの整備を進めている状況である。

### 2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

#### 【事実の説明】

学外関係者の意見・要望を把握・分析するため、本学では毎年度、外部評価委員会を開催し、外部有識者による評価を受けている。これにより、教育・研究等の質の向上と改善に資する取組みを推進している。また、評価結果は外部評価報告書としてまとめ、本学の自己点検・評価結果と併せて、自己点検・評価委員会、内部質保証委員会、評議会、常勤理事会、評議員会及び理事会に報告し、運営の改善・向上と内部質保証の向上に取り組んでいる。

学外関係者に対するフィードバックを踏まえたシステムは未確立であるが、全学的な体制整備を進めている状況である。【資料 2-3-x】【資料 2-3-y】【資料 2-3-z】

#### 【自己評価】

外部評価委員会を通じて、学外関係者の意見や要望を把握・分析し、それらを教育研究の質向上や運営改善に反映する仕組みが整備され、実践されている。学外関係者に対するフィードバックを踏まえたシステムは未確立であるが、全学的な体制整備を進めている状況である。

### 2-3-③ 内部質保証のための学科、専攻課程などと短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### 【事実の説明】

1)三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映しているか。

三つのポリシーを起点とした内部質保証に関しては、「尚絅大学のアセスメント・ポリシー」に基づき、具体的な学修成果の評価項目や方法等をアセスメント・チェックリストにて明示し、四階層のレベルに応じた自己点検・評価を行っている。各学部のアセスメント・チェックリストに基づく点検・評価内容は、全学の組織である教務連絡協議会で検証し、実施部会、自己点検・評価委員会、内部質保証委員会での審議を経て、教育の質保証に関する点検・評価と三つのポリシーの妥当性を検証している。内部質保証委員会の点検・評価結果は、大学・短期大学部評議会に報告した後、学長

が評価結果及び次年度への取組み・改善方策を決定している。そして、学長がこの取組み・改善方策を内部質保証委員会、自己点検・評価委員会及び実施部会を通じて各学部及び委員会等へ指示することで、教育の改善・向上に資するPDCAサイクルを構築している。【資料2-3-l】【資料2-3-m】【資料2-3-n】【資料2-3-o】【資料2-3-p】【資料2-3-q】【資料2-3-r】【資料2-3-s】

2)自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。

自己点検・評価結果等については、前述のとおり、学長の責任のもとで、改善方策及び事業計画の実行を指示し、必要に応じて第二期中長期計画または三つのポリシーの改正を検討している。また、これらの自己点検・評価結果については、尚絅学園常勤理事会へ報告し、必要に応じて本学の内部質保証に対する助言が提言される体制としている。

さらに、外部評価委員会を毎年度開催して外部有識者からの評価を受けることで、本学の教育・研究等の質の向上と改善に資する取組みを行っている。また、その評価結果は外部評価報告書として、本学の自己点検・評価結果と併せて、自己点検・評価委員会、内部質保証委員会、評議会、常勤理事会、評議員会及び理事会に報告し、本学の運営の改善・向上と内部質保証の向上に取り組んでいる。【資料2-3-t】【資料2-3-u】  
【資料2-3-v】

一方で、令和3(2021)年度に完成年度を迎えた現代文化学部と令和5(2023)年4月1日を開設したことも教育学部に関しては、各年度の設置計画履行状況報告書をそれぞれの教授会において審議し、評議会、常勤理事会の協議を経て、尚絅学園理事会、評議員会へ報告し、本学ホームページに掲載し社会に公表している。

3)自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。

自己点検・評価、認証評価などの結果は、本学ホームページなどに積極的に公表しているが、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう体制整備を進めている状況である。

### 【自己評価】

三つのポリシーを起点とした内部質保証のための学科及び本学全体のPDCAサイクルを構築し、自己点検・評価によって抽出された課題の改善方策を第二期中長期計画に基づいて設定される単年度毎の事業計画に反映させる体制を確立している。これにより、本学の運営の改善・向上のための内部質保証システムが機能していると判断している。また、自己点検・評価、認証評価などの結果は、本学ホームページなどに積極的に公表しているが、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう体制整備を進めている状況である。

### ＜資料一覧＞

学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを

示す図など

【資料 2-3-1】学生及び学外関係者における意見・要望に対する改善システム図（案）

□ 学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則

【資料 2-3-2】尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価委員会規程

【資料 2-3-3】学生及び学外関係者における意見・要望に関する内規（案）

□ 学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげる  
システムを示す図など

【資料 2-3-4】学生及び学外関係者における意見・要望に対する改善システム図（案）

□ 学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則

【資料 2-3-5】尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価委員会規程

【資料 2-3-6】学生及び学外関係者における意見・要望に関する内規（案）

□ 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上  
に生かすことを検討する会議体の議事録

【資料 2-3-7】内部質保証委員会議事録

□ 自己点検・評価などの結果を短期大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会  
議体の議事録

【資料 2-3-8】内部質保証委員会議事録

□ 自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書な  
ど

【資料 2-3-9】

□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 2-3-a】令和 6 年度意見箱への投書に対する回答

【資料 2-3-b】令和 6 年度授業改善アンケート実施要領

【資料 2-3-c】令和 6 年度授業改善アンケート結果

【資料 2-3-d】令和 6 年度学生との意見交換会実施要領

【資料 2-3-e】令和 6 年度学生との意見交換会報告書

【資料 2-3-f】令和 6 年度卒業時アンケート実施要領

【資料 2-3-g】令和 6 年度卒業時アンケート結果

【資料 2-3-h】令和 6 年度学生生活に関する実態調査集計結果

【資料 2-3-i】令和 6 年度学生生活に関する実態調査集計結果に対するコメント

【資料 2-3-j】令和 6 年度疲労蓄積度調査実施要領

【資料 2-3-k】令和 6 年度疲労蓄積度調査結果

【資料 2-3-l】尚絅大学短期大学部のアセスメント・ポリシー

【資料 2-3-m】アセスメント・チェックリスト

【資料 2-3-n】教務連絡協議会議事要録

【資料 2-3-o】自己点検・評価委員会大学実施部会議事要録

【資料 2-3-p】自己点検・評価委員会議事要録

【資料 2-3-q】内部質保証委員会議事要録

【資料 2-3-r】尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証システム体系図

【資料 2-3-s】大学・短期大学部評議会議事要録

【資料 2-3-t】第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月

【資料 2-3-u】令和 7 年度外部評価報告書

【資料 2-3-v】令和 7 年度事業計画

【資料 2-3-w】施設・設備計画

【資料 2-3-x】第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月

【資料 2-3-y】令和 7 年度外部評価報告書

【資料 2-3-z】令和 7 年度事業計画

## 〔基準2の自己評価〕

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

内部質保証の組織体制については、内部質保証の基本方針と規程に基づき、自己点検・評価の体制を整備し、恒常的な内部質保証システムを構築している。また、自己点検・評価の責任体制も適切に確立されている。

自己点検・評価の実施については、令和5年度から新体制のもと、定期的かつ適切な自己点検・評価を実施し、外部有識者による評価も行われている。IR機能を活用し、学修成果の可視化やデータ分析を進め、全学的な課題抽出や改善に役立てている。

内部質保証の機能性については、学生の意見や要望を収集する仕組みを整備し、学修支援や学生生活の改善に活用している。外部評価委員会を通じて学外関係者の意見を分析し、教育・運営の向上に反映する体制の整備を進めている。また、PDCAサイクルと公表については、三つのポリシーに基づき、学部および全学のPDCAサイクルを構築し、課題の改善策を事業計画に反映する体制を確立している。自己点検・評価の結果は公表しているが、学内外の理解促進に向けた取り組みを進めている。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学生および学外関係者の意見・要望をくみ上げるシステムは、全学的な組織体制としては未確立のため、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを整備する必要がある。また、自己点検・評価、認証評価などの結果は、本学ホームページなどに積極的に公表しているが、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう検討する必要がある。

意見箱の取扱いについては、公平な対応のため規定化することを検討する。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

内部質保証体制については、学則、基本方針及び内部質保証規程に基づき、内部質保証システムの機能強化を図っている。今後も引き続き、自主的・自律的な内部質保証に取り組む。

本学の内部質保証システム体系図に基づく自主的・自律的な自己点検・評価を継続して実施する。また、更なる効果的な内部質保証を実施するためにIR機能を強化し、大学IR支援サイトの構築と運用に取り組む。

学生および学外関係者の意見・要望をくみ上げる取組みとして、意見箱、授業改善アンケート、学生との意見交換会、疲労蓄積度調査、学生生活に関する実態調査及び卒業時アンケートなど、それぞれ関係する委員会等で主要な手段として認識が深まっており、これらを通じて問題点の抽出から改善に至るPDCAサイクルは機能しているものの、全学的な組織体制としては未確立のため、教育研究および大学運営の改善・向上につながるシステムの体制を整備する。意見箱の取扱いについては、公平な対応のため規定化を進める。

内部質保証委員会を中心とした内部質保証の仕組みは令和5(2023)年度から機能しているが、恒常的に機能するよう、工夫をこらさなければならない。教育の質保証や大学全体の質保証のための評価指標を現時点では適切に定めているが、変化する社会情勢や教育方針等に対応して評価指標の見直しを適宜行うとともに、自己点検・評価

が形骸化しないよう、組織内で目的意義の再確認等を隨時行う。

一方で、第二期中長期計画及び単年度の事業計画ならびにこども教育学部の設置計画履行状況報告書の計画を遂行・達成するよう、計画・目標の共有を常に図る仕組みとして、大学IR支援サイトを活用した共有化を整備する。

**基準 3. 学生****基準項目 3-1 学生の受入れ**

|             |              |        |
|-------------|--------------|--------|
| <b>基準項目</b> | 3-1          | 学生の受入れ |
| <b>担当</b>   | 入試委員会、入試課    |        |
| <b>責任者</b>  | 山縣委員長        |        |
| <b>担当者</b>  | 山縣委員長、西山入試課長 |        |

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

| 評価の視点                            | 評価の視点に関わる自己判定の留意点  |
|----------------------------------|--|
| ① アドミッション・ポリシーの策定と周知             | <input type="checkbox"/> アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。  |
| ② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証 | <input type="checkbox"/> アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか。<br><input type="checkbox"/> 入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っているか。 |
| ③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持           | <input type="checkbox"/> 入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。  |

**2. 基準項目 3-1 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

**※指定するエビデンス資料**

- アドミッション・ポリシーを示す部分の URL
- アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則
- 入試方法の検討と検証を行う会議体の規則

**※関連する参考法令**

- ・学校教育法【第 90 条、第 108 条】
- ・学校教育施行規則【第 150 条、第 162 条、第 165 条の 2、第 172 条の 2】
- ・短期大学設置基準【第 2 条の 2、第 4 条、第 35 条の 2】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

##### 【事実の説明】

尚絅大学短期大学部（以下「本学」という。）では、平成21(2009)年に各学科のアドミッション・ポリシーを策定して以来、必要に応じて改正を行ってきたところである。アドミッション・ポリシーの策定及び改正は、入試委員会の下部組織である入試委員会大学実施部会で協議・検討し、入試委員会及び大学・短期大学部評議会（以下「評議会」という。）の審議を経て行うこととしている。

アドミッション・ポリシーにおいては、各学科の目的、特色、専門分野の特性、入試区分の特色に応じて、入学志願者に求める能力・意欲・適性等と評価・判定方法を明記し、学生便覧、募集要項及び大学ホームページなどに掲載して、広く周知している。また、オープンキャンパス、高校の進路担当教員や高校生等を対象とした入試説明会のほか、入試アドバイザー及び教職員による高校訪問等でも説明し、直接周知を行っている。【資料3-1-a】【資料3-1-b】【資料3-1-c】【資料3-1-d】【資料3-1-e】【資料3-1-f】

##### 【自己評価】

本学では、各学科の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、必要に応じて改正している。また、学生便覧、募集要項、大学ホームページ等の各媒体や広報活動を通じて、これを広く周知している。このため、本学は、教育目的に基づくアドミッション・ポリシーの策定と周知を適切に行っていると判断している。

#### 3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

##### 【事実の説明】

本学では、入学者選抜について、いずれの入試区分においても、アドミッション・ポリシーに基づいて学部・学科の求める学生像に合致した入学者を選抜するために「尚絅大学・尚絅大学短期大学部入学者選抜規程」を定め、公正かつ妥当な方法により実施している。アドミッション・ポリシーに基づいて適切な入学者選抜を実施するため、募集要項には、入試区分ごとの選考方法などの情報を記載している。また、入学者選抜は、入試区分ごとに実施要領を策定し、入試実施責任者、採点の集計者、点数入力者等を明確に定めた上で、各実施要領に基づいて行っている。入学者選抜後、合格者を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとで判定するため、学科判定会議、教授会及び入試委員会の審議を経て、学長が合格者の決定を行っている。その後、所定の入学手続を済ませた合格者については、教授会において審議を行い、学長が入学者を決定している。【資料3-1-g】

なお、総合生活学科については、社会環境の急激な変化等、特に少子化による18歳人口の減少と全国的な4年制大学志向の高まりにより、長期間にわたり入学定員を充足できない状況が続いたため、令和8（2026）年度以降の学生募集を停止することとした。

【表3-1-1】学科毎の選抜区分一覧

| 入試区分            |           | 選考方法                   | 食物栄養学科 | 幼児教育学科 |
|-----------------|-----------|------------------------|--------|--------|
| 総合型選抜           | 第1回、第2回   | 体験授業（レポート、理解度テスト含む）、面接 | ○      | ○      |
|                 | 第3回/自己推薦型 | 面接                     | ○      | ○      |
| 学校推薦型選抜         |           | 小論文、面接                 | ○      | ○      |
| 一般選抜            | 第1回、2回、   | 筆記試験                   | ○      | ○      |
|                 | 第3回       | 総合問題(小論文含む)            | ○      | ○      |
| 大学入学共通テスト利用型選抜  | 第1回、2回、3回 | 共通テスト判定結果の利用           | ○      | ○      |
| 社会人選抜           | 第1回、2回、3回 | 面接                     | ○      | ○      |
| 外国人留学生選抜        |           | 日本語の作文、面接              | ○      | ○      |
| 外国にルーツを持つ生徒対象選抜 |           | 面接                     | ○      | ○      |

総合型選抜では、志願者の能力・適性や、学修に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する選抜方法である。体験授業、面接、自己申告書又は大学入学志望理由書及び調査書において学力の3要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力及び主体的かつ多様な人々と協働して学ぶ態度等）を総合的に判断している。学校推薦型選抜では、本学を専願とし、成績・人物ともに優秀と認められて校長から推薦されることを出願の要件としている。これら2つの入試区分の合格者に対しては、合格者に対し入学前スクーリングの中で課題を与え、入学までの期間のモチベーションの維持や基礎学力の向上及び入学後に必要な知識の修得に努めている。また、一般選抜において、全学科に英語資格みなし得点制度を導入しており、資格・検定試験等の成績も積極的に活用している。さらに多様な背景を持つ入学者を選抜するために令和6(2024)年度入試から「外国にルーツを持つ生徒対象選抜」を開始するなど、アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生の受入れを行っている。食物栄養学科においては、高校からの要望に応えて、令和6(2024)年度入試から「高等学校家庭科技術検定」を調査書での加点や一般選抜でのみなし得点化を導入し、評価している。加えて、食物栄養学科では、令和2(2020)年度入試から学科での教育と親和性が高い「農業系・家政系高校」を対象とした「農・家政系」枠を設置している。【資料3-1-b】

一般選抜などの入試問題を作成するに当たっては、外部委託は行わず、出題教科ごとに問題作成責任者、問題作成委員を学長が任命し、実施する全ての科目で本学の教員が作問を担当している。「入学試験問題事前チェックシート」により複数人が確認し、早期発見による出題ミスの防止に努め、入試問題の質的向上を図っている。【資料 3-1-h】

このような様々な入試区分があるが、多くの選抜において面接等を行うことで、学科への志望理由や適性の把握に努めている。アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを実施するに当たり、次年度の募集要項を策定する際は、入試委員会短期大学部実施部会にてアドミッション・ポリシー、選考方法、出願書類等の見直しを行い、入試委員会にて審議している。【資料 3-1-d】【資料 3-1-e】

食物栄養学科における入試の検証については、総合型選抜で入学した学生の 1 年次前期 GPA 平均値は 2.24、学校推薦型選抜・併設校は 2.38、そして学校推薦型選抜・併設校以外は 2.40 であった。ステューデント  $t$  検定を実施したが、この 3 グループ間には有意な差は認められなかった。一方、入試の成績については、評定平均ほどは入学後の GPA との間にはっきりとした関係を見出すことができなかった。本学科での学修は、課題の提出や期末試験対応が主となっており、同様の視点・ポイントで評価が定まる高校の評定平均との相関性が高いものと思われる。なお、退学者・休学者については、入試区分・入試成績との関連性は見いだせなかった。【資料 3-1-j】

幼児教育学科における入試の検証については、入試区分別に 1 年次前期成績(GPA)を分析している。特に学校型選抜入試における指定校推薦合格者(44 人)は、入学後平均 GPA2.67 と安定した学業成果を修めている。次いで、総合型選抜合格者(35 人)は平均 GPA2.43 であるが、GPA2 未満の学生も 2 割以上を占め、学修支援の果たす役割も大きい。このような状況を踏まえ、オープンキャンパスや進路ガイダンス、高校訪問等における個別相談では、各自の強みを活かした入試区分の案内や入学後のサポート体制を十分に説明するとともに、評定平均が高い生徒に対しては指定校推薦の利用を積極的に勧めた。【資料 3-1-k】

また、令和 7(2025)年度入学者選抜では、実施内容を募集要項に記載するとともに、例年実施している高等学校の進路指導担当教員を対象とした入試説明会のほか、入試アドバイザー及び教職員による高校訪問等により周知を図っている。【資料 3-1-f】

### 【自己評価】

本学では、各学科のアドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者選抜を公正かつ妥当な方法で実施し、適正な体制で運用している。また、入学者受入れ方法についての検証を適切に行っている。

## 3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【事実の説明】

本学の全学科において、入学定員確保のための学生募集は最重要課題として捉えている。各学科の特色やカリキュラム、取得可能な免許資格等を記載した大学案内『SHOKEI CAMPUS GUIDE 2025』を作成し、オープンキャンパス、入試アドバイザー及び教職員による高校訪問、進学ガイダンス（入試説明会）等で活用した。さら

に、出前講義、高校生（小中校生も含む）を対象としたイベント活動、大学ホームページやSNSを利用した入試広報などの取組みを教職協働で行った。さらに、令和7(2025)年度以降の入学者を対象とする「二世代・三世代入学奨学金」を新設し、同窓会との連携により、本学卒業生にDMを送付するなど入試広報の範囲を拡大した。しかしながら、令和7(2025)年度入学者選抜においては、全学科で入学定員未充足の状況にある。【資料3-1-f】【資料3-1-i】【資料3-1-m】【資料3-1-n】【資料3-1-o】【資料3-1-p】【資料3-1-q】

食物栄養学科は、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度入試においては、入学定員充足率が90%を超え、充足に近い水準であった。しかしながら、令和4(2022)年度及び令和5(2023)年度入試においては、全国的な短期大学及び栄養系学部・学科の志願者減少の状況の中で定員割れは続いているものの、入学定員充足率80%以上を維持している。本学科では、入学定員確保のために、令和2(2020)年度入試からは学科での教育と親和性が高い農業系・家政系高校を対象とした農・家政系枠を設置し、本入試方式がまだ浸透していない特に県外の高校への訪問を強化している。また、他学の栄養士養成校では殆ど見られない病院・学校（保育所）・施設の3か所で校外実習を行っている点、栄養士としての就職率が極めて高いという点や、「食品衛生監視員」「食品衛生管理者」「栄養製菓マスター」などの資格も取得できる点等を本学科の大きな魅力として発信している。【資料3-1-a】【資料3-1-b】【資料3-1-s】

幼児教育学科は、尚絅大学こども教育学部設置に伴い、令和5(2023)年度から入学定員を150人から100人に減員した。令和4(2022)年度を除き、令和2(2020)年度以降は入学定員充足率を満たしていたものの、令和6(2024)年度は入学者84人、入学定員充足率84.0%で定員未充足となった。少子化に加えて4年制大学志向、さらには令和5(2023)年度の一部の保育施設における不適切保育の報道による保育者に対するイメージダウンが挙げられる。同学科では、各教科と連携した実習指導と実習環境、個別のピアノ学修環境等の教育の質に加えて、学生定員の4倍以上である求人の多さと100%に近い専門職就職率や就職相談支援体制の充実による早期離職の少なさ等、実習から就職までの一貫した教育・支援の質の高さを他の保育養成校との差異としてアピールしている。社会人学生の受入促進の取組みとしては、「専門実践教育訓練講座」制度の活用について、保育実習先やハローワーク等へ積極的に働きかけている。【資料3-1-a】【資料3-1-b】【資料3-1-t】

### 【自己評価】

本学の全学科において、入学定員及び収容定員を満たしていないが、各学科ともその背景や理由を分析し、教育内容の充実、学修成果の向上、学科の魅力向上のための新たな資格取得の導入、広報戦略・入学者選抜方法の改善など、入学定員充足率及び収容定員充足率向上のための取組みを着実に行っていると判断している。

### ＜資料一覧＞

#### □ アドミッション・ポリシーを示す部分のURL

【資料3-1-1】尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ

「アドミッション・ポリシー」

<http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/nyushi/policy>

アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則

【資料 3-1-1】

入試方法の検討と検証を行う会議体の規則

【資料 3-1-2】

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 3-1-a】 令和 6 年度尚絅大学短期大学部学生便覧

【資料 3-1-b】 募集要項 2025

【資料 3-1-c】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ

「アドミッション・ポリシー」

<http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/nyushi/policy>

【資料 3-1-d】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部入試委員会規程

【資料 3-1-e】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部入試委員会短期大学部実施部会規程

【資料 3-1-f】 令和 5 (2023)年度入試アドバイザー・教職員高校訪問実績

【資料 3-1-g】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部入学者選抜規程

【資料 3-1-h】 入学試験問題事前チェックシート

【資料 3-1-i】 総合生活学科入試区分検証データ

【資料 3-1-j】 食物栄養学科入試区分検証データ

【資料 3-1-k】 幼児教育学科入試区検証データ

【資料 3-1-l】 SHOKEI CAMPUS GUIDE 2025

【資料 3-1-m】 令和 6(2024)年度オープンキャンパス実績

【資料 3-1-n】 令和 6(2024)年度進学ガイダンス（入試説明会）実績

【資料 3-1-o】 令和 6(2024)年度出前講義一覧

【資料 3-1-p】 令和 6(2024)年度大学ホームページ利用

【資料 3-1-q】 学科別入学者数・在籍学生数の推移

【資料 3-1-r】 総合生活学科入学定員減員の会議録等

【資料 3-1-s】 食物栄養学科農家政高校向けチラシ

【資料 3-1-t】 幼児教育学科専門実践教育訓練講座案内

**基準項目 3-2 学修支援**

|             |                         |      |
|-------------|-------------------------|------|
| <b>基準項目</b> | 3 - 2                   | 学修支援 |
| <b>担当</b>   | 教務連絡協議会、学生支援委員会、教務委員会   |      |
| <b>責任者</b>  | 増淵委員長                   |      |
| <b>担当者</b>  | 増淵委員長、岩下学科長、菊池学科長、今村委員長 |      |

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

| 評価の視点                                     | 評価の視点に関する自己判定の留意点   |
|---|---|
| ① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備                | <input type="checkbox"/> 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。   |
| ② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実 | <input type="checkbox"/> 学修支援のために、TA や SA(Student assistant)などを適切に活用しているか。<br><input type="checkbox"/> オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。<br><input type="checkbox"/> 障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。<br><input type="checkbox"/> 中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。 |

**2. 基準項目 3-2 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

**※指定するエビデンス資料**

- 学修支援に関する方針・計画
- 学修支援に関する会議体の規則
- TA、SA などに関する規則
- オフィスアワーを学生に周知したことを示す文書
- 障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況
- 障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況
- 退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則

**※関連する参考法令**

- ・短期大学設置基準【第 11 条、第 20 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

##### 【事実の説明】

本学では、教務連絡協議会及びその下部組織である教養教育部会で全学的な学修支援の方針を定めている。これらの組織は教員と職員とで構成されており、教職協働による学修支援を推し進めている。これを受け、教務委員会（短期大学部の教育課程や教育全般に関する重要事項を審議する組織、教員・職員で組織）、教授会や各学科が中心となって、学修支援のための方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。

##### 【資料 3-2-a】【資料 3-2-b】【資料 3-2-c】【資料 3-2-d】

教務連絡協議会及び教養教育部会で決定された方針・計画を受けて、各学科は学科の学修支援の方針・計画の策定、実施、検証及び継続・改善からなる学修支援のPDCAサイクルを構築し、教務課等の関連部署と協働して学修支援を適切に実施している。学修支援の重要度が特に高い入学時や各学期の開始時には学年別オリエンテーションを実施し、学生に対し三つのポリシーの周知や授業科目の履修指導等の学修支援を行っている。また、全学共通の「基礎セミナー（必修）」では、入学後の学修が円滑に軌道に乗るよう、各学科での学修に必要不可欠な基礎知識の教授に努めている。これらの取組みは教務連絡協議会で共有するとともに、次年度への計画に活用している。【資料 3-2-e】【資料 3-2-f】【資料 3-2-g】【資料 3-2-h】【資料 3-2-i】

一方、学生の基礎学力の向上を目的として設置した学修支援センターは、学生への個別の学修指導（補習）や学修等に関わる学生相談への対応を中心とした業務を担っている。学修支援センターは、センター長（学長補佐（教育担当））を中心に、教員（非常勤講師を含む）と教務課職員による教職協働体制で運営し、同センターで実施する補習等のスケジュールはホームページ等で学生に周知している。【資料 3-2-j】【資料 3-2-k】【資料 3-2-l】

総合生活学科では事務職員の実習助手1人を学科に配属し、「フードプランニング実習」や「アパレルメーリング実習」等の実習の授業において、担当教員の補佐として学修支援を担っている。また、必修科目における学生の出席状況や課題の提出状況等を把握し、支援が必要な実態について随時情報提供を行っている。担任教員による本人への確認や保護者への通知など、学生と教職員間の連携も補佐し、適切な学修支援が可能になるよう取り組んでいる。【資料 3-2-m】【資料 3-2-n】

食物栄養学科では学科所属の助手（栄養士法施行規則第九条五で定められた専任の助手、以下「教員助手」という。）3人に加え、本学科の卒業生で栄養士免許を持った事務職員3人を実習助手として学科に配属し、学修支援を担っている。実習助手は教員助手と同様に実験実習科目の補佐として学修支援を行うほか、クラス担任補佐、学科当番（学科会議や諸々の学科行事の運営を行う学科内の役職）、資格取得支援、卒後研修会及び入学前教育等にも携わっている。また、学科の性質上、数学（算数）、化学や生物学の基礎学力向上のための学修支援施策として学修支援センターとの連携を強化しており、学力試験実施とその結果に基づく同センターへの誘導を推進している。その結果、令和6（2024）年度は延べ333人（数学116人及び化学・生物217人）の

**学生が学修支援センターを利用した。【資料 3-2-o】【資料 3-2-p】【資料 3-2-q】**

幼児教育学科では本学科の卒業生で保育士資格・幼稚園教諭免許を持った事務職員 2 人をそれぞれ実習助手、科目（造形）担当助手として学科に配属し、学修支援を担っている。助手らはそれぞれの関連科目の補佐として学修支援を行うほか、資格取得支援、学科当番、卒後研修会及び入学前教育等にも携わっている。教職員が連携して行っている学修支援においては、幼児教育学科の令和 6（2024）年度学修支援センター利用者は、英語延べ 42 人、ピアノ延べ 10 人（予測：年度末確定）である。また、幼児教育学科独自に実施している学修支援の利用者は、各教科の課題や公務員試験（保育士・幼稚園教諭）の支援が延べ 90 人（予測：年度末確定）となっている。【資料 3-2-r】【資料 3-2-s】

**【自己評価】**

学修支援に関する全学的な方針・計画・実施体制が適切に整備されており、それらに基づく各学科の学修支援が教職協働で取り組まれている。また、各学科個別の授業科目や資格取得に関する支援がなされており、適切な学修支援体制が整備されているものと判断している。

**3-2-② TA の活用をはじめとする学修支援の充実**

**【事実の説明】**

(1) 学修支援のために、TA や SA (Student Assistant) などを適切に活用しているか。

総合生活学科は、上述のように学科の卒業生である事務職員 1 人を実習助手として雇用し、学生からの様々な相談に対応しており、TA や SA に類似した学修支援を行っている。【資料 3-2-m】

食物栄養学科では、学科の卒業生 3 人を実習助手として学修支援にあてるにより、TA や SA に類似した教育支援体制を実現している。【資料 3-2-p】

幼児教育学科も同様に、助手 2 人が学修支援にあたって TA などに類似した支援体制を実現している。【資料 3-2-r】

(2) オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

全学部・学科のオフィスアワー制度については、専任教員は全員週 2 回以上のオフィスアワーを設定してシラバスに明示するとともに、「基礎セミナー」、学期開始時のオリエンテーション、初回授業等で学生への周知を図っている。実際には、オフィスアワー以外での質問や相談に隨時対応しており、非常勤講師及び兼任教員も、授業間の休憩時間の活用あるいは電子メール等で学生の質問や相談に応じている。

**【資料 3-2-h】【資料 3-2-t】**

(3) 障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。

本学では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」を学生便覧に記載して全学的に周知している。障がいのある学生への配慮に関する具体策として、「障がい等により特別な配慮を希望する方へ」を入学予定者に郵送することにより障がいのある学生の事前把握に努めている。加えて、障がい等により入学後の修学等に関して何らかの配慮措置を必要とする入学予定者には、窓口である学生支援課での相談を勧めるとともに、情報を教職員間で共有している。また、学生から合理的配慮を求める「講

義時における支援申請書」が提出された場合は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」に則って、授業担当教員だけでなく、学科会議や学生支援委員会等において対応を検討し、各学科において個別対応を行っている。なお、学生面談等による現況を踏まえて、個別の支援が必要だと判断した場合においては、可能な限り合理的配慮を行うよう取り組んでいる。【資料 3-2-u】【資料 3-2-v】【資料 3-2-w】【資料 3-2-x】

(4) 中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。

総合生活学科では、就学意欲が減退した学生や合理的配慮が必要な学生を早期に把握し支援することで中途退学等を予防している。具体的には、教員との定期的な個別面談を行い、支援が必要な学生ごとに学科内教員による「退学防止対策班」を設置し、問題分析と対応等について協議している。「退学防止対策班」では、必要に応じて保健室の養護教諭やカウンセラー、教務課、学生支援課、保護者や高校時代の担任との連携を図っている。10月には1年生の保護者を対象とした保護者懇談会を実施し、家庭との信頼関係構築のために、保護者との個別面談も行っている。学生、保護者、教員間の連携を深め、協力体制の構築につながる機会となっている。【資料 3-2-e】【資料 3-2-y】【資料 3-2-z】【資料 3-2-aa】

食物栄養学科では、休・退学の事由の多数を「心身の不調」「能動的な進路変更」「家庭の事情」が占めているが、これらの理由に起因する休・退学を教職員による対応レベルで防止することは非常に難しい。本学科では、主として学修面での諸問題を解決して中途退学等を防止することを目的として、学修態度、学修成果（成績）や心身の変化の状況把握とそれらに基づいた学修支援を実施している。具体的には、クラス担任による定期的な学生面談により学生個々の学修や心身の状況の把握に努めるとともに、関連部署とも相談の上で対策を適宜個別に講じている。また、欠席や課題の提出状況等の情報を Google スプレッドシート等により教員間で共有するとともに、必要に応じてクラス担任から学生への指導や保護者への連絡を行うなどの措置をとっている。さらに、新規科目の開講や卒業必修科目の削減などのカリキュラムの見直しを適宜行うことにより、中途退学、休学及び留年の未然防止に努めている。加えて、令和元年（2019）度より本学での学修への心構えやカリキュラム等を入学直後に詳細に説明する入学時オリエンテーション及び保護者説明会を実施している。その際、クラス担任や関連教職員への連絡方法を周知するなどして学修や学生生活について相談しやすい環境を整えている。これに関連して、令和 2（2020）年度からは保護者との連絡をスムーズに行えるよう、保護者のメールアドレスを収集している。この他、学修支援の一環として、本学科では入学後に学修成果を十分に獲得できるよう、入学手続きが完了した合格者に対する入学前教育（数学、化学及び生物）を実施している。また、例年 2 月に開催している入学前スクーリングでは入学前教育課題の解説を行うとともに、入学後の学修（調理も含めて）に関するアドバイス等も行っている。入学直後の「基礎セミナー」の授業の際に数学、化学及び生物の基礎学力チェックテストを実施して入学前教育での学修成果獲得状況の確認を行い、この試験の成績が一定基準以下の学生には学修支援センターの利用を強く促している。本学科では、学科の特性上、

調理技術の未熟さが原因となって学修意欲が低下する可能性もあるため、調理技術を向上させるための補習も適宜実施している。年度末の学科会議で中途退学、休学や留年に関する1年間の総括を実施し、次年度以降の対応策等について検討している。【資料3-2-f】【資料3-2-ab】【資料3-2-ac】【資料3-2-ad】【資料3-2-ae】【資料3-2-af】【資料3-2-ag】

幼児教育学科では、各クラス担任を中心に教務課と連携し学生との面談を定期的に実施することで学生の学修・生活状況の把握に努めている。また、教務委員会において各委員会（学生支援、実習、就職）と連携し、学生全体の学修・生活状況を把握し、学科会議において教員や養護教諭、助手と情報を共有している。それをもとに、学科全体で学生一人ひとりにいつでも対応できるよう体制を整備している。本学科では、学科の特性上、保育士や幼稚園教諭、保育教諭を目指している学生が多く在籍しているため、これら免許や資格に関する科目の単位が修得できなければ、学生の学修意欲が低下する可能性もある。このことから入学前スクーリング・セミナーの段階から保育への意欲・関心を高めるための講義やグループワークを行い、スムーズな学びにつながる課題を出している。入学後は、関連科目の担当教員と連携し、欠席や課題提出状況の調査を定期的に行い学科全体で情報を共有している。対象学生については、随時クラス担任や実習委員などが個別面談と必要な学修支援を行い、状況に応じて保護者への連絡などの措置を取っている。また、進路変更を検討している学生に対しては、転学科の選択肢も提示し他学科とも連携をとっている。その結果、令和6年度は1名の転学科があった。さらに、本学科における幼稚園教諭二種免許・保育士資格を取得するための認定単位数は国の基準を超過していたため、学生の負担を軽減するために、令和5(2023)年度入学生から保育士資格に係る選択科目の単位数の削減及び教育の質を担保したカリキュラムの見直し作業を行い、令和6(2024)年度からは一部の科目（英語II）において習熟度別にクラス編成を行い、より手厚い指導を行うことで、中途退学や休学、留年の未然防止を講じている。加えて、入学式後に学科のカリキュラム等を詳細に説明するオリエンテーションを実施し、シラバスと合わせてクラス担当や他の教職員への連絡方法を周知し、学生や保護者が修学に関する相談を行いややすい環境を整えている。また、保護者にも入学式当日の入科式において入科式資料を配布し、学科の教育方針や2年間の学びについて説明している。【資料3-2-g】【資料3-2-ah】【資料3-2-ai】【資料3-2-aj】

### 【自己評価】

本学ではTAやSA等の制度は設けていないが、実習助手や教員助手を適切に活用することで教員の教育活動への支援がなされている。オフィスアワーも、全教員によるシラバスへの明記とオリエンテーション等での周知によって適切に実施されている。教職協働による学生一人ひとりに対するきめ細かい支援により、障がいのある学生への配慮が適切に実施され、加えて、中途退学、休学及び留年などに対しては、それらの原因分析の結果を基に全学あるいは各学科で対応策を適宜検証・改善（継続）し、適切な対応がなされていると判断している。

＜資料一覧＞

□ 学修支援に関する方針・計画

- 【資料 3-2-3】学修支援の方針（第二期中長期計画）
- 【資料 3-2-5】総合生活学科学年別オリエンテーション次第
- 【資料 3-2-6】食物栄養学科学年別オリエンテーション次第
- 【資料 3-2-7】幼児教育学科学年別オリエンテーション次第
- 【資料 3-2-8】令和 6 年度「基礎セミナー」シラバス
- 【資料 3-2-9】教務連絡協議会議事録
- 【資料 3-2-10】学修支援センター規程
- 【資料 3-2-11】尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ「学習支援センター」  
<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/campus-life/gakusyu>

- 【資料 3-2-12】令和 6 年 12 月学修支援センタースケジュール

□ 学修支援に関する会議体の規則

- 【資料 3-2-1】尚絅大学・尚絅大学短期大学部教務連絡協議会規程
- 【資料 3-2-2】尚絅大学・尚絅大学短期大学部教養教育部会規程
- 【資料 3-2-4】尚絅大学短期大学部教務委員会規程

□ TA、SA などに関する規則

- 【資料 3-2-13】令和 6 年度総合生活学科助手役割分担
- 【資料 3-2-15】栄養士法施行規則
- 【資料 3-2-16】令和 6 年度食物栄養学科助手役割分担
- 【資料 3-2-18】令和 6 年度幼児教育学科助手役割分担

□ オフィスアワーを学生に周知したことを示す文書

- 【資料 3-2-20】令和 6 年度シラバス

□ 障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況

- 【資料 3-2-21】障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規程
- 【資料 3-2-22】障がい等により特別な配慮を希望する方へ
- 【資料 3-2-23】講義時における支援申請書
- 【資料 3-2-24】令和 6 年度障がいを持った学生への特別な配慮について（部外秘・取扱注意のため学生支援課にて保管）

□ 退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則

- 【資料 3-2-25】学科会議、教務連絡協議会、教務委員会

□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

- 【資料 3-2-a】尚絅大学・尚絅大学短期大学部教務連絡協議会規程
- 【資料 3-2-b】尚絅大学・尚絅大学短期大学部教養教育部会規程
- 【資料 3-2-c】学修支援の方針（第二期中長期計画）
- 【資料 3-2-d】尚絅大学短期大学部教務委員会規程
- 【資料 3-2-e】総合生活学科学年別オリエンテーション次第
- 【資料 3-2-f】食物栄養学科学年別オリエンテーション次第
- 【資料 3-2-g】幼児教育学科学年別オリエンテーション次第
- 【資料 3-2-h】令和 6 年度「基礎セミナー」シラバス（3 学科）

- 【資料 3-2-i】教務連絡協議会議事録  
【資料 3-2-j】学修支援センター規程  
【資料 3-2-k】尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ「学習支援センター」  
<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/campus-life/gakusyu>
- 【資料 3-2-l】令和 6 年度 学修支援センタースケジュール  
【資料 3-2-m】令和 6 年度総合生活学科助手役割分担  
【資料 3-2-n】令和 6 年度総合生活学科学修支援センター利用人数  
【資料 3-2-o】栄養士法施行規則  
【資料 3-2-p】令和 6 年度食物栄養学科助手役割分担  
【資料 3-2-q】令和 6 年度食物栄養学科学修支援センター利用人数  
【資料 3-2-r】令和 6 年度幼児教育学科助手役割分担  
【資料 3-2-s】令和 6 年度幼児教育学科学修支援センター利用人数  
【資料 3-2-t】令和 6 年度シラバス  
【資料 3-2-u】障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規程  
【資料 3-2-v】障がい等により特別な配慮を希望する方へ  
【資料 3-2-w】講義時における支援申請書  
【資料 3-2-x】令和 6 年度障がいを持った学生への特別な配慮について（部外秘・取扱  
注意のため学生支援課にて保管）  
【資料 3-2-y】令和 6 年度総合生活学科会議議事要旨  
【資料 3-2-z】令和 6 年度総合生活学科 1 年生保護者会実施要領  
【資料 3-2-aa】令和 6 年度総合生活学科入学前スクーリング案内文書  
【資料 3-2-ab】令和 6 年度食物栄養学科会議議事要旨  
【資料 3-2-ac】令和 6 年度食物栄養学科保護者説明会次第  
【資料 3-2-ad】令和 6 年度食物栄養学科保護者メールアドレス記入依頼文書  
【資料 3-2-ae】令和 6 年度食物栄養学科入学前教育告知プリント  
【資料 3-2-af】令和 6 年度食物栄養学科入学前スクーリング案内文書  
【資料 3-2-ag】令和 6 年度食物栄養学科基礎力チェックテスト問題（化学・数学・生物）  
【資料 3-2-ah】令和 6 年度幼児教育学科会議議事要旨  
【資料 3-2-ai】令和 6 年度幼児教育学科保護者説明次第  
【資料 3-2-aj】令和 6 年度幼児教育学科入学前スクーリング・セミナー案内文書

**基準項目 3-3 キャリア支援**

|             |              |        |
|-------------|--------------|--------|
| <b>基準項目</b> | 3-3          | キャリア支援 |
| <b>担当</b>   | 就職支援委員会      |        |
| <b>責任者</b>  | 川上委員長        |        |
| <b>担当者</b>  | 川上委員長、平峰就職課長 |        |

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

| 評価の視点               | 評価の視点に関する自己判定の留意点  |
|---------------------|--|
| ① 教育課程におけるキャリア教育の実施 | <input type="checkbox"/> キャリア教育を教育課程に入れ、適切に実施しているか。        |
| ② キャリア支援体制の整備       | <input type="checkbox"/> 卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。 |

**2. 基準項目 3-3 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

**※指定するエビデンス資料**

- キャリア支援に関する方針・計画
- キャリア支援に関する授業科目名一覧
- キャリア支援に関する会議体の規則
- 教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなどの一覧

**※関連する参考法令**

- ・短期大学設置基準【第 20 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

##### 【事実の説明】

本学においては、学生へのキャリア支援を組織的かつ効率的に行うため、就職・進路支援センターを設置し、各学科の就職支援担当教員と事務職員の教職協働で運営を担っている。本センターは「就職・進路支援センター規程」に則って、インターンシップを含めた学生の就職・進路活動を支援する業務を行っている。また、就職・進路支援センター長が委員長を務める尚絅大学・尚絅大学短期大学部就職支援委員会（以下「就職支援委員会」という。）を置き、就職支援事業の基本方針等と学生の就職・進路に関する重要事項を審議している。加えて、就職支援委員会の下部組織として短期大学部就職支援部会（以下「就職支援部会」という。）を置き、就職支援事業の基本方針に基づく就職活動の支援及び就職指導授業等の計画・実施に関する協議することで、本センターが学生への就職・進路指導、インターンシップの運営及びキャリアガイダンス等でのキャリア教育を適切に実行する体制を整備している。【資料 3-3-a】【資料 3-3-b】【資料 3-3-c】【資料 3-3-d】【資料 3-3-e】【資料 3-3-f】

インターンシップに関しては、全学として大学コンソーシアム熊本が主催する夏季及び春季インターンシップ制度に参加している。令和 6 年度は総合生活学科 14 人の学生が 10 の事業所でインターンシップに参加した。このインターンシップに参加した学生については、学内でインターンシップ成果報告会を行い、参加後のキャリア教育の定着を図った。

また、総合生活学科においては、正課内で「インターンシップ（1年次・選択科目）」を設けており、21 人の学生が 13 の事業所でインターンシップに参加した。

食物栄養学科においては、正課授業科目として、保育所または学校、病院及び施設の計三つの領域で各 5 日間の校外実習を実施している。これらの三つの領域にわたる実習がインターンシップに準じたキャリア教育のための取組みにもなっており、令和 6 年度の就職者のうち 90%以上の就職者が本学科で取得した資格を活かした食関連に就職している。

幼児教育学科においては、併設の幼保連携型認定こども園尚絅大学附属こども園、保育所または施設、幼稚園の各領域に約 10 日～12 日間の保育実習を実施している。この保育実習がインターンシップに準じたキャリア教育のための取組みにもなっており、令和 6 年度の就職者のうち約 98%の就職者が本学科で取得した資格を活かした保育関連に就職している。【資料 3-3-g】【資料 3-3-h】【資料 3-3-i】【資料 3-3-j】

##### 【自己評価】

学生が社会的・職業的に自立するための支援体制については、教職協働による就職・進路支援センターがインターンシップの運営やキャリア教育等を担っており、適切に整備されている。また、適宜委員会を開催することで、学生の就職・進学に関する状況を把握するとともに、様々なキャリア支援の企画・運営を通じて、学生に対するキャリア教育が実施されていると判断している。

#### 3-3-② キャリア支援体制の整備

##### 【事実の説明】

キャリア支援の取組みとして、本学では学年ごとに 4 段階に分けた系統的で多角的なキ

キャリア教育を実施している。1年次前期の「キャリアデザイン」では、夢や目標を設定できるような支援を行い、1年次後期の「キャリアビジョン」では、進路目標を決め、その進路に向けたモチベーションを高めるための支援を行っている。2年次前期の「キャリアトレーニング」では、目標に向かって力を修得するための支援を行い、2年次後期の「キャリアゴール」では、目標達成のため学生の多様なニーズに対応しながら個別にきめ細かな支援を行っている。各段階の支援において、気づき、考え、行動を促し、学生が段階的に成長できるプログラムとしている。また、これらを実現するために就職・進路支援センターが学生一人ひとりに対してサポートするきめ細かなキャリア教育のための支援体制を整えている。【資料3-3-k】

キャリアコンサルタントを含む職員が就職・進路支援センターでの就職・進学に対する相談・助言等を担っており、学生に対するキャリア教育に対応できる組織体制を整備・運営している。また、学生全体への就職・進学に対する相談・助言を行う全学規模の企画として、以下のキャリア教育を実施している。【資料3-3-a】【資料3-3-l】

キャリアガイダンスは全学年で実施し、キャリア形成から就職・進学への意識付け、就職情報の提供、学生の就職・進学への不安感の緩和や相談・助言を目的として、夏季及び春季の年2回実施している。このイベントでは、主に講演会と模擬面接等で構成し学外の関係機関、事業所並びに講師と連携して、各学年に応じた気づき、考え、行動するための支援を行っている。【資料3-3-m】

就職懇談会は、本学の教職員と外部の事業所（本学卒業生の就職先が中心）の担当者が相互に意見交換や相談を行い、教育や就職に必要な情報と状況の理解を深めることを目的としている。就職懇談会の内容及びその後のアンケート結果については、就職支援委員会及び各学部の教授会で共有している。

また、企業からの助言やアンケート回答は、就業後に活かすことができるようキャリア支援や就職支援に取り入れ活用している。【資料3-3-n】

### 【自己評価】

学年に応じてキャリア教育を体系化していることで、学生の就職に対する不安やニーズに対応している。またイベントにおいては、学生自身の成長に繋がる機会としてキャリアガイダンス等の実施に加えて、外部の事業所からの意見を取り入れることで実社会に即した力を身に付けていける支援体制を構築している。

### ＜資料一覧＞

#### キャリア支援に関する方針・計画

【資料3-3-1】就職支援体制組織図

【資料3-3-5】大学就職支援委員会議事要録

【資料3-3-6】就職支援実施部会議事要録

【資料3-3-11】4段階のキャリア形成

#### キャリア支援に関する授業科目名一覧

【資料3-3-8】総合「インターンシップ」シラバス

#### キャリア支援に関する会議体の規則

【資料3-3-2】就職・進路支援センター規程

【資料 3-3-3】就職支援委員会規程

【資料 3-3-4】大学就職支援部会規程

【資料 3-3-12】尚絅学園事務組織規程

□ 教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなどの一覧

【資料 3-3-7】コンソ・インターンシップ参加者名簿

【資料 3-3-9】インターンシップ成果報告会

【資料 3-3-13】R6 夏季・春季キャリアガイダンス実施プログラム

【資料 3-3-14】就職懇談会プログラム

□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 3-3-a】就職支援体制組織図

【資料 3-3-b】就職・進路支援センター規程

【資料 3-3-c】就職支援委員会規程

【資料 3-3-d】大学就職支援部会規程

【資料 3-3-e】大学就職支援委員会議事要録

【資料 3-3-f】就職支援実施部会議事要録

【資料 3-3-g】コンソ・インターンシップ参加者名簿

【資料 3-3-h】総合「インターンシップ」シラバス

【資料 3-3-i】インターンシップ成果報告会

【資料 3-3-j】進路状況報告書

【資料 3-3-k】4段階のキャリア形成

【資料 3-3-l】尚絅学園事務組織規程

【資料 3-3-m】R6 夏季・春季キャリアガイダンス実施プログラム

【資料 3-3-n】就職懇談会プログラム

**基準項目 3-4 学生サービス**

|             |                                |        |
|-------------|--------------------------------|--------|
| <b>基準項目</b> | 3・4                            | 学生サービス |
| <b>担当</b>   | 学生支援委員会                        |        |
| <b>責任者</b>  | 今村委員長                          |        |
| <b>担当者</b>  | 今村委員長、澤田九品寺学生支援課長、松本武藏ヶ丘学生支援課長 |        |

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

| 評価の視点           | 評価の視点に関する自己判定の留意点  |
|-----------------|--|
| ① 学生生活の安定のための支援 | <input type="checkbox"/> 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。<br><input type="checkbox"/> 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。<br><input type="checkbox"/> 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。 |

**2. 基準項目 3-4 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

**※指定するエビデンス資料**

- 学生生活に関する方針・計画
- 学生生活支援に関する会議体の規則
- 学生の課外活動の支援に関する規則
- 奨学金に関する規則

**※関連する参考法令**

- ・短期大学設置基準【第 20 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-4-① 学生生活の安定のための支援

##### 【事実の説明】

- 1) 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。

本学では、学生サービス、厚生補導のための組織として、九品寺キャンパスと武蔵ヶ丘キャンパスに学生支援課を設置している。各学科から学生支援委員を選出し、学科の教員と学生支援課の職員が合同で学生サービスを担当する学生支援委員会キャンパス部会（以下「キャンパス部会」という。）及び全学組織である学生支援委員会を組織している。また、各キャンパスに、学生の心身に関する健康相談、心的支援等を担当する保健室及びカウンセラーリームを設置している。【資料 3-4-a】【資料 3-4-b】【資料 3-4-c】【資料 3-4-d】

- 2) 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを適切に行っているか。

学生の心身の健康状態を支援するため、両キャンパスには常勤の養護教諭を 1 人ずつ 2 名配置している。また、カウンセラー（臨床心理士：非常勤）2 人とソーシャルワーカー 1 人（以上、非常勤）は、予約制で学生の支援を担当しており、カウンセラーのうち 1 人は九品寺キャンパスで毎週 1 回、もう 1 人は両キャンパスで隔週 2 回、ソーシャルワーカーは両キャンパスで隔週 1 回勤務している。保健室及びカウンセラーリームの利用方法及び場所については、「CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS2024」に情報を掲載し、学期初めのオリエンテーション時などで学生に周知しているほか、「保健だより」を定期的にホームページや掲示板で発信して、保健室、カウンセラーリーム及びキャンパスソーシャルワーカーに関する情報提供を行っている。また、毎年度前期に新入生を対象とした「学生支援講座」を開講している。なお、保健室及びカウンセラーリームの利用状況は両キャンパスのキャンパス部会及び学生支援委員会にて共有し、支援体制の整備に活用している。【資料 3-4-e】【資料 3-4-f】【資料 3-4-g】【資料 3-4-h】【資料 3-4-i】【資料 3-4-j】

また、全学生を対象とする疲労蓄積度調査を毎年 7 月から 8 月に実施しており、臨床心理士による分析後、当調査結果を学生本人にフィードバックしている。なお、臨床心理士が必要だと判断した場合は、本人の同意に基づき、担任と情報を共有することで、学生支援に活用している。加えて、全学生を対象とする学生生活に関する実態調査を毎年 8 月に実施しており、調査結果を両キャンパスの学生支援課で集計し、各学科の学生支援委員が分析を行っている。分析結果を各学科の教員と共有し、学科会議等で各学科の課題及びその改善策を策定することで、学生支援改善方策の基礎資料としている。特に、従来の「やや不満である」「大変不満である」としていた回答項目を、不満の理由を選択式の回答に変更することで、具体的な不満の理由を把握・分析し、具体的な改善策の検討に活用している。【資料 3-4-k】【資料 3-4-l】【資料 3-4-m】

##### 【資料 3-4-n】

令和 6(2024)年度に両キャンパスで活動しているクラブ・サークル数は本学及び尚絅大学合同でクラブ 26、同好会 4 の計 30 である。各クラブ・サークルの自主的な課

外活動を推進するために、学生会にクラブ・サークル担当者を置き、担当者が中心となって学生会役員の研修会を毎年行っている。また、学科毎に学生会担当教員を選出し、学科の学生会委員との意見交換会等を通じて学生の要望のくみ上げや各学生会行事への支援を行っている。さらに、毎年、各クラブ・サークルの活動報告および部員の数に基づく部室の割り当てや、「尚絅学園後援会」からの助成を行うことで、学生の課外活動に対する支援をしている。一方、学園祭については併設の尚絅大学と合同で開催の企画と運営に取り組み、近年新型コロナウィルス感染拡大防止のために中止、または縮小していた学園祭は、令和 5(2024)年度からコロナ禍以前の形に戻し開催した。【資料 3-4-o】【資料 3-4-p】

3) 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

学生に対する経済的な支援については、毎年度の学期初めのオリエンテーション時に奨学金の受給に関する説明を行い、周知している。また、随時学生支援課にて個別相談を受け、一人ひとりに寄り添った細やかな支援をとっている。

本学独自の奨学金制度は、「如蘭学寮免除制度」「姉妹入学会金減免制度」「入試奨学金」「併設校入学者入学会金免除制度」「職員子女授業料免除制度」「海外留学奨学金制度」「社会人入学奨学金制度」がある。令和 6(2024)年度実績は「姉妹入学会金減免制度」4人、「入試奨学金」0人、「併設校入学者入学会金免除制度」30人、「職員子女授業料免除制度」2人、「海外留学奨学金制度」0人（短期語学留学0人）の計36人に支援を行った。

また、日本学生支援機構の奨学金を受給している学生の割合は、総合生活学科43.8%、食物栄養学科55.9%、幼稚教育学科48.9%である。そのうち、高等教育修学支援新制度での受給者の割合は、総合生活学科15.0%、食物栄養学科24.5%、幼稚教育学科20.4%である。その他外部の奨学金として「あしなが奨学金」0人、「内村チカ育英財団」1人、「生命保険協会」1人、「熊本県保育士修学資金貸付制度」79人の学生が奨学金を受給しており、各種奨学金による経済的支援を適切に行っている。なお、「授業料免除制度」を利用している学生には、授業への出席、成績管理などが原因で警告措置を受けないように、学生支援課で個別に指導している。【資料 3-4-q】

#### 【自己評価】

毎年、学生生活に関する実態調査及び疲労蓄積度調査を行い、その結果を分析・共有し、改善策を策定するシステムが全学的に機能している。また、養護教諭、カウンセラー、キャンパスソーシャルワーカー、各学科の学生支援委員及び担任教員並びに学生支援課職員が連携し、必要に応じて学生支援委員会及びキャンパス部会において協議することで、学生が抱える課題や悩みの早期発見及び課題解決に努めている。そのため、学生サービス及び厚生補導のための組織の整備と学生の心身に関する健康相談等の学生サービスは適切に機能していると判断している。

課外活動の支援については、学科毎に学生会担当教員を選出し、学生会との意見交換会やアンケート調査の実施等を通じて学生の要望をくみ上げ、各学生会行事を支援している。また、後援会を通じた資金的支援など、課外活動に対する支援も適切に行われていると判断している。

経済的な支援については、本学独自の奨学金制度を整備しており、加えて職員による個別相談等により適切な支援も行われていると判断している。

### (3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

令和6(2024)年度の学生生活に関する実態調査における学生生活満足度（「満足している」「ほぼ満足している」と回答した学生）は、総合生活学科95.8%、食物栄養学科85.9%、幼児教育学科89.6%であり、本学全体の満足度は90.4%である。学生生活に関する実態調査で明らかになった課題を解決して学生生活満足度を上げるため、学生支援委員会を中心に関連部署、学科教員による教職協働での協力体制を強化する。また、学生生活の実態をより具体的に把握するために、各種調査項目の内容、実施時期、調査方法などの改善を継続して検討する。併せて、身体的・心的に問題を抱える学生の早期発見と迅速な支援のため、養護教諭・カウンセラー・キャンパスソーシャルワーカー、関係部署及び各学科の教員間の連携体制の円滑化を検討し、学生支援の向上及び学生生活の充実を図る。

学生の課外活動については、キャンパス毎に本学と尚絅大学の学生会の連携体制の強化の継続に加えて、学生支援課及び学生会担当教員が適宜支援を行いながら、各自のキャンパスにおける学生会活動や課外活動の活性化を図る。

学生の経済的な支援については、日本学生支援機構の奨学金、本学独自の奨学金やその他の奨学金との併給等について検証し、効率的な経済的支援策を検討する。また、引き続き高等教育修学支援新制度の機関要件を満たし、本制度による学生への経済的支援を継続して行う。

### <資料一覧>

- 学生生活に関する方針・計画  
【資料 3-4-1】
- 学生生活支援に関する会議体の規則  
【資料 3-4-2】
- 学生の課外活動の支援に関する規則  
【資料 3-4-3】
- 奨学金に関する規則  
【資料 3-4-4】
- 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料
- 【資料 3-4-a】 尚絅学園事務組織規程
- 【資料 3-4-b】 令和 6 年度委員会編成表
- 【資料 3-4-c】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部学生支援委員会規程
- 【資料 3-4-d】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部学生支援委員会九品寺／武蔵ヶ丘キャンパス部会規程
- 【資料 3-4-e】 令和 6 年度「学生支援講座」のスケジュール
- 【資料 3-4-f】 CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2024
- 【資料 3-4-g】 保健だより
- 【資料 3-4-h】 保健室の周知資料

- 【資料 3-4-i】カウンセラーその他の周知資料
- 【資料 3-4-j】保健室及びカウンセラー室の利用状況
- 【資料 3-4-k】令和 6 年度疲労蓄積度調査
- 【資料 3-4-l】疲労蓄積度調査に関するフィードバック用紙（学生送付用）
- 【資料 3-4-m】令和 6 年度学生生活に関する実態調査集計結果
- 【資料 3-4-n】令和 6 年度学生生活に関する実態調査集計結果に対するコメント
- 【資料 3-4-o】令和 6 年度学生の課外活動
- 【資料 3-4-p】尚絅学園後援会規程
- 【資料 3-4-q】奨学金等学生に対する経済的な支援状況

**基準項目 3-5 学修環境の整備**

|             |   |         |
|-------------|---|---------|
| <b>基準項目</b> | 3-5   | 学修環境の整備 |
| <b>担当</b>   | 教務委員会、情報システム委員会、図書館運営委員会                    |         |
| <b>責任者</b>  | 砧塚大学事務局長                                    |         |
| <b>担当者</b>  | 砧塚大学事務局長、増淵委員長、桑原図書館長、釜賀情報システム委員<br>大倉図書館課長 |         |

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

| 評価の視点                     | 評価の視点に関わる自己判定の留意点   |
|---------------------------|---|
| ① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営 | <input type="checkbox"/> 教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。<br><input type="checkbox"/> 快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。<br><input type="checkbox"/> ICT 環境を適切に整備しているか。 |
| ② 図書館の有効活用                | <input type="checkbox"/> 図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供しているか。  |
| ③ 施設・設備の安全性・利便性           | <input type="checkbox"/> 施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているか。<br><input type="checkbox"/> 施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。  |

**2. 基準項目 3-5 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

**※指定するエビデンス資料**

- 施設・設備の管理に関する規則
- ICT 環境について学生に周知したことを示す文書
- 図書館に関する規則
- 図書館利用案内
- 建物の耐震化率を示す文書

**※関連する参考法令**

- ・短期大学設置基準【第 27 条、第 27 条の 2、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 33 条の 2、第 33 条の 3、第 35 条の 9、第 40 条、第 41 条、第 42 条、第 52 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

##### 【事実の説明】

1)教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。

本学は九品寺キャンパスと武蔵ヶ丘キャンパスの二つのキャンパスを有しており、両キャンパスは車で約30分の距離にある。各キャンパスにおける設置学校は【表3-5-1】のとおりで、校舎配置は【資料3-5-a】【資料3-5-b】のとおりである。【資料3-5-a】  
【資料3-5-b】

**【表3-5-1】各キャンパスの所在地及び設置学校**

| キャンパス名    | 所在地                      | 設置学校  |
|-----------|--------------------------|---|
| 九品寺キャンパス  | 熊本県熊本市<br>中央区九品寺 2-6-78  | 尚絅大学（現代文化学部、生活科学部）<br>尚絅大学短期大学部（総合生活学科、食物栄養学科）<br>尚絅高等学校<br>尚絅中学校 |
| 武蔵ヶ丘キャンパス | 熊本県菊池郡<br>菊陽町武蔵ヶ丘北 2-8-1 | 尚絅大学（こども教育学部）<br>尚絅大学短期大学部（幼児教育学科）<br>尚絅大学附属こども園                  |

両キャンパスにおける短期大学部の校地面積は、短期大学部の専用部分 46,359 m<sup>2</sup>と併設の大学との共用部分 8,950 m<sup>2</sup>の計 55,309 m<sup>2</sup>であり、短期大学設置基準上、必要とされる校地面積 5,200 m<sup>2</sup>（短大全体の収容定員 520 人×10 m<sup>2</sup>=5,200 m<sup>2</sup>）を十分に満たしている。また、両キャンパスにおける短期大学部の校舎面積は、短期大学部の専用部分 8,782 m<sup>2</sup>、併設の大学との共用部分 7,495 m<sup>2</sup>の計 16,277 m<sup>2</sup>であり、短期大学設置基準上、必要とされる校舎面積 5,950 m<sup>2</sup>を十分に満たしている。なお、運動場、図書館、体育施設及び情報処理施設等を有しており、各施設については、後述のとおり適切に整備し、有効活用している。

耐震工事については、耐震診断を行い、その結果に基づき耐震補強工事を実施し、平成25(2013)年3月末に完了している。また、平成28(2016)年4月14日（木）、16日（土）に発生した熊本地震及びその後の度重なる余震により被災した施設設備については、本格的な被災状況調査を約3か月にわたり実施した後、可及的速やかに復旧計画を策定し、平成30(2018)年3月に全ての復旧工事が完了した。

施設・設備に対する学生の意見・要望は、意見箱、学生との意見交換会、学生生活に関する実態調査等でくみ上げ、和式トイレから洋式トイレへの改修やロッカールーム及びクラブ部室の整備、無線LAN環境の整備、バリアフリー化等を緊急性及び必要性に応じて優先順位を協議・検討し、計画的な整備に努めている。【資料3-5-c】  
【資料3-5-d】  
【資料3-5-e】  
【資料3-5-f】

2)快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

本学では、情報処理教室、実習室や講義室等を利用して授業を実施している。

総合生活学科では、第1、第2情報処理教室、第2調理実習室、被服実習室、染色実習室及びデザイン演習室を備えており、学修内容に合わせた適切な学修環境を整備し、有効活用している。また、現代文化学部のキャンパス移動で情報処理室を授業で使用する頻度が増加したが、授業の空き時間での利用や後述するICT環境の整備により、情報処理演習環境を適切に整えている。

また、被服実習室は令和3(2021)年度に製作机用ビニール板の設置、第2調理実習室は令和4(2022)年度に温水設備や教員用調理台の整備及びカメラ・スクリーン・モニター等の設置、そしてデザイン演習室は令和5(2023)年5月に製作机用ビニール板の設置と、北側窓に遮光カーテンの設置を行い、実習施設の快適な学修環境の整備に取り組んでいる。

栄養士法施行規則に則って、食物栄養学科の実習施設を適切に整備し有効活用している。九品寺キャンパス大学2号館1階、大学4号館1階及び大学5号館1階に調理実習室・給食経営管理実習室を設置、大学5号館3階には生化学・食品化学実験室と解剖生理学・食品衛生学実習室、大学6号館1階には食品加工学実習室を設置している。また、大学1号館5階の栄養教育実習室及び大学2号館2階の共同機器室は大学と共同で利用している。これらの実習施設は、調理実習や実験・実習のみならず、卒業セミナー、サークル活動、学園祭やオープンキャンパス等でも有効活用している。令和5(2023)年度には、大学5号館1階の第3調理実習室及び3階の生化学・食品化学実験室の整備・改修を行った。【資料3-5-g】

幼児教育学科では、「子どもの食と栄養」の授業において調理実習を行うため、調理実習室及び試食室を整備している。また、保育技術の向上のために、ピアノ個室やリトミック室を整備し、有効に活用している。【資料3-5-h】

### 3) ICT環境を適切に整備しているか。

学内の全ての建物は学内LANで接続され、教員研究室をはじめ、情報処理教室、図書館、講義室及び事務室などが学内LAN経由で接続されている。【資料3-5-k】

九品寺キャンパスには、二つの情報処理教室を隣り合わせて設置しており、情報処理教室Iに学生用として46台のパソコンとプリンタ3台設置し、情報処理教室IIには44台のパソコンとプリンタ3台を設置している。武蔵ヶ丘キャンパスも同様に二つの情報処理教室が隣り合わせて設置しており、第1情報処理教室に学生用として60台のパソコンとプリンタ4台を設置し、第2情報処理教室に24台のパソコンとプリンタ2台を設置している。また、両キャンパスの情報処理教室とも、授業等で使用していない場合は、学生や教職員が自由に利用できるようにしている。【資料3-5-l】【資料3-5-m】

情報処理教室以外にも九品寺キャンパスでは図書館にパソコン10台とプリンタ1台、学生ホールにパソコン10台とプリンタ2台を設置している。また、大学7号館1階のグローバルラウンジにノートパソコン6台とプリンタ1台、ラーニングコモンズにパソコン8台とプリンタ1台、同建物の2階の学生ホールにパソコン12台とプリンタ1台、合計46台のパソコンとプリンタ6台を分散して設置している。武蔵ヶ丘

キャンパスでは図書館分館にパソコン 6 台とプリンタ 1 台、自習室にパソコン 18 台とプリンタ 2 台、学生会館にパソコン 2 台、合計 30 台のパソコンとプリンタ 3 台を分散して設置し、ICT 環境を十分に整備している。さらに、両キャンパスにおいて令和元年(2019)年に無線 LAN システムを構築し、スマートフォン、タブレット、パソコン等を用いた授業を講義室や演習室等において実施している。【資料 3-5-n】

令和 2(2020)年にはネットワークアクセスの統合認証サーバ(Axiole)の全面更新を行い、ユーザ認証や ID 等の管理を統合的に実施してネットワークへの接続時の利便性向上及びセキュリティ向上を図った。また、新型コロナウイルス感染症拡大に対応するため、遠隔授業のツールとして、Google Classroom、Google Meet、Google ドライブ等の各種サービスを利用可能にし、教職員及び学生がそれらを利用して遠隔授業が適切に実施できるように支援している。【資料 3-5-o】【資料 3-5-p】

令和 3(2021)年も同様に、新型コロナウイルス感染症拡大に対応するため、無線 LAN アクセスポイントの追加増設やネットワーク機器の更新を計画し、令和 4(2022)年 3 月に完了し、その後も年に 2 回情報処理教室等の機器のメンテナンスを実施して適切に整備の維持を行っている。

#### 【自己評価】

両キャンパスともに短期大学設置基準で規定される校地・校舎面積を満たしており、耐震工事も全て完了している。また、学生からの意見や要望をくみ上げ、優先順位の協議・検討に基づく計画的な改修工事等を行っており、施設・設備の適切な整備と有効活用がなされていると判断している。

教育目的達成のために、パソコンやプリンタをネットワーク経由で各所に設置し、さらに無線 LAN 環境を整備しスマートフォンなどの携帯端末を接続可能にし、利用者の認証やセキュリティ対策を行い ICT 環境を適切に整備し有効活用している。すべての学生および教職員が快適に利用できる環境が整備されていると判断している。

### 3-5-② 図書館の有効活用

#### 【事実の説明】

本学図書館は九品寺キャンパスに図書館本館、武藏ヶ丘キャンパスに図書館分館をそれぞれ設置している。いずれの図書館も、学生の学修や本学が行う教育及び学術研究全般を支える施設としての基本的機能を有し、本学の特徴である歴史と伝統に基づく女子教育を、情報資源の面から支える役目を果たしている。

図書館本館（九品寺キャンパス中高校 2 号館 1 階）は、床面積 1,246.22 m<sup>2</sup>、蔵書数約 15 万冊、分館（武藏ヶ丘キャンパス 5・6 号館 1 階・2 階）は、床面積 941.60 m<sup>2</sup>、蔵書数約 10 万冊を確保している。なお、本館においては、栄養士法施行規則第 9 条第 17 項に定める栄養士養成施設の指定基準として必要な図書及び学術雑誌を備えている。

開館時間は、本館が 9 時から 19 時まで、分館は 9 時から 18 時までであり、夏季休業期間などの長期休業期間中は、各館共に 16 時半閉館としており、学生が利用できる環境を整えている。また、利用者の利便性を考慮して図書館専用のホームページを設けている。専用のホームページでは本学及び他大学図書館等の蔵書検索を行うことが

できるほか、電子書籍、電子ジャーナル、新聞データベースの利用も可能となっており、図書・雑誌等の印刷資料に留まらない多様な情報資源の提供に努めている。令和6（2024）年度には、新たに新聞データベースとして熊本日日新聞記事データベースの利用を開始した。【資料3-5-i】

館内の設備については、本館は閲覧席が82席あり、うち10席に学生が自由に利用できるパソコンを配置している。また、グループ学習室（3室）とラーニングコモンズスペースを設置しており、授業や就職活動、グループ学習等に利用されている。分館は閲覧席が101席あり、うち6席に学生が自由に利用できるパソコンを配置している。また、ラーニングコモンズスペースを設け、授業やグループ学習等に利用されている。

#### 【自己評価】

本学図書館は、適切な規模かつ十分な学術情報資料を確保しており、快適に利用できる環境が整備されていると判断している。

### 3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

#### 【事実の説明】

九品寺キャンパスにおいては、計画に基づき、大学7号館につながる各建物への車いすでの移動が可能となり、大学2号館を除く全ての建物がバリアフリー対応となっている。

一方、武藏ヶ丘キャンパスにおいては、大学4号館に自動ドア、エレベーター、スロープ及び点字サイン表示を設置、大学5号館に多目的トイレ（各階）及び自動ドア（1階及び2階）を設置、さらに大学4号館と大学5号館2階及び3階に連絡通路（渡り廊下）を設置した。これにより大学4号館、大学5号館及び大学6号館がバリアフリー対応となるとともに、垂直移動の障害が解消され、機能的な移動が可能となった。

なお、九品寺キャンパスの大学2号館及び武藏ヶ丘キャンパスの上述以外の建物に関しては、学生に支障が生じぬよう、その都度適切な整備を行っている。

#### 【自己評価】

両キャンパスともに一部の建物を除き全てバリアフリー対応済みで、未対応については、障がい等のある学生の度合いに応じて、手すりやスロープを設置するなどの学生にとって必要な整備を適宜行っており、学生の利便性に配慮していると判断している。

#### ＜資料一覧＞

##### 施設・設備の管理に関する規則

【資料3-5-12】尚絅基幹ネットワーク構成図

【資料3-5-13】令和6年度九品寺情報処理教室時間割

【資料3-5-14】令和6年度武藏ヶ丘情報処理教室時間割

【資料3-5-16】令和2年度第2回情報システム委員会（抜粋）

【資料3-5-17】遠隔授業に関する打ち合わせ

【資料3-5-18】令和3年度第1回情報システム委員会（抜粋）

##### ICT環境について学生に周知したことを示す文書

【資料3-5-15】令和元年度第1回情報システム委員会-無線LANシステムの運用開始

について

□ 図書館に関する規則

【資料 3-5-19】

□ 図書館利用案内

【資料 3-5-20】

□ 建物の耐震化率を示す文書

【資料 3-5-21】

□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 3-5-a】九品寺キャンパス（校舎案内図）

【資料 3-5-b】武藏ヶ丘キャンパス（校舎案内図）

【資料 3-5-c】令和 6 年度意見箱への投書一覧

【資料 3-5-d】令和 6 年度学生との意見交換会報告書

【資料 3-5-e】令和 6 年度学生生活に関する実態調査集計結果

【資料 3-5-f】尚絅学園固定資産及び物品調達規程

【資料 3-5-g】尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ

「第三調理実習室が改装されました！」

[https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/topics/shoku\\_44282.html](https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/topics/shoku_44282.html)

【資料 3-5-h】令和 6 年度幼児教育学科「子どもの食と栄養」シラバス

【資料 3-5-i】尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ

「尚絅大学図書館」<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/library>

【資料 3-5-j】尚絅基幹ネットワーク構成図

【資料 3-5-k】令和 6 年度九品寺情報処理教室時間割

【資料 3-5-l】令和 6 年度武藏ヶ丘情報処理教室時間割

【資料 3-5-m】令和元年度第 1 回情報システム委員会 - 無線 LAN システムの運用開始について

【資料 3-5-n】令和 2 年度第 2 回情報システム委員会

【資料 3-5-o】遠隔授業に関する打ち合わせ

【資料 3-5-p】令和 3 年度第 1 回情報システム委員会

### [基準3の自己評価]

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学生の受け入れについては、各学部の教育目的に基づき、アドミッション・ポリシーを策定し、適宜改正している。これを学生便覧やホームページ等で周知し、公正かつ妥当な方法で入学者選抜を実施している。入学定員を満たしていないが、定員充足率向上のための施策を進めている。長年にわたって定員未充足が続いていた総合生活学科については、令和8年以降の学生募集を停止することとした。

学修支援については、教職協働による学修支援体制及び運営が適切になされており、助手等による学修支援体制、全教員のオフィスアワーの設定、障がいのある学生への支援体制、中途退学、休学及び留年などへの対応策が適切に実施されている。TA・SA制度はないが、実習助手や教員助手を活用している。

キャリア支援については、教職協働の就職・進路支援センターがインターンシップやキャリア教育を実施し、適切に運営されている。学生の不安やニーズに対応した体系的なキャリア教育を提供し、外部の意見を取り入れながら、実社会での力を養う支援体制を整えている。

学生サービスについては、学生生活に関する調査を実施し、分析・改善を行っている。教職員や支援スタッフが連携し、学生の悩みや課題の早期発見・解決に努めている。課外活動の支援もを行い、学生会との意見交換や資金的支援を通じて適切に対応している。

学修環境の整備については、校地・校舎面積の基準を満たし、耐震工事も完了している。ICT環境や図書館の整備を進め、快適な学修環境を提供している。バリアフリー対応も進め、障がいのある学生への配慮を行い、必要な設備の整備を適宜実施している。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学修環境の整備では、九品寺キャンパス・武藏ヶ丘キャンパスとともに、バリアフリー化未対応の施設においては、対応化の計画に基づき順次整備することを検討する。

#### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学生の受入れについては、入学定員充足への取組みとして、大学全体と学科個別の特長と問題点の分析及び分析結果に基づく具体的な解決策を策定する。

キャリア支援については、就職・進路支援センターを中心に、社会情勢の変化や就職活動スケジュールへの適切な対応と、学生や学生個人の特性に配慮した取組みを検討する。また、キャリア教育の検証とその後の取組みの充実化を図る。

学生サービスについては、学生生活満足度を向上させるため、学生支援委員会を中心とした教職協働体制の強化と教職員間の連携体制の円滑化を図る。また、学生への効率的な経済的支援の検証と高等教育修学支援新制度の機関要件の適合を継続する。加えて、学生会との連携強化と支援の強化を適宜行うことで、学生会活動及び課外活動の活性化を図る。

学修環境の整備については、九品寺キャンパスでは、令和4(2022)年度からの計画に基づく実習施設の整備・改修を継続して取り組み、加えて給食管理実習室等の改修や

解剖生理学実習用の蛍光顕微鏡の順次導入等を検討する。武藏ヶ丘キャンパスでは、耐震補強工事の完了と一部施設の改修による施設の長寿命化を進めている。校舎や施設設備の改修・保守管理に要する費用を計画的に計上し、バリアフリー化の拡充や照明器具の LED 化など整備を継続的に行う。また、バリアフリー化については、両キャンパスの一部の建物においてバリアフリー未実施であるため、計画的な改修の検討を行う。ただし、障がい等によりバリアフリーの整備が必要な場合には、学生生活に支障が生じぬよう早急な対応を行う。

**基準 4. 教育課程****基準項目 4-1 単位人手、卒業認定、修了認定**

|             |                     |                |
|-------------|---------------------|----------------|
| <b>基準項目</b> | 4-1                 | 単位認定、卒業認定、修了認定 |
| <b>担当</b>   | 教務連絡協議会、教務委員会       |                |
| <b>責任者</b>  | 増淵委員長               |                |
| <b>担当者</b>  | 増淵委員長、岩下学科長、菊池議長学科長 |                |

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

| 評価の視点  | 評価の視点に関わる自己判定の留意点  |
|--|--|
| ① ディプロマ・ポリシーの策定と周知                                       | <input type="checkbox"/> ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。  |
| ② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な運用 | <input type="checkbox"/> ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。<br><input type="checkbox"/> ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。 |

**2. 基準項目 4-1 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

**※指定するエビデンス資料**

- ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL
- ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則
- 学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など
- 学位規則、学位審査基準
- 進級・卒業・単位認定に関する規則
- 単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則

**※関連する参考法令**

- ・学校教育法【第 88 条、第 104 条、第 105 条、第 108 条】
- ・学校教育施行規則【第 4 条、第 146 条、第 163 条の 2、第 164 条、第 165 条の 2、第 172 条の 2、第 173 条】
- ・短期大学設置基準【第 7 条、第 11 条の 2、第 13 条、第 13 条の 3、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 35 条の 7、第 37 条、第 38 条】
- ・学位規則【第 5 条の 4、第 5 条の 6、第 10 条、第 10 条の 2、第 13 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 【事実の説明】

尚絅大学短期大学部（以下「本学」という。）では、3 学科それぞれの学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を建学の精神、教育理念や各学科の教育目的（尚絅大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第 4 条）を踏まえて策定し、大学ホームページに公表している。【資料 4-1-a】【資料 4-1-b】【資料 4-1-c】

総合生活学科ではディプロマ・ポリシーを、入学前に配布する学科作成のフレッシャーズガイド「総合生活学科の歩き方」や入学時に配布する学生便覧に掲載し、オリエンテーションの機会を通して説明し、周知を図っている。【資料 4-1-b】【資料 4-1-d】

##### 【資料 4-1-e】

食物栄養学科ではディプロマ・ポリシーを、入学時に学生に配布する学生便覧や学科作成のフレッシャーズガイドにも掲載し、オリエンテーション等の機会を通じて学生に周知している。また、入学時及び卒業時に「ディプロマ・ポリシー達成度調査チェック」を実施することにより、ディプロマ・ポリシーに掲げている素養・能力の 2 年間での達成度の評価を学生自身が行っている。【資料 4-1-b】【資料 4-1-f】【資料 4-1-g】

##### 【資料 4-1-h】

幼児教育学科ではディプロマ・ポリシーを、入学時に学生に配布する学生便覧や学科作成のフレッシャーズガイド「幼教のススメ」にも掲載し、オリエンテーション等の機会を通じて学生に周知している。また、「保育・教職実践演習」における履修カルテにおいてカリキュラム・ポリシーとともにディプロマ・ポリシーを掲載し、学生一人ひとりが自身で学修状況や理解状況を記録していくことにより、2 年間での達成度の評価を半期ごとに行っている。【資料 4-1-b】【資料 4-1-i】【資料 4-1-j】【資料 4-1-k】

##### 【自己評価】

各学科それぞれの教育目的に則り、ディプロマ・ポリシーが定められ、また、ディプロマ・ポリシーは学生便覧及び大学ホームページのほか、オリエンテーション等の機会を捉え学内外で適切に周知されていると判断している。

#### 4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な運用

##### 【事実の説明】

(1) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に運用しているか。

本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえて学則第 12 条及び 23 条に単位認定基準、「尚絅大学短期大学部履修規程」（以下「履修規程」という。）第 9 条の 3 に進級基準を規定している。また、各基準をそれぞれ学生便覧に記載して学生に周知している。

##### 【資料 4-1-b】

総合生活学科では、単位認定基準、進級基準は、初年次教育科目「基礎セミナー」や学期ごとに実施されているオリエンテーションにおいて学生へ説明し、周知を徹底している。各授業科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連については、シラバ

ス及び成績評価マトリックスに記載して学生に周知している。【資料 4-1-e】【資料 4-1-f】

**【資料 4-1-m】**

食物栄養学科では、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準及び進級基準を、オリエンテーション、初年次教育科目「基礎セミナー」、各授業（シラバス）及び学生指導等で学生に説明・周知している。また、各授業科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連についても、シラバス及び成績評価マトリックスに記載して学生に周知している。【資料 4-1-f】【資料 4-1-l】【資料 4-1-n】

幼児教育学科では、単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準を、オリエンテーション、初年次教育科目「基礎セミナー」、各授業（シラバス）及び学生指導等で学生に説明・周知している。また、各授業科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連についても、シラバス及び履修カルテに記載して学生に周知している。【資料 4-1-g】

**【資料 4-1-k】【資料 4-1-j】**

(2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に運用しているか。

本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえて学則第学則第 29 条及び履修規程第 4 条に卒業認定基準を規定している。また、各基準をそれぞれ学生便覧に記載して学生に周知している。【資料 4-1-b】【資料 4-1-c】

総合生活学科では、卒業認定基準を初年次教育科目「基礎セミナー」や学期ごとに実施されているオリエンテーションにおいて学生へ説明し、周知を徹底している。各授業科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連については、シラバス及び成績評価マトリックスに記載して学生に周知している。【資料 4-1-e】【資料 4-1-l】

食物栄養学科では、ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準を、オリエンテーションや初年次教育科目「基礎セミナー」等で学生に説明・周知している。【資料 4-1-f】【資料 4-1-l】

幼児教育学科では、ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準を、オリエンテーションや初年次教育科目「基礎セミナー」等で学生に説明・周知している。【資料 4-1-j】【資料 4-1-l】

**【自己評価】**

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定や進級基準、卒業認定基準は学則や履修規程に適切に規定されており、定期的なオリエンテーション等を活用することにより学生への周知も十分に行われていると判断している。

**<資料一覧>**

**□ ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL**

【資料 4-1-1】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ

「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」

[https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/gakubu/diploma\\_policy](https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/gakubu/diploma_policy)

**□ ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則**

【資料 4-1-3】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部教授会規程

**□ 学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など**

- 【資料 4-1-2】令和 6 年度尚絅大学短期大学部学生便覧
- 【資料 4-1-4】令和 6 年度総合生活学科新入生ガイド「総合生活学科の歩き方」
- 【資料 4-1-5】令和 6 年度総合生活学科新入生オリエンテーション次第
- 【資料 4-1-6】令和 6 年度食物栄養学科新入生オリエンテーション次第
- 【資料 4-1-7】令和 6 年度食物栄養学科フレッシャーズガイド
- 【資料 4-1-9】令和 6 年度幼児教育学科フレッシャーズガイド「幼教のススメ」
- 【資料 4-1-10】令和 6 年度幼児教育学科新入生オリエンテーション次第
- 【資料 4-1-12】令和 6 年度「基礎セミナー」シラバス（各学科）

□ 学位規則、学位審査基準

- 【資料 4-1-2】令和 6 年度尚絅大学短期大学部学生便覧

□ 進級・卒業・単位認定に関する規則

- 【資料 4-1-2】令和 6 年度尚絅大学短期大学部学生便覧

□ 単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則

- 【資料 4-1-3】尚絅大学・尚絅大学短期大学部教授会規程

□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

- 【資料 4-1-a】尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ

「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」

[https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/gakubu/diploma\\_policy](https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/gakubu/diploma_policy)

- 【資料 4-1-b】令和 6 年度尚絅大学短期大学部学生便覧

- 【資料 4-1-c】尚絅大学・尚絅大学短期大学部教授会規程

- 【資料 4-1-d】令和 6 年度総合生活学科新入生ガイド「総合生活学科の歩き方」

- 【資料 4-1-e】令和 6 年度総合生活学科新入生オリエンテーション次第

- 【資料 4-1-f】令和 6 年度食物栄養学科新入生オリエンテーション次第

- 【資料 4-1-g】令和 6 年度食物栄養学科フレッシャーズガイド

- 【資料 4-1-h】令和 6 年度食物栄養学科ディプロマ・ポリシー達成度チェック

- 【資料 4-1-i】令和 6 年度幼児教育学科フレッシャーズガイド「幼教のススメ」

- 【資料 4-1-j】令和 6 年度幼児教育学科新入生オリエンテーション次第

- 【資料 4-1-k】幼児教育学科履修カルテ

- 【資料 4-1-l】令和 6 年度「基礎セミナー」シラバス（各学科）

- 【資料 4-1-m】令和 6 年度総合生活学科成績評価マトリックス

- 【資料 4-1-n】令和 6 年度食物栄養学科成績評価マトリックス

**基準項目 4-2 教育課程及び教授方法**

|             |                      |            |
|-------------|----------------------|------------|
| <b>基準項目</b> | 4 - 2                | 教育課程及び教授方法 |
| <b>担当</b>   | 教務連絡協議会、教務委員会        |            |
| <b>責任者</b>  | 増淵委員長                |            |
| <b>担当者</b>  | 増淵委員長、岩下学科長、菊池議長兼学科長 |            |

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

| 評価の視点                         | 評価の視点に関わる自己判定の留意点   |
|-------------------------------|---|
| ① カリキュラム・ポリシーの策定と周知           | <input type="checkbox"/> カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。  |
| ② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性 | <input type="checkbox"/> カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。  |
| ③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成   | <input type="checkbox"/> カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。<br><input type="checkbox"/> シラバスを適切に整備しているか。<br><input type="checkbox"/> 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。 |
| ④ 教養教育の実施                     | <input type="checkbox"/> 教養教育を適切に実施しているか。   |
| ⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施              | <input type="checkbox"/> アクティブラーニングなど、教授方法を工夫しているか。<br><input type="checkbox"/> 授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。   |

**2. 基準項目 4-2 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

**※指定するエビデンス資料**

- カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL
- カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則
- 学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など
- 教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど
- 履修に関する規則
- 教育課程を検討する会議体の規則
- シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書
- 教養教育を検討する会議体の規則

**※関連する参考法令**

- ・学校教育法【第 92 条、第 113 条】
- ・学校教育施行規則【第 4 条、第 24 条、第 28 条、第 163 条、第 165 条の 2、第 172 条の 2】

- ・短期大学設置基準【第3条の2、第5条、第5条の2、第6条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条の2、第16条の2、第17条、第20条、第20条の2、第21条、第22条（旧第22条）、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第25条の2、第26条、第35条3、第35条4、第35条の5、第35条の6、第36条、第39条、第52条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

##### 【事実の説明】

本学では、ディプロマ・ポリシーに定める能力を修得させるための方針として、各学科それぞれの教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を各学科の教育目的（学則第4条）を踏まえて策定し、大学ホームページに公表している。また、各学科のカリキュラム・ポリシーを、入学時に学生に配布する学生便覧や学科作成のフレッシャーズガイドにも掲載し、オリエンテーション等の機会を通じて学生に周知している。【資料4-2-a】【資料4-2-b】【資料4-2-c】【資料4-2-d】【資料4-2-e】【資料4-2-f】【資料4-2-g】【資料4-2-h】【資料4-2-i】

##### 【自己評価】

各学科それぞれの教育目的に則り、カリキュラム・ポリシーが定められている。また、カリキュラム・ポリシーは学生便覧、フレッシャーズガイド及び大学ホームページ等により学内外へ適切に周知されていると判断している。

#### 4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

##### 【事実の説明】

本学では、カリキュラム・ポリシーをディプロマ・ポリシーに掲げる能力を修得させるための教育課程の編成及び実施に関する方針として、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に留意して策定している。各学科のカリキュラム・ポリシーには、「ディプロマ・ポリシーに定める素養・能力を修得させるために」カリキュラムを編成していることを明記しており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性が明確に表されている。【資料4-2-c】

また、各学科では、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性について、カリキュラムマップによっても明示している。加えて、総合生活学科及び食物栄養学科においては成績評価マトリックス、幼児教育学科においては履修カルテにも明示しており、学生の理解を深める工夫を行っている。【資料4-2-j】【資料4-2-k】

##### 【資料4-2-l】【資料4-2-m】【資料4-2-n】【資料4-2-o】

##### 【自己評価】

各学科のカリキュラム・ポリシーには「ディプロマ・ポリシーに定める素養・能力を修得させるために」カリキュラムを編成していることが明記されており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性は十分に確保されていると判断している。

#### 4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

##### 【事実の説明】

(1) カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

本学では、短期大学設置基準第5条に則り、教育課程の編成方針や教育課程の編成方法について定めた学則第9条、同第10条及び各学科それぞれのカリキュラム・ポリシーに沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

総合生活学科では、カリキュラム・ポリシーに基づき、教養科目を適切に配置する

とともに、専門教育科目を系統的、段階的に編成し、教育目的に掲げる人材の育成を行っている。教養科目から各領域の専門教育科目に至る授業科目の関係性が視認できるようにカリキュラムマップを作成し、フレッシャーズガイドや「CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2024」に記載している。これらの資料を用いて、オリエンテーションで説明・周知することにより、学生の理解の徹底を図っている。【資料 4-2-d】【資料 4-2-j】【資料 4-2-k】

食物栄養学科では、カリキュラム・ポリシーに基づき、基礎的能力及び幅広く深い教養を身に付ける教養科目と、専門の学芸を身に付ける専門教育科目により教育課程を編成して実施している。また、その系統的な配置をカリキュラムマップとして明示して、フレッシャーズガイドや「CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2024」に記載している。これらの資料を用いて、オリエンテーションで説明・周知することにより、学生の理解を深める工夫をしている。【資料 4-2-f】【資料 4-2-g】【資料 4-2-l】【資料 4-2-m】

幼児教育学科では、カリキュラム・ポリシーに基づき、基礎的能力及び幅広く深い教養を身に付ける教養科目と、専門の学芸を身に付ける専門教育科目によりカリキュラムを編成して実施している。またその系統的な配置を「カリキュラムマップ」に示し、フレッシャーズガイドや「CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2024」に記載している。これらの資料を用いて、新入生オリエンテーション時に説明・周知することにより、学生理解を深める工夫をおこなっている。【資料 4-2-h】【資料 4-2-i】【資料 4-2-n】【資料 4-2-o】

教職課程の自己点検・評価については、実施方針や体制を協議し、大学全体としての自己点検・評価との連携を図っている。【資料 4-2-af】

(2) シラバスを適切に整備しているか。

シラバスの作成にあたっては、教務課が作成した全学共通の「シラバス作成から授業実施に関する手引き」を、非常勤を含む全教員に配布してシラバスの適切な整備に努めている。シラバスには、授業概要、到達目標、事前・事後学修の内容及び学修時間の目安、課題と評価の方法、授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連、授業計画、資格、教科書、連絡先やオフィスアワー等の必要な項目を明示している。また、教育課程の体系性を示すために科目のナンバリングを実施してシラバスに記載している。シラバスの記述内容を各学科のシラバス点検委員が確認・精査して、シラバスを適切に整備・運用している。【資料 4-2-q】【資料 4-2-r】【資料 4-2-s】

(3) 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

シラバスに明示した事前・事後学修の内容及び学修時間の目安により事前・事後学修を学生に指示することにより、単位制の趣旨を保つ工夫を凝らしている。また、単位制度の実質化を保つために、短期大学設置基準第 13 条の 2 に基づき、履修登録単位数の上限を学則第 14 条及び「尚絅大学短期大学部履修規程」第 7 条の 2 に定めている。なお、令和 5(2023)年度までは、履修登録単位数の上限を 54 単位としていたが、教育の質を明確に担保するため、令和 6(2024)年度入学者から履修登録単位数の上限

を 49 単位までとした。【資料 4-2-c】

#### 【自己評価】

教育課程の体系的な編成及び実施は学則及びカリキュラム・ポリシーに則って適切になされており、教育課程の改善のため、見直しとカリキュラムの改定にも適宜努めている。また、シラバスの作成から運用に係る体制も適切に整備され、単位制度の実質化を保つため、シラバスへの事前・事後学修の明示とキャップ制の導入等の工夫も行われていると判断している。

### 4-2-④ 教養教育の実施

#### 【事実の説明】

本学での教養教育は、学則第 9 条の第 2 項に基づき、教育課程に編成されている。教養科目の一つである 1 年前期必修科目「基礎セミナー」では、全学共通テキスト「CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2024」を使用して、建学の精神や教育理念等を包含する自校教育を実施している。加えて、本学では教養教育を適切に実施するための全学的な担当組織として教養教育部会を設置している。教養教育部会では、必要に応じて教養科目の見直しや学修効果の検証等を行っている。【資料 4-2-p】【資料 4-2-q】

#### 【資料 4-2-t】【資料 4-2-u】

総合生活学科では、大学教育を受けるために必要な学力と社会人として求められる汎用的能力を養うことを目的に教養科目を編成し、教養基礎 1 科目、外国語 6 科目、人間と社会 5 科目及び自然と生命 1 科目の 4 領域 13 科目に加え、全学共通開講科目 3 科目の計 16 科目を開講している。【資料 4-2-c】【資料 4-2-v】

食物栄養学科では、大学教育を受けるために必要な学力と社会人として求められる汎用的能力を養うことを目的に教養科目を編成し、教養基礎 7 科目、外国語 3 科目、人間と社会 6 科目及び自然と生命 5 科目の 4 領域 21 科目に加え、全学共通開講科目 3 科目の計 24 科目を開講している。このうち 8 科目は、尚絅大学で開講されている授業を特別聴講学生の制度を利用して受講している。【資料 4-2-c】【資料 4-2-w】

幼児教育学科では、大学教育を受けるために必要な学力と社会人として求められる汎用的能力を養うことを目的に教養科目を「全学共通開講科目（3 科目）」と「学科開講科目（13 科目）」という区分で編成している。その内、学科開講科目は「教養基礎（5 科目）」、「外国語（2 科目）」、「人間と社会（3 科目）」、「自然と生命（3 科目）」の 4 領域により編成し、上記全学共通開講科目に加え、計 16 科目を開講している。【資料 4-2-c】【資料 4-2-x】

#### 【自己評価】

本学では全学的な教養教育担当組織として教務連絡協議会のもとに教養教育部会が設置され、教養科目の見直しや学修効果の検証等が行われている。全学共通科目「基礎セミナー」での自校教育も含めて、各学科では学則に基づいた適切な教養教育が実施されていると判断している。

### 4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

#### 【事実の説明】

(1) アクティブラーニングなど、教授方法を工夫しているか。

総合生活学科では、開講している 87 科目のうち 78 科目(89.6%)の授業でアクティブ・ラーニングを実施している。1 年次前期「基礎セミナー（必修科目）」では、学科の各専任教員が 6~8 人程度の学生を担当し、少人数制によるグループ学習を導入している。他の実習科目や演習科目に加え、講義科目においてもグループワーク、グループディスカッションやプレゼンテーション等を取り入れている。2 年次後期の「卒業演習」では、学科の専任教員が運営する研究室に学生を配属した上で、学生を主体とした PBL（課題解決型学習）も推進している。また、各授業において ICT を活用した双方向型授業も推進し、学生の主体的な学修を促す工夫を行っている。【資料 4-2-25】

食物栄養学科では、開講している 103 科目のうち 95 科目（92.2%）の授業でアクティブ・ラーニングを実施している。実験・実習科目や演習科目に加え、講義科目においてもグループワーク、グループディスカッションやプレゼンテーション等を取り入れて学生の能動的学修を促す工夫を行っている。さらに、ICT を活用した自主学修支援を 25 科目で実施しており、Google Classroom を用いた授業資料の配布や課題の提出等により学生の教室外学修（自己学修）を促している。また、ICT を活用した双方向型授業やオープンな教育リソースを活用した授業も行い、各授業担当教員が教授方法の工夫・開発と効果的な実施に向けた自己研鑽に励んでいる。【資料 4-2-y】

幼児教育学科では、開講している 77 科目のうち 62 科目（80.5%）の授業でアクティブ・ラーニングを実施している。演習科目では少人数でのグループワーク、グループディスカッションやプレゼンテーション、模擬保育等を実施しており、講義科目においても Google Classroom などの ICT を活用した双方向型授業を取り入れるなど学生の能動的学修を促す工夫を行っている。さらに、ICT を活用した自主学修支援を 20 科目で実施しており、授業資料の配布、課題の提出とそれに対する教員からのフィードバック等により学生の教室外学修（自己学修）を促している。【資料 4-2-y】

(2) 授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

総合生活学科では、必修科目の英語と「アパレルメーキング実習 I」の 2 科目において、習熟度別の少人数の授業を行った。「アパレルメーキング実習 I」においては個別の指導が行き届き、履修者全員が質の高い作品を製作することができた。授業計画の変更に伴い、やむを得ず 2 学年を合同で開講した科目もあったが、履修者全員がスライドの内容を近くのディスプレイで確認できる教室を利用する等、教育効果を上げる工夫を行った。【資料 4-2-z】【資料 4-2-aa】

食物栄養学科では、基本的には栄養士法施行規則第九条十に則ってクラスサイズを 40 名以下としている。しかしながら、兼担講師や非常勤講師が担当する科目等で、講師の都合や時間割作成の制約上やむを得ず 40 名を超えるクラスサイズで授業を実施しているケースもある。その場合にも十分な学修成果を得るために、アクティブ・ラーニングを取り入れたり、教員の声が全学生に聞こえるようマイクを活用したり、板書や資料等の文字が全学生に見えるようプロジェクター等を使用するなどの工夫を凝らしている。現状、授業改善アンケートでの授業評価や栄養士実力認定試験の結果等から判断して、40 名を超えるクラスサイズでの授業でも学修効果の獲得という観点か

らは問題ないと考えている。【資料 4-2-aa】【資料 4-2-ab】【資料 4-2-ac】【資料 4-2-ad】

幼稚教育学科では、厚生労働省「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」に基づき、また教育および学修成果の質担保といった観点から、原則的にクラスサイズを 50 名以下としている。しかしながら講義系などの授業においては 50 名を超えるクラス編成を行う場合もあるが、その際においても、室内プロジェクターとスクリーンによる資料提示等の情報保障、グループディスカッション等のアクティブ・ラーニング、個別面談やカウンセリング、ICT を活用した双方向型授業の取り入れなど、学生の能動的学修を促す工夫を行っている。学生による「授業改善アンケート（授業評価）」の結果からも、クラスサイズに対する不満の意見や、クラスサイズによる評価の差はみられなかったことから、現在のところ問題なく授業運営を行えている。本年度の試みとしては、幼稚園免許必修科目である「英語 II」における習熟度別（初級（再履修）／中級／上級）クラス編成が挙げられる。前期「英語 I」成績や再履修状況等も考慮し、英語力に適した指導を提供するためである。学科会議等で授業の様子や各学生の成績状況等、情報共有を行ない、指導に活かしている。【資料 4-2-aa】【資料 4-2-ae】

#### 【自己評価】

各学科において、アクティブ・ラーニング、ICT を活用した双方向型授業及び自主学習支援やオープンな教育リソースの活用等により、授業内容・方法の工夫がなされている。また、授業を行うクラスサイズ（学生数）などは、教育効果を十分上げられるような人数であると判断している。

#### ＜資料一覧＞

##### □ カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL

【資料 4-2-1】尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ

「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）」

[https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/gakubu/curriculum\\_policy](https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/gakubu/curriculum_policy)

##### □ カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則

【資料 4-2-2】尚絅大学・尚絅大学短期大学部教授会規程

##### □ 学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など

【資料 4-2-3】令和 6（2024）年度 尚絅大学短期大学部学生便覧

【資料 4-2-4】令和 6 年度総合生活学科新入生ガイド「総合生活学科の歩き方」

【資料 4-2-6】令和 6 年度食物栄養学科フレッシャーズガイド

【資料 4-2-8】令和 6 年度幼教教員による新入生のためのフレッシャーズガイド「幼教ノススメ」

##### □ 教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど

【資料 4-2-10】総合生活学科 カリキュラムマップ

【資料 4-2-12】食物栄養学科カリキュラムマップ

【資料 4-2-14】幼稚教育学科カリキュラムマップ

【資料 4-2-16】CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2024

##### □ 履修に関する規則

【資料 4-2-3】令和 6 年度 尚絅大学短期大学部学生便覧

教育課程を検討する会議体の規則

【資料 4-2-4】尚絅大学短期大学部教務委員会規程

シラバス作成に関して教員に周知したことを見せる文書

【資料 4-2-17】令和 6 年度「基礎セミナー」シラバス（各学科）

【資料 4-2-18】令和 6 年度シラバス作成から授業実施に関する手引き

【資料 4-2-19】令和 6 年度授業科目シラバス作成チェックシート（点検用）

教養教育を検討する会議体の規則

【資料 4-2-20】尚絅大学・尚絅大学短期大学部教養教育部会規程

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 4-2-a】尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ

「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）」

[https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/gakubu/curriculum\\_policy](https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/gakubu/curriculum_policy)

【資料 4-2-b】尚絅大学・尚絅大学短期大学部教授会規程

【資料 4-2-c】令和 6（2024）年度 尚絅大学短期大学部学生便覧

【資料 4-2-d】令和 6 年度総合生活学科新入生ガイド「総合生活学科の歩き方」

【資料 4-2-e】令和 6 年度総合生活学科新入生オリエンテーション次第

【資料 4-2-f】令和 6 年度食物栄養学科フレッシャーズガイド

【資料 4-2-g】令和 6 年度食物栄養学科新入生オリエンテーション次第

【資料 4-2-h】令和 6 年度幼教教員による新入生のためのフレッシャーズガイド「幼教ノススメ」

【資料 4-2-i】令和 6 年度 幼児教育学科新入生オリエンテーション次第

【資料 4-2-j】総合生活学科 カリキュラムマップ

【資料 4-2-k】令和 6 年度総合生活学科成績評価マトリックス

【資料 4-2-l】食物栄養学科カリキュラムマップ

【資料 4-2-m】令和 6 年度食物栄養学科成績評価マトリックス

【資料 4-2-n】幼児教育学科カリキュラムマップ

【資料 4-2-o】幼児教育学科履修カルテ

【資料 4-2-p】CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS2024

【資料 4-2-q】令和 6 年度「基礎セミナー」シラバス（各学科）

【資料 4-2-r】令和 6 年度シラバス作成から授業実施に関する手引き

【資料 4-2-s】令和 6 年度授業科目シラバス作成チェックシート（点検用）

【資料 4-2-t】尚絅大学・尚絅大学短期大学部教養教育部会規程

【資料 4-2-u】教養教育部会規程議事録

【資料 4-2-v】令和 6 年度総合生活学科授業計画

【資料 4-2-w】令和 6 年度食物栄養学科授業計画

【資料 4-2-x】令和 6 年度幼児教育学科授業計画

【資料 4-2-y】令和 6 年度アクティブ・ラーニング実施状況（3 学科）

【資料 4-2-z】令和 6 年度総合生活学科時間割

【資料 4-2-aa】令和 6 年度授業改善アンケート結果（3 学科）

【資料 4-2-ab】令和 6 年度食物栄養学科時間割

【資料 4-2-ac】栄養士法施行規則

【資料 4-2-ad】令和 6 年度栄養士実力認定試験結果

【資料 4-2-ae】令和 6 年度幼児教育学科時間割

【資料 4-2-af】令和 6 年度第 4 回自己点検・評価委員会議事要録

**基準項目 4-3 学修成果の把握・評価**

|             |                      |            |
|-------------|----------------------|------------|
| <b>基準項目</b> | 4 - 3                | 学修成果の把握・評価 |
| <b>担当</b>   | 教務連絡協議会、教務委員会        |            |
| <b>責任者</b>  | 増淵委員長                |            |
| <b>担当者</b>  | 増淵委員長、岩下学科長、菊池議長兼学科長 |            |

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

| 評価の視点   | 評価の視点に関する自己判定の留意点  |
|---|--|
| ① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用            | <input type="checkbox"/> 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。<br><input type="checkbox"/> 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、短期大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。 |
| ② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック | <input type="checkbox"/> 学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。  |

**2. 基準項目 4-3 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

**※指定するエビデンス資料**

- 短期大学が求める学修成果を示す文書など
- 短期大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など
- 学修成果の把握・評価の方針
- 学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則
- 学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果
- 学修成果の把握評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録

**※関連する参考法令**

- ・短期大学設置基準【第 22 条（旧第 22 条）、第 22 条の 2】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

##### 【事実の説明】

(1) 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

総合生活学科では、学則第4条の教育目的及びディプロマ・ポリシーを踏まえて、学生が獲得すべき学修成果を各授業科目の到達目標として定めるとともに、到達目標とディプロマ・ポリシーとの関係をシラバス、成績評価マトリックスに記載して学生に周知している。加えて、学修成果を評価するための方針（アセスメント・ポリシー）を定め、具体的な学修成果をアセスメント・チェックリストに反映している。これらの学修成果を年度末から年度初めにかけて統括的な点検・評価をしている。【資料4-3-a】【資料4-3-b】【資料4-3-c】【資料4-3-d】

食物栄養学科では、学則第4条2項の教育目的及びディプロマ・ポリシーを踏まえて、学生が獲得すべき学修成果を各授業科目の到達目標として定めるとともに、到達目標とディプロマ・ポリシーとの関係をシラバス及び成績評価マトリックスに記載して学生に周知している。成績評価マトリックスでは、ディプロマ・ポリシーと学修成果の関係が視覚的に理解できるよう工夫を凝らしている。加えて、学修成果を評価するための方針（アセスメント・ポリシー）を定め、具体的な学修成果をアセスメント・チェックリストに反映させている。これらの学修成果を年度末から年度初めにかけて統括的な点検・評価をしている。【資料4-3-a】【資料4-3-b】【資料4-3-e】【資料4-3-f】

幼児教育学科では、学則第4条3項の教育目的及びディプロマ・ポリシーを踏まえて、学生が獲得すべき学修成果を各授業科目の到達目標として定めるとともに、到達目標とディプロマ・ポリシーとの関係をシラバス及びカリキュラムマップ、履修カルテに記載して学生に周知している。加えて、学修成果を評価するための方針（アセスメント・ポリシー）を定め、具体的な学修成果をアセスメント・チェックリストに反映している。これらの学修成果を年度末から年度初めにかけて統括的に点検・評価をしている。【資料4-3-a】【資料4-3-b】【資料4-3-g】【資料4-3-h】【資料4-3-i】

(2) 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。

総合生活学科では、学校教育法の法令に照らし、毎年、学科会議、シラバス作成や時間割編成等を通して学修成果を点検・評価している。この際、点検・評価の対象としている主な学修成果（科目平均点、GPA、取得単位数、学位授与数、各種資格取得率、成績評価表、授業改善アンケート、就職先に対するアンケート、大学編入学率及び卒業率等に加えて、卒業時アンケート、学生生活に関する実態調査結果等）を記載したアセスメント・チェックリストも活用して学修成果を点検・評価している。各教科における学修成果は、成績評価表や成績評価マトリックスにおける量的・質的データを通知することにより学生へのフィードバックを図っている。学生が獲得した学修成果は、科目平均点、GPA、成績評価表を必要に応じてクラス担任や学科教員が共有

して各人の担当授業の改善に利用するよう努めている。【資料 4-3-a】【資料 4-3-c】【資料 4-3-d】

食物栄養学科では、学校教育法や栄養士法等の各種法令に照らし、毎年、学科会議、シラバス作成や時間割編成等を通して学修成果を点検・評価している。この際、点検・評価の対象としている主な学修成果（科目平均点、GPA、修得単位数、学位授与数、栄養士免許取得率、各種資格取得率、就職率、学生生活に関する実態調査結果、卒業時アンケート、授業改善アンケート・学生との意見交換会、成績評価マトリックス、栄養士実力認定試験結果や校外実習評価票等）を記載したアセスメント・チェックリストも活用して学修成果を点検・評価している。この他、就職先に対するアンケート、大学編入学率及び卒業率等に加えて、ディプロマ・ポリシー達成度チェックや校外実習先アンケート（令和 6（2024）年度は病院を対象に実施）といった学科独自の指標も学修成果の測定に活用している。また、令和 5（2023）年度には校外実習の評価に係るループリックを作成し、評価基準の統一化を図っている。各教科における学修成果は、成績評価マトリックスや授業改善アンケートにおける量的・質的データを通知することにより学生へのフィードバックを図っている。学生が獲得した学修成果のうち、特に、科目平均点、GPA、成績評価マトリックス及び栄養士実力試験結果をクラス担任や学科教員が必要に応じて共有して各人の担当授業の改善に利用するよう努めている。【資料 4-3-a】【資料 4-3-e】【資料 4-3-f】【資料 4-3-j】【資料 4-3-k】【資料 4-3-l】【資料 4-3-m】

幼児教育学科では、学校教育法や教職課程及び保育士養成課程に関連する各種法令に照らし、毎年、学科会議、シラバス作成や時間割編成等を通して学修成果を点検・評価している。この際、点検・評価の対象としている主な学修成果（科目平均点、GPA、修得単位数、学位授与数、幼稚園二種免許及び保育士資格取得率、就職率、授業改善アンケート・学生との意見交換会、学生生活に関する実態調査結果、卒業時アンケート、成績評価通知書及び履修カルテ、保育実習及び教育実習評価等）を記載したアセスメント・チェックリストも活用して学修成果を点検・評価している。この他、卒業生の就職先に対するアンケート、大学編入学率、在籍率、卒業率などの調査結果も学修成果の測定に活用している。各教科における学修成果は、成績通知書や履修カルテ、授業改善アンケートにおける量的・質的データの公表及びクラス担任、実習委員、学修支援担当者との個人面談において学生へのフィードバックを図っている。学生が取得した学修成果に関しては、科目平均点、GPA、履修カルテ、幼稚園二種免許及び保育士資格取得状況について学科教員が共有し、学修支援や校外実習の実施基準として活用している。【資料 4-3-a】【資料 4-3-g】【資料 4-3-h】【資料 4-3-i】【資料 4-3-n】【資料 4-3-o】

### 【自己評価】

シラバスやディプロマ・サプリメントに到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連性を明確に記述することで、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。また、各学科での教育目的・内容に則した多様な尺度・指標等を用いた学修成果の測定方法に基づき、学修成果の点検・評価が適切になされていると判断している。

## 4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

### 【事実の説明】

- (1) 学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

本学では、教育内容・方法や学修指導等の改善に資するため、各学科がそれぞれのディプロマ・ポリシーに基づいて「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を定め、具体的な学修成果の評価項目や方法等をアセスメント・チェックリストにより明示している。各学科は、学修成果の点検・評価をアセスメント・チェックリスト等に基づいて実施し、その結果を学科会議等で教員にフィードバックして教育内容・方法及び学修指導の改善に努めている。また、大学企画室からフィードバックされた授業改善アンケートの結果を踏まえて、各教員が「分析と評価」を行い「今後の取り組み」を検討・公開することにより教育内容・方法及び学修指導の改善に取り組んでいる。【資料 4-3-a】【資料 4-3-p】

総合生活学科では、アセスメント・チェックリストに基づいて学修成果を測定し、測定結果のデータを学科会議で学科教員にフィードバックして各自の教育内容・方法及び学修指導等の改善を促している。また、成績評価マトリックスは学科教員から学生に配布した後、学生が自身の学修成果獲得状況の自己分析・評価結果を記述してクラス担任に提出している。その内容を各学科教員へフィードバックすることで教育内容・方法及び学修指導等の改善を促す仕組みとなっている。【資料 4-3-a】【資料 4-3-c】

### 【資料 4-3-d】【資料 4-3-q】

食物栄養学科では、アセスメント・チェックリストに基づいて学修成果を測定し、それらによって把握した測定結果のデータを学科会議で学科教員にフィードバックして各自の教育内容・方法及び学修指導の改善を促している。また、成績評価マトリックスは学科の FD 推進部会委員から学生に配布した後、学生が自身の学修成果獲得状況の自己分析・評価結果を記述してクラス担任に提出し、さらに各学科教員へ必要に応じてフィードバックすることで教育内容・方法及び学修指導等の改善を促す仕組みとなっている。【資料 4-3-a】【資料 4-3-e】【資料 4-3-f】【資料 4-3-r】

幼児教育学科では、アセスメント・チェックリストに基づいて学修成果を測定し、測定結果のデータを学科会議で学科教員にフィードバックして各自の教育内容・方法及び学修指導の改善を促している。また、学期毎に成績通知書及び履修カルテをクラス担任から学生に配布し、学生が自身の学修成果獲得状況の自己分析・評価結果を再びクラス担任に提出し、必要に応じて各学科教員へフィードバックすることで教育内容・方法及び学修指導等の改善を促す仕組みとなっている。【資料 4-3-a】【資料 4-3-g】

### 【資料 4-3-h】【資料 4-3-i】【資料 4-3-s】

### 【自己評価】

各学科での教育目的・内容に則した学修成果をアセスメント・チェックリストにより点検・評価がなされており、それらの点検・評価結果が学生や教職員に適切にフィードバックされている。また、教育内容・教授方法及び学修指導等の継続・改善に至

る PDCA サイクルも正常に機能していると判断している。

**<資料一覧>**

**□ 短期大学が求める学修成果を示す文書など**

【資料 4-3-1】 尚絅大学短期大学部アセスメント・ポリシー

【資料 4-3-2】 令和 6 年度シラバス

【資料 4-3-3】 令和 6 年度総合生活学科成績評価マトリックス

【資料 4-3-4】 令和 6 年度総合生活学科アセスメント・チェックリスト

【資料 4-3-5】 令和 6 年度食物栄養学科成績評価マトリックス

【資料 4-3-6】 令和 6 年度食物栄養学科アセスメント・チェックリスト

【資料 4-3-7】 幼児教育学科カリキュラムマップ

【資料 4-3-8】 幼児教育学科履修カルテ

【資料 4-3-9】 令和 6 年度幼児教育学科アセスメント・チェックリスト

**□ 短期大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など**

【資料 4-3-2】 令和 6 年度シラバス

【資料 4-3-3】 令和 6 年度総合生活学科成績評価マトリックス

【資料 4-3-5】 令和 6 年度食物栄養学科成績評価マトリックス

【資料 4-3-7】 幼児教育学科カリキュラムマップ

【資料 4-3-8】 幼児教育学科履修カルテ

**□ 学修成果の把握・評価の方針**

【資料 4-3-1】 尚絅大学短期大学部アセスメント・ポリシー

**□ 学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則**

【資料 4-3-1】 教務連絡協議会規程

**□ 学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果**

【資料 4-3-16】 令和 6 年度授業改善アンケート結果（3 学科）

【資料 4-3-4】 令和 6 年度総合生活学科アセスメント・チェックリスト

【資料 4-3-6】 令和 6 年度食物栄養学科アセスメント・チェックリスト

【資料 4-3-10】 令和 6 年度学生生活に関する実態調査集計結果に対するコメント

【資料 4-3-11】 令和 6 年度食物栄養学科ディプロマ・ポリシー達成度チェック

【資料 4-3-12】 令和 6 年度食物栄養学科校外実習先アンケート結果

【資料 4-3-13】 食物栄養学科「給食管理実習 II」成績評価ルーブリック

【資料 4-3-8】 幼児教育学科履修カルテ

【資料 4-3-9】 令和 6 年度幼児教育学科アセスメント・チェックリスト

【資料 4-3-14】 令和 6 年度学生生活に関する実態調査集計結果に対するコメント

【資料 4-3-15】 令和 6 年度保育実習 I・II・III、教育実習評価票（実習指導室保管）

**□ 学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録**

【資料 4-3-17】 令和 6 年度総合生活学科学科会議議事要録

【資料 4-3-18】 令和 6 年度食物栄養学科学科会議議事要録

【資料 4-3-19】 令和 6 年度幼児教育学科学科会議議事要録

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

- 【資料 4-3-a】尚絅大学短期大学部アセスメント・ポリシー
- 【資料 4-3-b】令和 6 年度シラバス
- 【資料 4-3-c】令和 6 年度総合生活学科成績評価マトリックス
- 【資料 4-3-d】令和 6 年度総合生活学科アセスメント・チェックリスト
- 【資料 4-3-e】令和 6 年度食物栄養学科成績評価マトリックス
- 【資料 4-3-f】令和 6 年度食物栄養学科アセスメント・チェックリスト
- 【資料 4-3-g】幼児教育学科カリキュラムマップ
- 【資料 4-3-h】幼児教育学科履修カルテ
- 【資料 4-3-i】令和 6 年度幼児教育学科アセスメント・チェックリスト
- 【資料 4-3-j】令和 6 年度学生生活に関する実態調査集計結果に対するコメント
- 【資料 4-3-k】令和 6 年度食物栄養学科ディプロマ・ポリシー達成度チェック
- 【資料 4-3-l】令和 6 年度食物栄養学科校外実習先アンケート結果
- 【資料 4-3-m】食物栄養学科「給食管理実習 II」成績評価ルーブリック
- 【資料 4-3-n】令和 6 年度学生生活に関する実態調査集計結果に対するコメント
- 【資料 4-3-o】令和 6 年度保育実習 I・II・III、教育実習評価票（実習指導室保管）
- 【資料 4-3-p】令和 6 年度授業改善アンケート結果（3 学科）
- 【資料 4-3-q】令和 6 年度総合生活学科会議議事要録
- 【資料 4-3-r】令和 6 年度食物栄養学科会議議事要録
- 【資料 4-3-s】令和 6 年度幼児教育学科会議議事要録

**[基準4の自己評価]****(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み**

単位認定・卒業認定については、各学科の教育目的に基づき、ディプロマ・ポリシーを定め、学生便覧や大学ホームページで周知している。単位認定基準や卒業認定基準も適切に規定され、成績評価の公平性を保つために GPA 制度などが厳正に運用されている。

教育課程・教授方法については、各学部でカリキュラム・ポリシーを定め、学内外に周知している。教育課程は適切に編成され、シラバスの充実やキャップ制導入などの工夫も実施。授業改善のためのアンケートや FD 研修会を行い、教授方法の改善に努めている。

学修成果の把握・評価については、シラバスやディプロマ・サブリメントに到達目標を明記し、学修成果を明確に示している。各学部の教育目的に応じた評価方法を用い、成果の把握と適切なフィードバックを実施している。PDCA サイクルを活用し、教育内容の継続的な改善に取り組んでいる。

**(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など**

学生が校外実習（臨地実習）などで授業を欠席した際の取扱いに一部差異があることについて、公平な対応のため統一した対応を明文化することが望まれる。

**(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定**

単位認定、卒業認定、修了認定については、ディプロマ・ポリシーの点検・改善と学生への周知、ディプロマ・ポリシーを踏まえて策定した単位認定基準、進級基準や卒業認定基準の厳正な運用を今後も継続して行う。

教育課程及び教授方法については、各学部におけるカリキュラム・ポリシーの定期的な点検と必要に応じた改善を継続する。カリキュラムの見直しにあたっては、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性及びカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程の編成に努める。

学修成果の把握・評価については、三つのポリシー、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の適切な運用と改善・成熟に努める。また、学修成果の点検・評価結果を継続的にフィードバックし、教育内容・方法や教授法の改善に努める。

学生が校外実習（臨地実習）などで授業を欠席した際の取扱いについて、教務連絡協議会で情報を共有するとともに、公平性担保のための統一したルール策定に向けて検討を進める予定である。

**基準 5. 教員・職員****基準項目 5-1 教育研究活動のための管理運営の機能性**

|             |                   |                    |
|-------------|-------------------|--------------------|
| <b>基準項目</b> | 5-1               | 教育研究活動のための管理運営の機能性 |
| <b>担当</b>   | 尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会 |                    |
| <b>責任者</b>  | 山縣評議会議長           |                    |
| <b>担当者</b>  | 山縣評議会議長           |                    |

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

| 評価の視点                 | 評価の視点に関わる自己判定の留意点   |
|-----------------------|---|
| ① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮 | <input type="checkbox"/> 学長がリーダーシップを適切に發揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。   |
| ② 権限の適切な分散と責任の明確化     | <input type="checkbox"/> 短期大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。<br><input type="checkbox"/> 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。                |
| ③ 職員の配置と役割の明確化        | <input type="checkbox"/> 教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。<br><input type="checkbox"/> 職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。 |

**2. 基準項目 5-1 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

**※指定するエビデンス資料**

- 短期大学の意思決定に関する組織図
- 短期大学の意思決定に関する会議体の規則
- 学長の職務権限に関する規則
- 教授会に関する規則
- 教授会の開催日時・議題一覧
- 学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書
- 事務局組織図
- 事務分掌に関する規則
- 職員採用・昇任の方針・規則

**※関連する参考法令**

- ・学校教育法【第 92 条、第 93 条、第 114 条】
- ・学校教育法施行規則【第 26 条第 5 項、第 143 条】
- ・短期大学設置基準【第 20 条、第 22 条の 3、第 35 条の 4】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

##### 【事実の説明】

尚絅大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第4条の2に学長権限を規定している。また、学則第59条に学長、教授等の教職員の配置を規定している。【資料5-1-a】

現在、尚絅大学短期大学部（以下「本学」という。）には副学長は置かず、併設の尚絅大学（以下「大学」という。）と同一の学長補佐3人（教育担当、研究担当、総務担当）を配置している。学長補佐（教育担当）は、本学及び大学の全体に係る教育に関する事項を審議及び調整、統括することを目的とした教務連絡協議会の議長を務め、教務に関する学長の監理業務を補佐している。学長補佐（研究担当）は、研究推進委員会、研究倫理委員会のそれぞれ委員（委員長は学長）や部会長を務め、研究に関する学長の監理業務を補佐している。学長補佐（総務担当）は、令和2(2020)年9月1日付で新たに配置され、新学部設置、現代文化学部の移転、中長期計画の策定など重要事項を教職協働で遂行することを補佐している。また、学長・学長補佐会議では、「学長・学長補佐会議規程」に基づき、学部長及び学科長も参加して、学長の教学に関する政策立案に当たり意見を述べるとともに、学長の方針を学部・学科へ伝達する場としても活用している。【資料5-1-b】

なお、令和元(2019)年から設置している外部評価委員会において指摘があった学長の有事の際の対応について、学長代行の指名に関する規程を制定している。【資料5-1-c】【資料5-1-d】

また、学則第63条に基づき、尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会（以下「評議会」という。）を設置し、「尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会規程」を定めている。評議会については、学長自らが評議会の議長として審議事項及び報告・連絡事項の選定を行い、本学及び大学の運営に関する基本的事項及び重要事項の審議をしている。その審議を経て、学長は本学及び大学の運営に関する最終的な決定を行っている。【資料5-1-e】

さらに、学則第71条に基づき、各種の委員会及び部会を置いている。このうち、大学企画委員会、SD・FD委員会、自己点検・評価委員会、内部質保証委員会、入試委員会、研究推進委員会や研究倫理委員会等の主要委員会については、学長が委員長を務め、大学としての意思決定に当たって、教職員の意見を聴取するとともに、学長がリーダーシップを発揮しうる体制を整備し、適正な運営に努めている。【資料5-1-f】

##### 【自己評価】

本学が意思決定を行う上で、教育、研究、総務を担当する学長補佐が適切に学長を補佐している。加えて、大学運営の基本的事項及び重要事項に関して全学的な観点から教職員の意見を聴取し審議する体制として評議会等が整備されており、学長が適切にリーダーシップを発揮する体制の確立と運営が行われているものと判断している。

#### 5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

##### 【事実の説明】

1)大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

5-1-①で示すとおり、本学の意思決定の権限と責任は学長が有している。その上で、学長が本学の運営上の重要事項を決定するに当たり、評議会で審議する体制を整えている。【資料 5-1-a】【資料 5-1-d】【資料 5-1-h】

2)教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

本学の教授会並びに各委員会及び部会の設置と審議事項を各々規定している。教授会規程等は、全ての教職員が随時閲覧できる学内教職員用 Web ページに掲載して周知している。また、各学科では、すべての教員が所属する学科会議に参加しており、教授会での審議に先立って学科教員の意見を聴取、または教授会での審議結果が報告されるなど、全教員が本学の運営に参画する体制を整備している。なお、短期大学部部長は教授会の議長として、学科長は学科会議の議長としてそれぞれ会議を統括している。【資料 5-1-a】【資料 5-1-g】

#### 【自己評価】

学長が本学のリーダーとして意思決定を行うに当たり、評議会、学長・学長補佐会議、教授会、学科会議、各種委員会及び部会がこれを補佐し、全学あるいは学科固有の課題や専門的な課題等について審議して決定する体制が整備されている。また、学長、短期大学部部長、学科長、教授及びその他の教職員の役割と権限が学則をはじめとした諸規程に明瞭に規定され、適切な教学マネジメント体制が整備されているものと判断している。

### 5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

#### 【事実の説明】

1)教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

職員の配置については、「尚絅学園事務組織規程」第 2 条において、大学及び短期大学部に大学事務局を置くことを規定している。また、同規程第 8 条に、本学の九品寺キャンパス及び武蔵ヶ丘キャンパスそれぞれの事務部を規定し、第 22 条及び第 23 条に事務の総括を規定している。加えて、同規程の第 9 条から第 13 条に各課の事務分掌を規定し、学修支援センター、グローバル化推進センター、就職・進路支援センター、入試センターの業務も担うことを包含している。【資料 5-1-i】【資料 5-1-j】

その他、尚絅地域連携推進センターを九品寺キャンパス事務部教務課、尚絅子育て研究センターを武蔵ヶ丘キャンパス事務部庶務会計課、尚絅食育研究センターを九品寺キャンパス事務部庶務会計課、尚絅ボランティア支援センターを九品寺キャンパス事務部学生支援課がそれぞれのセンターの事務を所掌している。なお、これらの事務を各キャンパス事務部長がキャンパスごとに管理統括している。

2)職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

職員の採用については、「職員就業規則」第 2 章第 1 節に規定しており、採用の方法、内定取消事由、提出書類、労働条件の明示等を定めている。

採用した職員については、「尚絅学園事務職員人事評価規程」及び「尚絅学園事務職員人事評価実施要領」に則した評価基準に照らして適正に評価している。職員の人事評

価は、被評価者が作成した目標達成度評価表及び能力評価表に基づき自己評価した後、1次評価者及び最終評価者による評価を行う。また、最終評価の確定後、被評価者にフィードバックをしている。評価結果に関しては、「尚絅学園事務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程」に基づき、昇格、昇給、役職位の任免、異動及び教育訓練に活用している。【資料 5-1-k】【資料 5-1-l】【資料 5-1-m】【資料 5-1-n】【資料 5-1-o】

### 【自己評価】

それぞれの部署の職務分掌を各規程において明確に示し、教学に関する事務組織及び部署ごとの職員配置が適切に整備されている。また、これを管理・統括する体制も確立している。よって、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、各々の役割も明確に示されていると判断している。

### <資料一覧>

短期大学の意思決定に関する組織図

【資料 5-1-1】短期大学の意思決定に関する組織図

短期大学の意思決定に関する会議体の規則

【資料 5-1-2】尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会規程

学長の職務権限に関する規則

【資料 5-1-3】学長並びに校長、園長の代行に関する規程

教授会に関する規則

【資料 5-1-4】尚絅大学短期大学部教授会規程

教授会の開催日時・議題一覧

【資料 5-1-5】教授会の開催日時・議題一覧

学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書

【資料 5-1-6】尚絅大学短期大学部学則

事務局組織図

【資料 5-1-7】尚絅学園事務組織規程

事務分掌に関する規則

【資料 5-1-8】尚絅学園事務組織規程

職員採用・昇任の方針・規則

【資料 5-1-9】尚絅学園事務職員人事評価規程

【資料 5-1-10】尚絅学園事務職員人事評価実施要領

【資料 5-1-11】目標達成度評価表（様式）

【資料 5-1-12】能力評価表（様式）

【資料 5-1-13】尚絅学園事務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 5-1-a】尚絅大学短期大学部学則

【資料 5-1-b】学長・学長補佐会議規程

【資料 5-1-c】尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会規程

【資料 5-1-d】学長並びに校長、園長の代行に関する規程

- 【資料 5-1-e】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会規程
- 【資料 5-1-f】 令和 6 年度委員会等編成表
- 【資料 5-1-g】 尚絅大学短期大学部教授会規程
- 【資料 5-1-h】 職員就業規則
- 【資料 5-1-i】 職員就業規則
- 【資料 5-1-j】 尚絅学園事務組織規程
- 【資料 5-1-k】 尚絅学園事務職員人事評価規程
- 【資料 5-1-l】 尚絅学園事務職員人事評価実施要領
- 【資料 5-1-m】 目標達成度評価表（様式）
- 【資料 5-1-n】 能力評価表（様式）
- 【資料 5-1-o】 尚絅学園事務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程

**基準項目 5-2 教員の配置**

|             |                                  |       |
|-------------|----------------------------------|-------|
| <b>基準項目</b> | 5 - 2                            | 教員の配置 |
| <b>担当</b>   | 尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会                |       |
| <b>責任者</b>  | 山縣評議会議長                          |       |
| <b>担当者</b>  | 山縣評議会議長、大倉九品寺庶務会計課長、松本武蔵ヶ丘庶務会計課長 |       |

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

| 評価の視点                                     | 評価の視点に関わる自己判定の留意点  |
|---|--|
| ① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置 | <input type="checkbox"/> 設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置しているか。<br><input type="checkbox"/> 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。 |

**2. 基準項目 5-2 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

**※指定するエビデンス資料**

- 教員の採用・昇任の方針・規則
- 教員人事に関する会議体の規則

**※関連する参考法令**

- ・学校教育法【第 92 条】
- ・短期大学設置基準【第 20 条、第 20 条の 2、第 21 条、第 22 条（旧第 22 条）、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 25 条の 2、第 26 条、第 35 条の 8、第 39 条、第 52 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

##### 【事実の説明】

1) 設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置しているか。

本学は総合生活学科、食物栄養学科及び幼稚教育学科で構成しており、学則第4条で定める各学科の教育目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員組織を編成している。令和7(2025)年5月1日現在の専任教員数については、短期大学設置基準上の必要専任教員数及び必要専任教授数を満たしている。また、食物栄養学科においては、栄養士法上の栄養士養成施設として、幼稚教育学科においては、指定保育士養成施設及び幼稚園教諭二種免許状の教職課程認定基準として、それぞれ必要専任教員数及び必要専任教授数を満たしている。その上で、専任教員の配置については、採用時に担当科目に関する教育研究能力を十分に審査し、保有する学位及び専門性と学科が必要とする人材との適合性を考慮して適切に行ってい。【資料5-2-a】

2) 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

教員の採用は、「尚絅大学短期大学部教員採用選考規程」第8条に基づく選考方法及び手順に従い、原則公募とした上で、教授会に教員選考委員会を設置している。その後、同規程第3条から第6条に基づき、教授、准教授、講師及び助教の資格要件を有すると認められる者のうちから、教育研究等の書類審査を経て、原則複数の応募者に対して理事を含めた面接等を行い、教授会及び評議会の議を経て学長が選考し、理事長に採用を上申した上で、理事長が採用を決定している。教員の昇任は、教員の人事評価を加味し、「尚絅大学短期大学部教員昇任選考規程」第7条に基づく選考方法に従い、必要に応じて教授会に昇任選考委員会を設置している。その後、同規程第3条から第6条に定める資格要件を有すると認められる者のうちから、学長が教授会及び評議会の議を経て候補者を選考し、理事長に昇任を上申した上で、理事長が昇任を決定している。教員に対する人事評価は、被評価者に対する公正・公平な評価を実施するため、年度ごとに評価者訓練の実施及び評価の観点・方法・基準の統一を図っている。評価の方法は、「尚絅学園大学教員人事評価規程」に基づき、大学教員自己評価票により教員が自らの教育・研究・管理運営・社会的活動等の根拠資料を踏まえ自己評価を行う。これを学科長、続いて短期大学部部長が評価し、短期大学部部長の評価に基づき学長が最終評価を行う。短期大学部部長については、自己評価に基づき、最終評価者として学長が評価する。【資料5-2-b】【資料5-2-c】【資料5-2-d】【資料5-2-e】

##### 【自己評価】

教員の確保と配置については、短期大学設置基準に準拠して実施されている。各養成施設としての基準及び教職課程認定基準で定められている必要な教員の確保と、教員と学科との専門性・適合性を加味した配置も適切になされていると判断している。また、教員の採用・昇任の審査及び教員の人事評価のいずれについても、規程が整備され、適切に運用が行われているものと判断している。

**<資料一覧>**

**□ 教員の採用・昇任の方針・規則**

【資料 5-2-1】尚絅大学短期大学部教員採用選考規程

【資料 5-2-2】尚絅大学短期大学部教員昇任選考規程

**□ 教員人事に関する会議体の規則**

【資料 5-2-3】尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会規程

**□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料**

【資料 5-2-a】学科別専任教員数及び年齢構成表

【資料 5-2-b】尚絅大学短期大学部教員採用選考規程

【資料 5-2-c】尚絅大学短期大学部教員昇任選考規程

【資料 5-2-d】尚絅学園大学教員人事評価規程

【資料 5-2-e】大学教員自己評価票

**基準項目 5-3 教員・職員の研修・職能開発**

|             |                           |               |
|-------------|---------------------------|---------------|
| <b>基準項目</b> | 5 - 3                     | 教員・職員の研修・職能開発 |
| <b>担当</b>   | SD・FD 委員会、SD 推進部会、FD 推進部会 |               |
| <b>責任者</b>  | 山縣委員長                     |               |
| <b>担当者</b>  | 山縣委員長、砲塚部会長兼大学企画室長、坂田部会長  |               |

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

| 評価の視点                                 | 評価の視点に関わる自己判定の留意点  |
|---------------------------------------|--|
| ① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施 | <input type="checkbox"/> 教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。 |
| ② SD をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み | <input type="checkbox"/> 職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。        |

**2. 基準項目 5-3 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

**※指定するエビデンス資料**

- FD の方針・計画
- FD の実施報告書
- SD の方針・計画
- SD の実施報告書

**※関連する参考法令**

- ・学校教育法【第 114 条】
- ・短期大学設置基準【第 20 条、第 22 条の 2】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

##### 【事実の説明】

本学の FD 活動については、SD・FD 委員会及びその下部組織である FD 推進部会を設置し、全学的な組織体制で教育内容・方法等の改善に取り組んでいる。【資料 5-3-a】【資料 5-3-b】

授業改善アンケートは、FD 推進部会で実施時期、実施方法及び調査項目等を継続的に見直し、授業改善アンケートの運用の検討と分析結果を教育内容・方法等の改善に取り組んでいる。【資料 5-3-c】【資料 5-3-d】

オープンクラス・ウィークは、教員が相互に授業を参観し授業方法を学び合う目的で前期・後期に一定期間を設けて実施している。参観した教員は参観レポートを提出し、当該授業担当者へフィードバックしている。さらに、大学企画室が取りまとめたオープンクラス・ウィーク報告書を全教員へ配付することにより、他の授業公開者及び参観レポートから学ぶべき事項についても共有している。オープンクラス・ウィークについては、必ず年間 1 回以上は参観するよう全教員に求めており、全教員が教授能力の向上に繋げ組織的教育の確立にも寄与している。【資料 5-3-e】【資料 5-3-f】

令和 6 年（2024）年度の FD 研修会では、大学教職員の職能開発を目的として、4 回の研修を実施した。研修内容は、大学業務における生成 AI に関するセミナー、教育 FD 動画コンテンツの活用、そして講師を招いた電子書籍の利用に関する学習である。

##### 【資料 5-3-g】【資料 5-3-h】

学生との意見交換会は、各学科において教育改善委員として学生代表を選出し、学科からは学科長、FD 推進部会委員、教務委員、学生支援委員等から必要に応じて教員を選出している。意見交換会では、主として教学に関して意見を交換しており、学生から直接意見を聴取する貴重な機会として毎年度実施している。学生からの意見については、早急な対応や実現が困難な内容であっても、必ず学科会議等で共有を行っている。改善可能な内容については、関係部署への報告等を通じて、業務改善や事業計画への反映等に繋げる取組みをしている。【資料 5-3-i】【資料 5-3-j】

##### 【自己評価】

全学的に組織的かつ継続して実施されている授業改善アンケート、オープンクラス・ウィーク、FD 研修会及び学生との意見交換会等の FD 活動が効果的に行われている。これらの定期的な見直しを行い、さらに新たな FD 活動も積極的に取り入れていることから、教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施がなされているものと判断している。

#### 5-3-② SD をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### 【事実の説明】

本学では、平成 30(2018)年 4 月 1 日から従来の FD 評価委員会を SD・FD 委員会及び自己点検・評価委員会に組織変更した。その際、SD・FD 委員会の下部組織として SD 推進部会と FD 推進部会を設置し、各々規程を整備している。【資料 5-3-a】【資料 5-3-b】

SD 推進部会で定めた年間計画に基づく学内・学外研修会を実施し、研修会に参加した職員はその成果を自らの職務に活かしている。また、学内の研修ではアンケートを実施し、研修内容の見直しや改善、新たな研修企画の検討に活用している。令和 6 (2024) 年度 SD 研修会では、毎年度実施している「新入職員研修会」「新入教員研修会」「決算書の読み方」「コンプライアンス教育」「一次救命処置」「ハラスマント研修会」に加え、教職員から事前に意見交換を希望するテーマを募集し、特に要望の多かったテーマについて自由にアイデアを出し合う「尚絅大学ワールド・カフェ」を実施した。さらに、講師を招き、「九州エリアの年内入試マーケットの傾向と今後」についての講演も行った。

また、複数の職員が大学コンソーシアム職員研修等の学外研修会にも参加した。**【資料 5-3-a】【資料 5-3-b】【資料 5-3-m】【資料 5-3-n】**

#### 【自己評価】

SD 推進部会で年間の研修計画を策定し、計画に基づく研修を実施している。また、職員の資質・能力向上に向けた SD 研修会が組織的に実施されており、毎回のアンケートによる研修内容の見直し、新たな研修の企画検討が適宜なされていると判断している。

#### <資料一覧>

##### □ FD の方針・計画

**【資料 5-3-1】** 尚絅大学・尚絅大学短期大学部 SD・FD 委員会規程

**【資料 5-3-2】** 尚絅大学・尚絅大学短期大学部 SD・FD 委員会 FD 推進部会規程

##### □ FD の実施報告書

**【資料 5-3-3】** 令和 6 年度授業改善アンケート実施要領（前期・後期）

**【資料 5-3-4】** 令和 6 年度授業改善アンケート集計結果

**【資料 5-3-5】** 令和 6 年度オープンクラス・ウィーク実施要領

**【資料 5-3-6】** 令和 6 年度オープンクラス・ウィーク報告書

**【資料 5-3-7】** 令和 6 年度 FD 研修会概要

**【資料 5-3-8】** 令和 6 年度 FD 研修会報告書

**【資料 5-3-9】** 令和 6 年度学生との意見交換会実施要領

**【資料 5-3-10】** 令和 6 年度学生との意見交換会報告書

##### □ SD の方針・計画

**【資料 5-3-11】** 尚絅大学・尚絅大学短期大学部 SD・FD 委員会規程

**【資料 5-3-12】** 尚絅大学・尚絅大学短期大学部 SD・FD 委員会 SD 推進部会規程

**【資料 5-3-13】** 令和 6 年度 SD 活動年間計画

##### □ SD の実施報告書

**【資料 5-3-14】** 令和 6 年度第 1 回 SD 研修会報告書「尚絅大学ワールド・カフェ」

##### □ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

**【資料 5-3-a】** 尚絅大学・尚絅大学短期大学部 SD・FD 委員会規程

**【資料 5-3-b】** 尚絅大学・尚絅大学短期大学部 SD・FD 委員会 FD 推進部会規程

**【資料 5-3-c】** 令和 6 年度授業改善アンケート実施要領（前期・後期）

- 【資料 5-3-d】令和 6 年度授業改善アンケート集計結果
- 【資料 5-3-e】令和 6 年度オープンクラス・ウィーク実施要領
- 【資料 5-3-f】令和 6 年度オープンクラス・ウィーク報告書
- 【資料 5-3-g】令和 6 年度 FD 研修会概要
- 【資料 5-3-h】令和 6 年度 FD 研修会報告書
- 【資料 5-3-i】令和 6 年度学生との意見交換会実施要領
- 【資料 5-3-j】令和 6 年度学生との意見交換会報告書
- 【資料 5-3-k】尚絅大学・尚絅大学短期大学部 SD・FD 委員会規程
- 【資料 5-3-l】尚絅大学・尚絅大学短期大学部 SD・FD 委員会 SD 推進部会規程
- 【資料 5-3-m】令和 6 年度 SD 活動年間計画
- 【資料 5-3-n】令和 6 年度第 1 回 SD 研修会報告書「尚絅大学ワールド・カフェ」

**基準項目 5-4 研究支援**

|             |                                     |      |
|-------------|-------------------------------------|------|
| <b>基準項目</b> | 5 - 4                               | 研究支援 |
| <b>担当</b>   | 研究推進委員会、研究倫理委員会                     |      |
| <b>責任者</b>  | 山縣委員長                               |      |
| <b>担当者</b>  | 山縣委員長、坂田学長補佐、大倉九品寺庶務会計課長、片野田九品寺教務課長 |      |

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

| 評価の視点             | 評価の視点に関わる自己判定の留意点   |
|-------------------|---|
| ① 研究環境の整備と適切な管理運営 | <input type="checkbox"/> 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。  |
| ② 研究倫理の確立と厳正な運用   | <input type="checkbox"/> 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。   |
| ③ 研究活動への資源の配分     | <input type="checkbox"/> 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA(Research Assistant)などの人的支援を行っているか。<br><input type="checkbox"/> 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。 |

**2. 基準項目 5-4 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

**※指定するエビデンス資料**

- 研究環境に関する調査の結果
- 研究環境整備の方針・計画
- 研究倫理に関する規則
- 研究費の適正利用に関するマニュアル
- 研究活動への資源配分に関する規則
- 研究活動に対する RA など人的支援に関する規則
- 科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書
- 外部資金応募・獲得の実績一覧

**※関連する参考法令**

- ・短期大学設置基準【第 33 条の 3】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

##### 【事実の説明】

研究環境に関し、両キャンパスの助教以上の専任教員に対しては個室の研究室を配置している。各研究室には基本的に机、テーブル、椅子、書架、ロッカー及びエアコンを備え付けており、学外へ通じる固定電話、インターネットに接続されたパソコン及びプリンタの他、それぞれの研究活動に必要な機器を整備し、快適な研究環境のもと有効に活用している。【資料 5-4-a】【資料 5-4-b】

教員の研究分野の特性に応じて、実験を行う必要のある教員のために実験室あるいは精密機器室を設置し、必要な実験機器等を配置している。また大型施設や高額機器等は、共同実験室において共同利用できるよう整備されている。【資料 5-4-c】【資料 5-4-d】

研究のための資料として、図書や定期刊行物等の資料を購入し、図書館にて管理している。継続的に利用が必要な資料については、長期利用ができる対応を行っている。図書館には司書及び事務職員を配置し、貸出・返却の業務に当たるとともに、両キャンパス間の相互貸借サービスを利用しての館外資料の取り寄せも行っており、容易にキャンパス間相互の図書・資料の利用が可能である。【資料 5-4-e】

庶務会計課では、科学研究費助成事業、その他の競争的資金等に関する公募の周知及び資金の取りまとめ（申請、報告）、研究物品・備品・機器等の購入手続き、研究補助員の募集、発明・特許への対応などを行い、外部資金の獲得や研究活動に関する事務業務等の支援を担っている。

##### 【自己評価】

教員個別の研究室の配置及び研究分野の特性に応じた研究環境の提供を行っており、教員の研究活動のために快適な研究環境を整備し、有効に活用されている。また、研究支援のための事務業務についても適切な運営・管理が行われていると判断している。

#### 5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 【事実の説明】

本学及び大学では、尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理委員会を設置して、研究活動に関する規程等を整備している。特に研究倫理に関しては、「学校法人尚絅学園行動規範」をはじめ、「尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理規程」「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における競争的研究費等の管理等に関する規程」「コンプライアンス教育・啓発活動実施要領」「研究倫理教育実施要領」「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における競争的研究費等に関する不正防止計画」等を制定し、本学の研究倫理を確立するとともに厳正な運用を行っている。また、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施し、すべての教職員に受講を義務付けている。なお、コンプライアンス教育では「競争的研究費使用ハンドブック」を作成して教職員に配付している。

【資料 5-4-f】【資料 5-4-g】【資料 5-4-h】【資料 5-4-i】【資料 5-4-j】【資料 5-4-k】【資料 5-4-l】【資料 5-4-m】【資料 5-4-n】【資料 5-4-o】【資料 5-4-p】【資料 5-4-q】【資料 5-4-

r】【資料 5-4-s】【資料 5-4-t】【資料 5-4-u】【資料 5-4-v】【資料 5-4-w】【資料 5-4-x】

【資料 5-4-y】

**【自己評価】**

研究倫理に関する規程等は適切に整備し、各種規程及び実施要領に基づき、競争的研究費等の不正使用も含めた研究不正防止計画の策定と研究倫理教育の厳正な運用がなされているものと判断している。

**5-4-③ 研究活動への資源の配分**

**【事実の説明】**

「尚絅大学・尚絅大学短期大学部個人研究費規程」に基づき、本学及び併設の尚絅大学の専任教員に対して個人研究費を支給している。個人研究費は、基盤研究費と特別研究費に分け、受給者はそれぞれ年度当初に計画書を作成して学長に提出する。規程に則り、令和 6(2024)年度の基盤研究費は一人当たり 80,000 円を配分した。特別研究費は、理事長と学長との協議により予算の範囲で個々に決定すると規定しており、申請書を精査の上、研究実績等に応じて配分額を決定している。具体的には、申請者のうちこれまでに一定の研究実績があり研究計画が妥当な申請者に定額を支給とともに、科研費の申請者に対しては、その採択・不採択にかかわらず特別加算を実施して支給している。科研費の申請者に対して特別研究費を加算して支給することによって、教員の研究意欲を高め、研究意欲の高い教員が成果を挙げることのできる研究環境を整備している。また、他の外部資金への応募を推進し、それらの獲得を目指している。【資料 5-4-z】【資料 5-4-aa】

科研費等、外部資金導入にあたっては、学長及び科研費獲得経験者による競争的研究費等申請書の書き方や注意点に関する研修を行うなど、外部資金獲得に向けた支援をしている。その結果、本学の直近 3 年間の科研費獲得総額は、令和 4(2022)年度 7,708,000 円、令和 5(2023)年度 8,736,000 円と増加したが、研究者の転出等により令和 6(2024)年度は 4,394,000 円と減少した。【資料 5-4-ab】【資料 5-4-ac】【資料 5-4-ad】

ここ数年は特に、生命科学分野の精密機器室や共同実験室の整備を進めているが、それに加え、食品加工学分野研究に関連する備品の整備も進めている。令和 4(2022)年度は高感度化学発光・蛍光撮影装置やオートクレーブ等、そして令和 5(2023)年度には高速冷却遠心機や冷却付きインキュベータ等を更新・設置、令和 6(2024)年度は冷結乾燥機を導入するなど、精密機器室や共同実験室、食品加工学実習室の研究設備の充実に努めた。

なお、本学は大学院を設置していない小規模大学のため、RA(Research Assistant)は設けていないが、教員の研究活動を支援するために外部研究経験者や学生アルバイトに研究補助や入力作業等の軽作業を依頼するなど、研究活動への人的支援を行っている。【資料 5-4-m】【資料 5-4-ae】

**【自己評価】**

研究活動への研究費は規程に基づき適切に配分され、さらに意欲的な教員の研究活動への支援と科研費等の外部資金獲得を促す方策がなされている。また、共同実験室の整備などの物的支援と外部研究経験者や学生アルバイトを活用した人的支援が適切

に実施されているものと判断している。

<資料一覧>

研究環境に関する調査の結果

【資料 5-4-1】

研究環境整備の方針・計画

【資料 5-4-2】

研究倫理に関する規則

【資料 5-4-3】

研究費の適正利用に関するマニュアル

【資料 5-4-4】

研究活動への資源配分に関する規則

【資料 5-4-5】

研究活動に対する RA など人的支援に関する規則

【資料 5-4-6】

科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書

【資料 5-4-7】

外部資金応募・獲得の実績値一覧

【資料 5-4-8】

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 5-4-a】九品寺キャンパス（校舎案内図）

【資料 5-4-b】武蔵ヶ丘キャンパス（校舎案内図）

【資料 5-4-c】生活科学部・精密機器室機器・備品一覧

【資料 5-4-d】共同実験室機器・備品一覧

【資料 5-4-e】尚絅大学図書館利用規程

【資料 5-4-f】学校法人尚絅学園 行動規範

【資料 5-4-g】尚絅大学・尚絅大学短期大学部における競争的研究費等に関する不正防止計画

【資料 5-4-h】尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的研究費等の管理等に関する規程

【資料 5-4-i】尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的研究費等に係る間接経費の取扱要項

【資料 5-4-j】尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理規程

【資料 5-4-k】コンプライアンス教育・啓発活動実施要領

【資料 5-4-l】「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における競争的研究費等に関する規程」に基づく責任体制

【資料 5-4-m】尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的研究費等の取扱要項

【資料 5-4-n】尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的資金等の不正使用に関する通報窓口

【資料 5-4-o】競争的研究費等の相談窓口

【資料 5-4-p】 尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における研究活動の不正行為の防止対策等に関する規程

【資料 5-4-q】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部における研究活動の不正行為に係る通報及び調査等に関する規程

【資料 5-4-r】 研究活動の不正行為不正使用通報窓口対応者一覧

【資料 5-4-s】 尚絅大学及び尚絅大学短期大学部共同研究規程

【資料 5-4-t】 尚絅大学における毒物及び劇物の取扱いに関する規程

【資料 5-4-u】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部動物実験規程

【資料 5-4-v】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部遺伝子組換え実験安全管理規程

【資料 5-4-w】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部生命倫理規程

【資料 5-4-x】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部生命倫理審査委員会規程

【資料 5-4-y】 競争的研究費使用ハンドブック 2023

【資料 5-4-z】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部個人研究費規程

【資料 5-4-aa】 令和 6 年度研究費の個人別一覧表

【資料 5-4-ab】 競争的研究費申請書の書き方や注意点に関する研修資料

【資料 5-4-ac】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部研究資金申請・獲得状況

【資料 5-4-ad】 令和 6 年度科研費・外部研究費採択状況

【資料 5-4-ae】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部学生アルバイト雇用規程

**[基準5の自己評価]****(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み****1.教育研究活動のための管理運営の機能性**

教育、研究、総務をそれぞれ担当する3人の学長補佐による補佐体制が学則に基づいて構築されており、学長がリーダーシップを適切に発揮する体制が整備されている。さらに、学長が本学のリーダーとして意思決定を行う際には、教職員が適材適所で配置された組織である評議会、学長・学長補佐会議、教授会、学科会議や各種委員会、部会がこれを逐次的・段階的に補佐することで、権限の適切な分散と責任・役割の明確化が確立した教学マネジメントが構築されている。

**2.教員の配置**

短期大学設置基準に基づいて教員を確保・配置しており、採用や昇任についても規程に則って適切に実施している。

**3.教員・職員の研修・職能開発**

授業改善アンケート、オープンクラス・ウィーク、FD研修会及び学生との意見交換会等のFD活動を組織的に実施し、その結果を適切にフィードバックして教育内容・方法等の改善・開発に繋げるとともに、FD活動の内容の見直しにも適宜努めている。

SD研修会を組織的に実施し、その結果を適切にフィードバックして職員の資質・能力向上に繋げるとともに、SD研修会の内容の見直しにも適宜努めている。

令和6年度の第二期中長期MP I-5 研究力の強化 評価指標④研究成果発表50件以上に関して、論文・学会発表・総説・作品等の研究成果は50件以上達しており、研究成果が達していると判断している。

また、尚絅子育て研究センターの保育研究会、尚絅食育研究センターの食育研究会、尚絅食育推進プロジェクト、くまモンプロジェクト等、地域と連携した研究活動も増えている。

**(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など**

副学長、学長補佐の組織上の位置付け及び役割を明確にし、機能するために明文化することを検討する。

規程に基づく研究費の配分を継続して行うとともに、外部資金獲得に向けた支援の強化と共同実験室等の整備を促進する。

共同研究や地域連携に基づく研究活動などを推進する。

**(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定**

学長のリーダーシップのもとで教学マネジメントが適切に機能するよう点検しつつ、各組織の連携及び教職協働を継続して行う。

教員の配置は、短期大学設置基準で規定される必要な教員数を確保した上で、本学規程に基づき適切に実施している。今後、令和5(2023)年10月1日に施行された短期大学設置基準の一部改正に伴う関係規程の改正と学内整備を進める。また、現在取り組んでいるFD活動を継続して行うとともに、教員の能力を更に伸長できるように、実施要領の見直しやFD活動で得られた情報をIRと連動して分析し、その分析結果の有効的な活用法を検討する。加えて、社会情勢の変化にも適応するよう、外部講師の

招へいや他大学の事例を参考にした質の高い FD を検討する。一方で、教員の海外研修等に関する取扱いを適切に整理するため、教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程の整備を進めている。

職員の能力を高めるのみならず見識を広めるために、研修会のテーマを特定の分野に偏ることなく広範囲に亘って設定するよう計画する。その際、アンケート調査等を活用して職員からの意見・要望を取り入れる。加えて、本学の教職員は IR に関する理解度がやや低い傾向が認められるため、IR をテーマにした研修会を定期的に開催する予定である。

科研費や外部資金獲得のために、有効な研修などを実施し研究費獲得の支援を行う。  
外部資金申請に関する情報を広く収集し、学内研究者に迅速に周知する。

**基準 6. 経営・管理と財務****基準項目 6-1 経営の規律と誠実性**

|             |               |           |
|-------------|---------------|-----------|
| <b>基準項目</b> | 6-1           | 経営の規律と誠実性 |
| <b>担当</b>   | 学園事務局総務課      |           |
| <b>責任者</b>  | 久野学園事務局長      |           |
| <b>担当者</b>  | 古澤総務課長、河津経理課長 |           |

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

| 評価の視点            | 評価の視点に関わる自己判定の留意点  |
|------------------|--|
| ① 経営の規律と誠実性の維持   | <input type="checkbox"/> 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実に行っていいるか。<br><input type="checkbox"/> 法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。<br><input type="checkbox"/> 法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。 |
| ② 環境保全、人権、安全への配慮 | <input type="checkbox"/> 環境や人権について配慮しているか。<br><input type="checkbox"/> 学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。   |

**2. 基準項目 6-1 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

**※指定するエビデンス資料**

- 組織倫理に関する規則
- 情報公表に関する規則
- 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL
- 私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL
- 内部統制の組織体制を示す図
- 内部統制に関する規則
- ハラスメント防止に関する規則
- 個人情報保護に関する規則
- 危機管理に関する方針・規則
- 危機管理に関するマニュアル

**※関連する参考法令**

- ・学校教育法施行規則【第 172 条の 2】
- ・私立学校法【第 20 条、第 27 条、第 36 条、第 37 条、第 39 条、第 103 条、第 106 条、第 107 条、第 108 条、第 151 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

##### 【事実の説明】

「学校法人尚絅学園寄附行為」(以下「寄附行為」という。)第16条に基づいて理事会を置き、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定している。同様に、第21条に基づき評議員会を置き、法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、意見を述べ、第23条に定められた諮問事項については、「理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。」と規定している。加えて、同第7条に基づき監事を選任し、第15条に「業務の監査、財産状況の監査、理事の業務執行状況の監査等」を規定している。これらの規定を確実に履行し徹底することで、経営の規律を維持し、適切な運営を行っている。また、「尚絅学園監事監査基準」を令和5(2023)年3月に改正し、「財務の状況」及び「理事の業務執行状況（「教学監査」を含む）」の監査に対する監事機能の強化を図っている。【資料6-1-a】【資料6-1-b】

組織倫理に関しては、「学校法人尚絅学園行動規範」(以下「行動規範」という。)を定め、役員及び全教職員が遵守すべき行動の基準・指針を網羅的に規定している。併せて「職員就業規則」「尚絅学園個人情報保護規程」「学校法人尚絅学園公益通報に関する規程」等で誠実性を担保し、健全な経営を維持している。【資料6-1-c】【資料6-1-d】【資料6-1-e】【資料6-1-f】

なお、寄附行為は閲覧に供するだけでなく、尚絅学園（以下「学園」という。）ホームページに公開し、さらに学内教職員用Webページにも掲載している。また、行動規範は、尚絅大学・尚絅大学短期大学部（以下「本学」という。）ホームページへの公開や学内教職員用Webページへの掲載だけでなく、学生・教職員の目につきやすい場所に掲示して広く周知徹底を図っている。その他の規程もすべて学内教職員用Webページに掲載し、いつでも全教職員が確認できる体制をとっている。

さらに、令和元(2019)年に制定した大学運営における自主的な行動規範である「尚絅大学・尚絅大学短期大学部ガバナンス・コード」(以下「ガバナンス・コード」という。)は、令和3(2021)年と令和5(2023)年に一部見直しを行い、学内教職員用Webページや本学ホームページに掲載して教職員へ周知するとともに公表している。加えて、ガバナンス・コードの遵守状況について自主点検を行い、毎年度その結果を公表している。【資料6-1-g】

情報公開については、私立学校法第47条で指定している事項を含め、同第63条の2に基づき、「寄附行為」「役員等名簿」「役員に対する報酬等の支給の基準」「事業報告書」「監査報告書」「貸借対照表」「収支計算書」「財産目録」等を、ホームページの情報公開ページに公表している。また、学校教育法施行規則第172条の2で公表が定められている本学の教育研究活動等の状況並びに教育職員免許法施行規則第22条の6で公表が定められている教員の養成の状況に関する情報の6項目についても、ホームページの情報公開ページにて公表している。

令和7(2025)年度私立学校法改正に向け、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制、その他学校法人の業務の適正を確保するために必要な体制として、「内部統制システムに関する体制（イメージ）」、「内部統制システム整備の基本

方針（案）」として整備した。【資料 6-1-h】【資料 6-1-i】

#### 【自己評価】

寄附行為の制定のほか、行動規範やガバナンス・コードの改正を適宜行い、尚絅大学学則（以下「学則」という。）及び各種規程等で組織倫理・規律に関する諸規則を定め、それぞれを適正に公表しており、経営の規律と誠実性の維持は適正であると判断している。

#### 6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

##### 【事実の説明】

環境保全、人権、安全への配慮に関しては、行動規範に定めるほか、「職員就業規則」第 8 章に安全及び衛生に関する事項を定め、衛生委員会を設置している。また、設置校における労働安全衛生に関する法令等並びに教職員の保健及び安全保持に関する必要な事項を「安全衛生管理規程」に定め、職場の環境保全・安全対策の改善に努めている。【資料 6-1-3】【資料 6-1-d】【資料 6-1-j】

衛生委員会は、毎年度始めに年間の実施計画を立て、産業医出席のもと原則毎月 1 回定期的に委員会を開催している。産業医が毎月 1 回学内に駐在し、衛生委員会への出席や教職員に対する心のケア、ストレスチェックの実施やその結果に基づく助言・指導など、教職員の健康管理について幅広く対応している。令和 6(2024)年度のストレスチェックは、12 月 2 日(月)から 12 月 9 日(月)にかけて行った。学生に対する心のケアについては、養護教諭による「保健だより」等のニュースレターを毎月大学ホームページに掲載しているほか、両キャンパスにそれぞれカウンセラ室を設け、そこに養護教諭（キャンパス毎に常勤 1 人ずつ）及び専門のカウンセラー（キャンパス共通で非常勤 2 人）を配置して対応している。また、環境省が推進する 2050 年脱炭素社会の実現に向けた省エネや省 CO<sub>2</sub> を図るとともに、現在取り組んでいる SDGs の達成、経費節減運動の一環としてのクールビズやウォームビズによるドレスコードの緩和、冷暖房機の適正温度の遵守を推進しており、快適で働きやすい職場環境づくりを目的として、令和 6(2024)12 月から通年で軽装勤務に取組んでいる。【資料 6-1-k】【資料 6-1-l】【資料 6-1-m】

人権への配慮に関しては、行動規範において、人権・人格の尊重に関する基本的方針を明示しているほか、「尚絅学園ハラスメント等防止規程」「尚絅学園ハラスメント防止ガイドライン」「尚絅学園ソーシャルメディア利用のガイドライン」を制定している。なお、令和 3(2021)年 6 月に「尚絅学園ハラスメント等防止規程」の一部改正を行い、ハラスメント委員会において、内部人材だけでなく外部の専門家もしくは弁護士等を必要に応じて委員に加えることができることとした。また、ハラスメント委員会委員長の指名に基づき、年度当初に両キャンパスにハラスメント相談員を配置してハラスメント対応フロー図も含めて本学ホームページ等で学内に周知している。ハラスメント相談員については、尚絅学園全体で約 20 名配置し、令和 4(2022)年度からは弁護士の外部相談窓口を設置することで、情報漏洩等のリスクが生じないよう配慮している。学生に対しては、新入学時のオリエンテーションにおいてハラスメント等に関する説明を行っている。令和 6(2024)年度は、SD 研修の一環として全教職員を対象とした学外講師によるハラスメント研修会を令和 7(2025)年 3 月（予定）に開催した。【資料 6-1-c】【資料 6-1-n】【資料 6-1-o】【資料 6-1-p】【資

**【資料 6-1-q】【資料 6-1-r】**

個人情報保護に関しては、行動規範において基本方針を明確に定めるほか、「個人情報保護方針」「尚絅学園個人情報保護規程」「秘密保持規程」「尚絅学園ソーシャルメディア利用のガイドライン」「学校法人尚絅学園情報システム運用基本方針」「学校法人尚絅学園情報システム運用基本規程」等を制定し、説明会やオリエンテーション等を通して職員・学生・生徒・保護者の啓蒙に努めている。また、マイナンバー制度に対しても「尚絅学園特定個人情報取扱規程」の整備をはじめ、実効性のある体制を整備して対応している。【資料 6-1-c】【資料 6-1-e】【資料 6-1-s】【資料 6-1-t】【資料 6-1-u】【資料 6-1-v】【資料 6-1-w】

情報システムに関しては、「学校法人尚絅学園情報システム運用基本方針」「学校法人尚絅学園情報システム運用基本規程」等、情報システム環境や情報システム運用・管理に関する諸規程を制定し、学園の情報システムの健全かつ安定的な運用・管理の保持に努めている。また、情報システムに関する一元的な運用・管理を実施するために、学園本部と各設置校を跨ぐ組織横断的な委員会として「情報システム委員会」を設置している。【資料 6-1-u】【資料 6-1-v】【資料 6-1-x】【資料 6-1-y】【資料 6-1-z】【資料 6-1-aa】【資料 6-1-ab】【資料 6-1-ac】【資料 6-1-ad】【資料 6-1-ae】【資料 6-1-af】【資料 6-1-ag】【資料 6-1-ah】

学園が対処するべき様々な危機に対しては、危機管理委員会を設置するほか、それぞれの事象に対応する委員会を適宜設置し、緊急性を要する場合はさらに緊急対策本部を立ち上げるなどして組織体制を整備している。また、「危機管理規程」「コンティンジェンシープラン（緊急時行動マニュアル全体編）」「アクションプラン」を制定し、危機事象の発生時の対応や予防に関する危機管理体制を整備している。また、防災・減災の観点から災害用備蓄の見直し、施設整備の拡充についても計画的に取り組んでいる。防災面については、毎年度策定している「危機管理プログラム」に基づき、法令に従った消防設備等点検を行い、火災避難訓練を少なくとも1回行っている。令和6(2024)年度も、九品寺キャンパス、武蔵ヶ丘キャンパス其々において、学生・生徒・教職員全員参加での避難訓練を実施した。防犯面については、24時間体制で守衛を配置し、加えて、令和2(2020)年3月、両キャンパスに防犯カメラを計38台設置して学生・教職員等の安全確保に取り組んでいる。【資料 6-1-ai】【資料 6-1-aj】【資料 6-1-ak】【資料 6-1-al】【資料 6-1-am】

以上に加え、環境保全、人権、安全への配慮に対する網羅的な取組みとして、令和3(2021)年10月に熊本県SDGs登録制度に申請、令和4(2022)年1月登録しており、令和6(2024)11月に更新手続きを行い、令和7(2025)年1月から令和10(2028)年までの登録更新が完了している。引き続き持続可能な開発目標にチャレンジしている。

**【自己評価】**

環境保全と安全への配慮は、行動規範、「職員就業規則」「安全衛生管理規程」等の各規程に基づき適切に行われていると判断している。

人権への配慮に関しては、行動規範で明確に定め周知している。また、ハラスメントに関する規程及び具体的な事例を例示したガイドライン等を開示し、周知徹底を図るとともに、SD研修会等による啓発活動を実施している。ハラスメント事案に関しては、ハラスメント相談員の配置・周知及びハラスメント委員会等が機能していると判断している。

個人情報保護に関しては、基本方針の明確化と合わせて関連する諸規程等を整備して厳正に対応しており、適切に行われていると判断している。

危機管理、環境保全、安全への配慮は、組織態勢・危機管理体制について一層の整備・充実に努め、適切に機能・運用していくこととしており、緊急時の対応に関するも、危機管理委員会や緊急対策本部等の活動を通して適切に行われていると判断している。

### <資料一覧>

#### □ 組織倫理に関する規則

【資料 6-1-1】学校法人尚絅学園寄附行為

【資料 6-1-2】尚絅学園監事監査基準

【資料 6-1-3】学校法人尚絅学園行動規範

【資料 6-1-4】職員就業規則

【資料 6-1-5】尚絅学園個人情報保護規程

【資料 6-1-6】学校法人尚絅学園公益通報に関する規程

【資料 6-1-10】安全衛生管理規程

#### □ 情報公表に関する規則

【資料 6-1-7】尚絅大学・尚絅大学短期大学部ガバナンス・コード

#### □ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure/>

#### □ 私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/>

#### □ 内部統制の組織体制を示す図

【資料 6-1-8】内部統制システムに関する体制（イメージ）

#### □ 内部統制に関する規則

【資料 6-1-9】内部統制システム整備の基本方針（案）

#### □ ハラスメント防止に関する規則

【資料 6-1-14】尚絅学園ハラスメント等防止規程

【資料 6-1-15】尚絅学園ハラスメント防止ガイドライン

【資料 6-1-16】尚絅学園ソーシャルメディア利用のガイドライン

【資料 6-1-17】ホームページ掲載ハラスメント相談窓口

【資料 6-1-18】令和 6(2024)年度ハラスメント研修会資料

#### □ 個人情報保護に関する規則

【資料 6-1-16】尚絅学園ソーシャルメディア利用のガイドライン

【資料 6-1-19】個人情報保護方針

【資料 6-1-20】秘密保持規程

【資料 6-1-21】尚絅学園情報システム運用基本方針

【資料 6-1-22】尚絅学園情報システム運用基本規程

【資料 6-1-23】尚絅学園特定個人情報取扱規程

【資料 6-1-24】学校法人尚絅学園情報システム運用・管理規程

【資料 6-1-25】学校法人尚絅学園情報セキュリティインシデント対応チーム(CSIRT)  
設置規程

【資料 6-1-26】学校法人尚絅学園情報システム非常時行動計画に関する規程

【資料 6-1-27】学校法人尚絅学園情報各付け基準

【資料 6-1-28】学校法人尚絅学園情報システム利用規程

【資料 6-1-29】学校法人尚絅学園情報システムに関する年度講習計画

【資料 6-1-30】学校法人尚絅学園情報セキュリティ監査規程

【資料 6-1-31】学校法人尚絅学園事務情報セキュリティ対策基準

【資料 6-1-32】学校法人尚絅学園全学認証基盤運用管理規程

【資料 6-1-33】学校法人尚絅学園全学認証基盤認証接続規程

【資料 6-1-34】学校法人尚絅学園全学認証基盤アカウント利用規程

□ 危機管理に関する方針・規則

【資料 6-1-35】危機管理規程

□ 危機管理に関するマニュアル

【資料 6-1-36】コンテンジエンシープラン（緊急時行動マニュアル全体編）

【資料 6-1-37】アクションプラン

【資料 6-1-38】令和 6 年度危機管理プログラム

【資料 6-1-39】避難訓練の実施について

□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 6-1-a】学校法人尚絅学園寄附行為

【資料 6-1-b】尚絅学園監事監査基準

【資料 6-1-c】学校法人尚絅学園行動規範

【資料 6-1-d】職員就業規則

【資料 6-1-e】尚絅学園個人情報保護規程

【資料 6-1-f】学校法人尚絅学園公益通報に関する規程

【資料 6-1-g】尚絅大学・尚絅大学短期大学部ガバナンス・コード

【資料 6-1-h】内部統制システムに関する体制（イメージ）

【資料 6-1-i】内部統制システム整備の基本方針（案）

【資料 6-1-j】安全衛生管理規程

【資料 6-1-k】令和 6 年度衛生委員会資料

【資料 6-1-l】令和 6 年度ストレスチェック実施について

【資料 6-1-m】軽装勤務の通年化について（令和 6 年 11 月 21 日事務連絡）

【資料 6-1-n】尚絅学園ハラスメント等防止規程

【資料 6-1-o】尚絅学園ハラスメント防止ガイドライン

【資料 6-1-p】尚絅学園ソーシャルメディア利用のガイドライン

【資料 6-1-q】ホームページ掲載ハラスメント相談窓口

【資料 6-1-r】令和 6(2024)年度ハラスメント研修会資料

【資料 6-1-s】個人情報保護方針

【資料 6-1-t】秘密保持規程

- 【資料 6-1-u】 尚絅学園情報システム運用基本方針
- 【資料 6-1-v】 尚絅学園情報システム運用基本規程
- 【資料 6-1-w】 尚絅学園特定個人情報取扱規程
- 【資料 6-1-x】 学校法人尚絅学園情報システム運用・管理規程
- 【資料 6-1-y】 学校法人尚絅学園情報セキュリティインシデント対応チーム(CSIRT)設置規程
- 【資料 6-1-z】 学校法人尚絅学園情報システム非常時行動計画に関する規程
- 【資料 6-1-aa】 学校法人尚絅学園情報各付け基準
- 【資料 6-1-ab】 学校法人尚絅学園情報システム利用規程
- 【資料 6-1-ac】 学校法人尚絅学園情報システムに関する年度講習計画
- 【資料 6-1-ad】 学校法人尚絅学園情報セキュリティ監査規程
- 【資料 6-1-ae】 学校法人尚絅学園事務情報セキュリティ対策基準
- 【資料 6-1-af】 学校法人尚絅学園全学認証基盤運用管理規程
- 【資料 6-1-ag】 学校法人尚絅学園全学認証基盤認証接続規程
- 【資料 6-1-ah】 学校法人尚絅学園全学認証基盤アカウント利用規程
- 【資料 6-1-ai】 危機管理規程
- 【資料 6-1-aj】 コンテンジエンシープラン（緊急時行動マニュアル全体編）
- 【資料 6-1-ak】 アクションプラン
- 【資料 6-1-al】 令和 6 年度危機管理プログラム
- 【資料 6-1-am】 避難訓練の実施について

**基準項目 6-2 理事会の機能**

|             |               |        |
|-------------|---------------|--------|
| <b>基準項目</b> | 6 - 2         | 理事会の機能 |
| <b>担当</b>   | 学園事務局総務課      |        |
| <b>責任者</b>  | 久野学園事務局長      |        |
| <b>担当者</b>  | 古澤総務課長、河津経理課長 |        |

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

| 評価の視点                             | 評価の視点に関する自己判定の留意点   |
|-----------------------------------|---|
| ① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性 | <input type="checkbox"/> 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能しているか。<br><input type="checkbox"/> 理事会の運営を適切に行っているか。<br><input type="checkbox"/> 理事の選任を適切に行っているか。 |
| ② 使命・目的の達成への継続的努力                 | <input type="checkbox"/> 短期大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。  |

**2. 基準項目 6-2 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

**※指定するエビデンス資料**

- 法人の意思決定に関する組織図
- 予算・決算を承認した際の理事会の議事録
- 理事を選任する会議体の規則
- 理事を選任した際の会議体の議事録
- 中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録
- 理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書

**※関連する参考法令**

- ・私立学校法【第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 36 条、第 37 条、第 39 条、第 43 条、第 100 条、第 103 条、第 104 条、第 146 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### 【事実の説明】

理事会を学校法人の最高意思決定機関として位置づけており、寄附行為に基づき適切に運営している。3月、5月、7月、10月、12月の定時開催のほか、必要に応じ臨時に開催しており、令和7(2025)2月に臨時開催した。学校教育法、私立学校法の一部改正に伴って令和2(2020)年4月に改正した寄附行為について、令和3(2021)年10月に再度改正を行い、理事・監事の職務及び責任の明確化を図った。このことから、理事会・監事・評議員会は、より一層の機能の明確化と実効性の強化が図られ、学園及び設置校の持続的発展に向けた使命・目的を達するための意思決定を行っている。また、令和7(2025)年4月1日施行に向け私立学校法改正に向けた寄附行為改正案を理事会・評議員会において審議した。【資料6-2-a】

寄附行為第5条に定められる理事の定数は、7人以上9人以内である。理事会の構成員である理事の選任は、寄附行為第6条の規定に基づき適切に行っている。理事のうち1名を理事総数の過半数の決議により理事長に選任し、理事長は学校法人を代表し、その業務を総理している。

また、理事の理事会欠席時の対応については、平成27(2015)年度から、概ね1週間前の事前配布する議案等に対し書面で議決権行使する「議決権行使書」で意思表明している。

令和6(2024)年度は、理事会を定例5回、臨時1回を開催して重要事項の審議決定を行った。理事会の開催状況及び出席状況は以下のとおりである。

【表6-2-a】令和6(2024)年度理事会開催状況及び出席状況

| 区分  | 開催日現在の状況 |       | 開催年月日            | 出席者数等   |          |          | 監事の出席状況(人/人) |
|-----|----------|-------|------------------|---------|----------|----------|--------------|
|     | 定員       | 現員(a) |                  | 出席者数(b) | 出席率(b/a) | うち意思表示者数 |              |
| 理事会 | 7~9人     | 8人    | 令和6(2024)年5月24日  | 8人      | 100%     | 2人       | 1/2          |
|     | 7~9人     | 8人    | 令和6(2024)年7月22日  | 8人      | 100%     | 0人       | 2/2          |
|     | 7~9人     | 8人    | 令和6(2024)年10月28日 | 8人      | 100%     | 2人       | 2/2          |
|     | 7~9人     | 8人    | 令和6(2024)年12月16日 | 8人      | 100%     | 0人       | 2/2          |
|     | 7~9人     | 8人    | 令和7(2025)年2月7日   | 8人      | 100%     | 1人       | 2/2          |
|     | 7~9人     | 8人    | 令和7(2025)年3月24日  | 8人      | 100%     | 1人       | 2/2          |

また、管理部門と教學部門の機動的・戦略的意思決定のための仕組みとして、理事長・常務理事・学長・校長・学園事務局長の常勤理事及び大学事務局長・学園事務局総務部長、(事案により尚絅大学附属こども園園長)で構成される常勤理事会を設置している。「尚絅学園常勤理事会規程」第2条の(目的)には、「学園の業務の円滑な運営を図るために、業務に関する重要な事項について報告、協議する」と定め、原則隔週1回開催している。令和6(2024)年度は、26回開催している。【資料6-2-b】

#### 【自己評価】

令和2(2020)年及び令和3(2021)年の寄附行為の改正に伴い、理事会、評議員会の機能強化、理事・監事の職務と責任の明確化が図られるなど、使命・目的の達成に向けた意思決定の体制整備と機能性強化が一層充実したと認識している。原則隔週毎に開催される常勤理事会が経営及び教学の重要課題や懸案事項について迅速かつ適切に協議・検討する体制となっている。また、理事会・評議員会での決議事項は大学・短期大学部評議会や教授会等で、常勤理事会の決定事項は学長・学長補佐会議等のほか、特に事務関連事項については事務部門会議等でも報告・指示されるなど、可及的速やかに実施に移すための組織体制が整備されており、機動性を持った戦略的組織運営が有效地に機能している。理事会の出席状況及び欠席時の対応については、適切に取り組まれていると判断している。

### 6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

#### 【事実の説明】

本学は使命・目的を「建学の精神」「教育理念」に基づき、「尚絅大学学則」第1条に規定して、継続的に運営している。平成25(2013)年にスタートした「第一期中長期計画（「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」）」が令和4(2022)年度に最終年度を迎えたことから、長期ビジョン（将来像）に関する総括及び中長期行動計画に関する実績の総括を行った。また、令和5(2023)年4月からスタートした「第二期中長期計画 2023年4月～2033年3月」（以下「第二期中長期計画」という。）においては、令和15(2033)年3月までの10年間の目指すべき姿（ビジョン）を掲げ、学園の現状と課題、学園を巻く環境変化や今後の方向性を踏まえ、その達成のために中長期的な重点施策に取組んでいる。【資料6-2-c】

令和5(2023)年4月に第二期中長期計画について全教職員に説明会を開催し、学内教職員用Webページや本学ホームページで学内外に周知するなど、第二期中長期計画を学園の公約として明示している。また、諸施策の実現に向けて継続的に現状分析を行いながら、これらに優先順位を付けて目標達成に向けて取り組んでいる。

#### 【自己評価】

第二期中長期計画の制定のほか、諸計画・諸施策の実行と進捗管理は適切に行なわれ、使命・目的の実現に向けた継続的努力がなされているものと判断している。

#### ＜資料一覧＞

法人の意思決定に関する組織図

【資料6-2-1】

予算・決算を承認した際の理事会の議事録

【資料 6-2-2】

- 理事を選任する会議体の規則

【資料 6-2-3】

- 理事を選任した際の会議体の議事録

【資料 6-2-4】

- 中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録

【資料 6-2-5】

- 理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書

【資料 6-2-6】

- 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 6-2-a】学校法人尚絅学園寄附行為

【資料 6-2-b】尚絅学園常勤理事会規程

【資料 6-2-c】第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月

**基準項目 6-3 官営運営の円滑化とチェック機能**

|             |               |                 |
|-------------|---------------|-----------------|
| <b>基準項目</b> | 6 - 3         | 管理運営の円滑化とチェック機能 |
| <b>担当</b>   | 学園事務局総務課      |                 |
| <b>責任者</b>  | 久野学園事務局長      |                 |
| <b>担当者</b>  | 古澤総務課長、河津経理課長 |                 |

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

| 評価の視点            | 評価の視点に関わる自己判定の留意点  |
|------------------|--|
| ① 法人の意思決定の円滑化    | <input type="checkbox"/> 意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。<br><input type="checkbox"/> 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。   |
| ② 評議員会と監事のチェック機能 | <input type="checkbox"/> 評議員会の選任を適切に行っているか。<br><input type="checkbox"/> 評議員会の運営を適切に行っているか。<br><input type="checkbox"/> 監事の選任を適切に行っているか。<br><input type="checkbox"/> 監事は、監事の職務を適切に行っているか。 |

**2. 基準項目 6-3 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

**※指定するエビデンス資料**

- 評議員を選任した際の会議体の議事録
- 監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録
- 予算・決算を審議した際の評議員会の議事録
- 監事監査に関する規則
- 監事監査計画書

**※関連する参考法令**

- ・私立学校法【第39条、第45条、第46条、第52条、第54条、第55条、第56条、第61条、第62条、第66条、第78条、第80条、第100条、第103条、第105条、第145条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-① 法人の意思決定の円滑化

##### 【事実の説明】

学校法人の最高意思決定機関である理事会の決定事項は、理事会終了後の直近の大学・短期大学部評議会で報告し、その後教授会等でも報告するなど、理事以外の教職員にも適宜適切に周知している。

法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を保つ仕組みとして、理事長を議長とし、常務理事、学長、校長、園長（必要に応じ）、学園事務局長、大学事務局長、総務部長を構成員とする常勤理事会を設置している。原則隔週開催している常勤理事会は、管理部門と教学部門の機動的・戦略的な協議・検討・報告機関として機能し、理事長のリーダーシップが発揮できる内部統制環境を担保している。

法人及び大学の事務関連業務に関しては、事務部門会議を設置し、事務部門相互の連携強化を図っている。大学においては、毎月開催の大学・短期大学部評議会、教授会、学科会議のほか、原則隔週開催の学長・学長補佐会議を設置し、本学の教育・研究・学生支援等に係る大学・短期大学部の業務運営に関する重要事項、法人及び各学校間の連絡調整が必要な重要事項について報告・協議している。なお、令和6(2024)年度は、常勤理事会を26回、事務部門会議を12回、学長・学長補佐会議を6回開催している（令和7年1月末現在）。さらに、管理運営機関及び各部門の連携強化が必要な各種委員会等には、法人部門から学園事務局長及び総務部長がメンバーとして参画している。【資料6-3-a】【資料6-3-b】【資料6-3-c】【資料6-3-d】

また、教職員全体のコミュニケーション円滑化のための親睦組織として「なごみ会」があり、令和5(2023)年度以降、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、キャンパス間の相互交流も深めて徐々に活動を再開している。

教員からの提案については、若手教員も参加する学科会議や各委員会の下部組織である各部会等において提案や意見具申が行われ、有益な提案は上位の教授会、大学・短期大学部評議会へ上申される。また、事務職員からの提案については、近年不活性化傾向にあるが、令和6(2024)年8月に事務職員提案制度の募集を実施し、審議を行った。引き続き教職員による意見具申の場について検討を重ね、有効活発な提案制度等の活性化を図る。

##### 【自己評価】

理事会、常勤理事会、事務部門会議、大学・短期大学部評議会、教授会、学長・学長補佐会議など、それぞれが有効に機能しており、法人及び大学の各管理運営機関のコミュニケーションの確保と円滑な意思決定が行われている。また、管理部門と教学部門を総括している常勤理事会の議長を理事長が務めることで、理事長のリーダーシップを発揮できる内部統制環境が整備されていると判断している。

#### 6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

##### 【事実の説明】

法人部門においては、学校法人の最高意思決定機関は合議制である理事会であり、令和7(2025)年3月末現在では、理事長、常務理事、学長、校長、学園事務局長の計5人

の学内常勤理事と 3 人の学外非常勤理事で構成されており、教学部門の長である学長、校長は理事として経営にも参画している。理事会は最終的な意思決定と共に、理事の職務の執行を監督している。また、理事会の諮問機関としての評議員会は、寄附行為第 25 条の規定に従って選任された教職員や卒業生・学識経験者・有識者を構成メンバーに、理事の定数の 2 倍を超える定数で構成されている。私立学校法第 42 条及び寄附行為に定められた事項について、理事会決定前にあらかじめ評議員会の意見を聞くとともに、私立学校法第 46 条で指定している事項については、評議員会に報告して意見を求めている。

寄附行為第 7 条の規定に従い、評議員会の同意の下、理事・職員・評議員以外から理事長が選任する監事を 2 人設置している。2 人の監事は非常勤ではあるが、それぞれ金融機関の監査役経験者及び弁護士であり、財務・経理及び司法に見識が高く、就任後も文部科学省主催の研修会に参加するなど研鑽を積み、学校法人の業務、財務状況、理事の業務執行状況や教学の状況等の監査を行っている。また、令和 2(2020)年 4 月に寄附行為の改正を行い、理事・監事・評議員の責任を明確にするとともに、理事会、評議員会の機能性確保と監事によるチェックの明確化を行った。さらに、令和 3(2021)年 10 月に理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱いについて寄附行為の改正を行い、私立学校法の趣旨を踏まえた適切な運用の明確化を図った。

令和 6(2024)年度に開催した評議員会の開催状況及び出席状況は、以下のとおりで適切な出席状況を保っている。【表 6-3-e】【資料 6-3-f】【資料 6-3-g】

【表 6-3-a】令和 6(2024)年度評議員会開催状況及び出席状況

| 区分   | 開催日現在の状況 |       | 開催年月日                 | 出席者数等   |          |          | 監事の出席状況(人/人) |
|------|----------|-------|-----------------------|---------|----------|----------|--------------|
|      | 定員       | 現員(a) |                       | 出席者数(b) | 出席率(b/a) | うち意思表示者数 |              |
| 評議員会 | 18~21 人  | 18 人  | 令和 6(2024)年 5 月 24 日  | 18 人    | 100%     | 2 人      | 1/2          |
|      | 18~21 人  | 18 人  | 令和 6(2024)年 7 月 22 日  | 17 人    | 94%      | 0 人      | 2/2          |
|      | 18~21 人  | 18 人  | 令和 6(2024)年 10 月 28 日 | 18 人    | 100%     | 2 人      | 2/2          |
|      | 18~21 人  | 18 人  | 令和 6(2024)年 12 月 16 日 | 18 人    | 100%     | 0 人      | 2/2          |
|      | 18~21 人  | 18 人  | 令和 7(2025)年 2 月 7 日   | 17 人    | 94%      | 2 人      | 2/2          |

|  |        |     |                     |     |      |    |     |
|--|--------|-----|---------------------|-----|------|----|-----|
|  | 18~21人 | 18人 | 令和7(2025)<br>年3月24日 | 18人 | 100% | 2人 | 2/2 |
|--|--------|-----|---------------------|-----|------|----|-----|

教学部門では、大学・短期大学部評議会を設置し、教学に関する予算、組織、規則、人事、教育課程、学生の在籍方針や学位授与方針等を審議しているが、法人部門から常務理事・学園事務局長もメンバーとして加わり、相互チェックによるガバナンス機能の有効性を担保している。【資料 6-3-e】

加えて、各委員会や委員会の下部組織である部会等の管理運営機関には、学園事務局長、総務部長、所管の事務職員も参画するなど相互チェック体制をとっている。

また、独立性確保の立場から、監事による教学監査を含む業務監査及び財産状況の監査、監査法人による会計監査のほかに、監事と監査法人とのミーティング、監事と監査法人それぞれによる理事長・常務理事とのディスカッションも定期的に行われている。令和6(2024)年11月に監事による教学監査の一環として、理事長、常務理事に加え、学長と校長を交えてディスカッションを行った。さらに、理事長直轄の内部監査室を設置し、監事と監査法人との情報共有や連携を密にした三様監査体制を構築している。内部監査室は各管理運営機関の業務執行状況に対し、法令・規程等コンプライアンスの遵守状況を検証し、その結果を業務改善につなげている。

#### 【自己評価】

法人及び大学の各管理運営機関については、理事会、評議員会、監事、監査法人、内部監査室、大学・短期大学部評議会、教授会、各委員会のほか、常勤理事会・事務部門会議においても相互チェック機能を有機的に構築しており、ガバナンス体制がそれぞれ有効かつ機動的に機能しており、適切に運営されているものと判断している。

#### <資料一覧>

評議員を選任した際の会議体の議事録

##### 【資料 6-3-1】

監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録

##### 【資料 6-3-2】

予算・決算を審議した際の評議員会の議事録

##### 【資料 6-3-3】

監事監査に関する規則

##### 【資料 6-3-6】 尚絅学園監事監査基準

監事監査計画書

##### 【資料 6-3-7】 令和6年度監事監査計画書

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

##### 【資料 6-3-a】 尚絅学園常勤理事会規程

##### 【資料 6-3-b】 尚絅学園事務部門会議規程

##### 【資料 6-3-c】 学長・学長補佐会議規程

##### 【資料 6-3-d】 令和6年度委員会編成表

##### 【資料 6-3-e】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議員会規程

【資料 6-3-f】尚絅学園監事監査基準

【資料 6-3-g】令和 6 年度監事監査計画書

**基準項目 6-4 財務基盤と収支**

|             |               |         |
|-------------|---------------|---------|
| <b>基準項目</b> | 6-4           | 財務基盤と収支 |
| <b>担当</b>   | 学園事務局総務課      |         |
| <b>責任者</b>  | 久野学園事務局長      |         |
| <b>担当者</b>  | 古澤総務課長、河津経理課長 |         |

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

| 評価の視点               | 評価の視点に関わる自己判定の留意点   |
|---------------------|---|
| ① 財務基盤の確立           | <input type="checkbox"/> 短期大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。                                       |
| ② 収支バランスの確保         | <input type="checkbox"/> 収入と支出のバランスが保たれているか。<br><input type="checkbox"/> 外部資金の導入の努力を行っているか。 |
| ③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営 | <input type="checkbox"/> 中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。                               |

**2. 基準項目 6-4 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

**※指定するエビデンス資料**

- 予算編成方針
- 財務計画書
- 外部資金導入の実績
- 資産運用に関する規則

**※関連する参考法令**

- ・私立学校法【第 99 条、第 103 条、第 148 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-4-① 財務基盤の確立

##### 【事実の説明】

収入面について、本学が持続的に運営されるために非常に重要な要素となる収入源の多様化として、授業料、寄付金、助成金、研究費、施設貸出等地域社会との連携による収入など、さまざまな収入源を確保する必要があり、特定の収入源に依存するリスクを軽減できるように取り組んでいる。

支出面については、無駄な支出を抑えることで、収支均衡を図り安定した財務状況となる様な予算編成に取り組んでいる。

資産管理については、土地や建物、設備などの資産を適切に管理し、必要に応じて有効活用（施設貸出や遊休地売却等）を行い財務基盤の強化を図っている。

財務透明性については、財務状況を明確にし、理事・監事・評議員及び教職員に対して透明性を持たせるため、理事会・評議員会及び学内研修会で財務報告を行い透明性・信頼性を高めている。

リスク管理については、経済状況や社会情勢の変化に対応するため、予期しない事態に備えた資金の確保や、保険等を活用し対策している。

これらの要素を総合的に考慮し、財務基盤を確立し持続可能な運営となる様に取り組んでいる。

##### 【自己評価】

さまざまな収入源を確保する取り組みは、財務の安定性を高め、支出面においても、無駄な支出を抑えることで収支均衡を図っており、財務基盤の確立が行われていると判断している。

#### 6-4-② 収支バランスの確保

##### 【事実の説明】

本学の財務基盤の安定を図るために、学生生徒等納付金収入確保を第一に、中期財務計画に基づき単年度収支予算の編成を行った。また特別収支では令和 5(2023)年度で計画していた資産売却差額を繰延したため、令和 7(2025)年度の予算に計上し中期財務計画よりは改善したが、赤字予算を策定することとなった。【資料 6-4-a】

その上で、部門別（学部・学科・学校別）事業活動収支計算書の作成、損益分岐点分析、私学事業団等の資料を活用した財務分析を行い、それらの結果等を理事会等へ報告し、学生生徒等の確保に向けた活動による収支改善に取り組んでいる。【資料 6-4-b】

資金収支、事業活動収支において、収入面では、令和 7(2025)年度の入学定員充足率が、幼児教育学科は前年度の 84.0%から今年度 49.0%と減少、総合生活学科は前年度 53.8%から今年度 47.7%と減少、食物栄養学科は前年度の 71.3%から今年度 62.5%と減少し、本学全体では前年度 71.8%から今年度 52.7%と下回る結果となった。

一方、支出面では、予算編成時においては、前年度予算を超えない範囲で抑制することを原則とし、予算執行時の精査を厳格に行っている。

こうした状況下、入試アドバイザー及び教職員による高校訪問や進学ガイダンスへの参加、SNS を活用した情報発信やオープンキャンパス参加者や志願者動向等のデー

タ分析に基づく広報活動を積極的に実施し、定員充足率向上に向けた取組みを行っている。また、経常費補助金のうち、一般補助については定員未充足法人へのペナルティの厳格化等が進んでいることから、私立大学等改革総合支援事業等の補助金の継続的獲得を図りつつ、外部資金確保のための研究費獲得及び寄付金への積極的な取組みを実施している。

#### 【自己評価】

収入面では、入試アドバイザー及び教職員による高校への訪問活動や外部機関の進学ガイダンスへの積極的な参加を実施しているが、その効果は次年度以降に反映されるため、令和 7(2025)年度時点では学生生徒等納付金の減少に歯止めがかかっていない。また、令和 5(2023)年 4 月より「尚絅学園みらい募金」を創設しているが、経常寄付金比率は 0.4%と大学法人の全国平均 1.2%と比較して極めて低い状況となっている。本学園の事業活動収入及び教育活動収入に占める補助金の割合は 35.0%と、全国平均 12.0%を大幅に超えており、定員未充足及び外部資金の獲得不足が顕著となっている。

支出面では、管理経費比率及び教育研究経費比率は、予算執行を厳格に行った結果、全国平均並みで推移しているが、人件費を学生生徒等納付金でカバーしきれず、人件費依存率は全国平均 94.7%を上回る 122.5%となっている。加えて、教育・研究目的達成のための施設整備として、令和 2(2021)年度の九品寺キャンパス大学 7 号館新築工事をはじめ、武藏ヶ丘キャンパス新学部改修工事、九品寺キャンパス大学 4 号館第 2 調理実習室改修、九品寺キャンパス大学 5 号館第 3 調理実習室改修等により、減価償却額は年間 4 億円超となっている。

現状の收支バランスは、学生生徒等納付金の減少により、設備投資に伴う償却費増加分をカバーできていないことを主因に不均衡となっているが、当面の資金繰りに不安はない。令和 6(2024)年度は、上記要因を背景に、使命・目的及び教育目的達成のため、最低限必要な経費支出を実施して收支バランスの改善に努めた。

#### 6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

##### 【事実の説明】

学園は、「建学の精神」、「教育理念」に基づき、「尚絅大学学則」第 1 条に定める目的・使命を達成するため、寄附行為に則り、第二期中長期計画を策定している。第二期中長期計画の策定は、寄附行為第 35 条に基づき、五年以上十年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が事業に関する中長期的な計画を編成し、評議員会での諮問を経て、理事会の承認を得ることと規定している。社会に貢献し得る女性の育成を具現化し、広く社会に支持される学園・学校としてあり続けるため、第二期中長期計画において、具体的な事業計画や重点施策を示しており、絶えず教育・研究の維持・向上を図るための改革・改善に取り組んでいる。【資料 6-4-c】【資料 6-4-d】

こうした中、令和 5(2023)年度を始期とする第二期中長期計画と同時に令和 5(2023)年度～令和 9(2027)年度までの 5 か年の中期財務計画・人員計画・施設整備計画を策定している。この中期財務計画では、令和 9(2027)年度で收支均衡となる計画としている。単年度予算編成は、中期財務計画を基に各部署からの概算要求と事業計画との整合性を図りつつ、策定している。また予算管理については、予算執行状況の精査・検

証を徹底し、きめ細かな業務運営を行うよう教職員に周知している。予算の追加、その他変更が必要な場合は、「尚絅学園経理規程」に則り補正予算を編成し、評議員会の諮問を経て理事会で承認を得ている。【資料 6-4-a】【資料 6-4-b】

**【自己評価】**

中長期的な計画を策定し、学園を取巻く様々な環境変化や進捗状況を確認し、実効性のある計画としている。中期財務計画は単年度予算を策定する場合の基礎としており、さらに決算においても中期財務計画との比較を行い、計画的な財務運営が行われているものと判断している。

**<資料一覧>**

予算編成方針

【資料 6-4-1】学校法人尚絅学園経理規程

財務計画書

【資料 6-4-2】中期財務計画

外部資金導入の実績

【資料 6-4-3】

資産運用に関する規則

【資料 6-4-4】学校法人尚絅学園資金運用管理規程

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 6-4-a】理事会資料令和 7 年度予算書

【資料 6-4-b】理事会議事録

【資料 6-4-c】尚絅大学短期大学部学則

【資料 6-4-d】学校法人尚絅学園寄附行為

**基準項目 6-5 会計**

|             |               |    |
|-------------|---------------|----|
| <b>基準項目</b> | 6 - 5         | 会計 |
| <b>担当</b>   | 学園事務局総務課      |    |
| <b>責任者</b>  | 久野学園事務局長      |    |
| <b>担当者</b>  | 古澤総務課長、河津経理課長 |    |

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

| 評価の視点             | 評価の視点に関わる自己判定の留意点   |
|-------------------|---|
| ① 会計処理の適正な実施      | <input type="checkbox"/> 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。<br><input type="checkbox"/> 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。 |
| ② 会計監査の体制整備と厳正な実施 | <input type="checkbox"/> 会計監査人の選任を適切に行っているか。<br><input type="checkbox"/> 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。                              |

**2. 基準項目 6-5 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

**※指定するエビデンス資料**

- 経理に関する規則
- 会計監査人の選任に関する規則
- 会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など

**※関連する参考法令**

- ・私立学校法【第 80 条、第 86 条、第 103 条、第 104 条、第 144 条】

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-5-① 財務基盤の確立

##### 【事実の説明】

学園は、会計処理の適正確保のため、学校法人会計基準の趣旨に則った「学校法人尚絅学園経理規程」「学校法人尚絅学園経理規程施行細則」「尚絅学園固定資産及び物品調達規程」「学校法人尚絅学園固定資産及び物品管理規程」「学校法人尚絅学園資金運用管理規程」「尚絅学園決裁権限規程」「学校法人尚絅学園文書取扱・管理規程」「尚絅学園旅費規程」等の諸規程を整備している。【資料 6-5-a】【資料 6-5-b】【資料 6-5-c】【資料 6-5-d】【資料 6-5-e】【資料 6-5-f】【資料 6-5-g】【資料 6-5-h】

「学校法人尚絅学園経理規程」第 14 条に則り決定した年度予算に基づき、予算執行伝票である会計伝票を各部署で起票し、部門や経費区分（教育研究経費と管理経費）、勘定科目の仕訳を行い、証憑書類とともに精査・検証のうえ、法人本部である学園事務局総務部経理課へ回付している。経理課では、回付された会計伝票と証憑書類の内容を学校法人会計基準や法令・規程等に則って再度チェックし、精査・検証を行った上で、会計システムへの登録を行っている。

予算編成は、12 月に各部門・部署の責任者・担当者を対象に予算編成会議を開催し、経理責任者である学園事務局長が次年度の予算編成の重要事項や注意事項を示達している。その上で、各部門・部署から予算単位ごとに概算要求を提出させ、教育環境目的の達成と収支バランスの精査・検証を行い、3 月に予算を編成している。予算の執行状況は毎月末に月次決算を行い、当該年度の収支状況を学園事務局で精査・検証している。また、当初予算は状況変化により計画を変更、または追加することがある。このような場合は、補正予算を編成し、評議員会の諮問を経て、理事会で審議し決定している。【資料 6-5-h】【資料 6-5-i】【資料 6-5-j】

##### 【自己評価】

会計処理は、学校法人会計基準に則り、法令や関連規程等を遵守して、真実正確・明瞭に行われており、会計処理は適切に行われていると判断している。

#### 6-5-② 収支バランスの確保

##### 【事実の説明】

学園の監査システムは、監事による監事監査、監査法人による会計監査及び内部監査室による内部監査の三様監査体制を構築している。

監事は寄附行為第 7 条に則り選任された学外の非常勤監事 2 名で構成しており、私立学校法第 37 条及び寄附行為第 15 条に規定された業務監査と財産状況の監査を実施し、毎会計年度に監査報告書を作成後、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。さらに監事は、理事会・評議員会に出席し、理事の業務執行状況の監査として、予算・決算等の審議のほか、中長期計画及び事業報告による学校法人の経営や運営の状況、教育研究活動の計画と実績の審議等について意見を述べている。令和 6(2024)年度は、理事会を 6 回、評議員会を 6 回開催し、2 名の監事のうち、少なくともどちらか一方が毎回出席した。また、監事は令和 6(2024)年 11 月 18 日に理事長・常務理事・学長・校長とのディスカッションを行い、業務監査及び教学監査を実施している。【資料 6-5-k】

監査法人による監査は、私立学校振興助成法第 14 条に基づく貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類監査のほか、法人や大学の運営全般について、管理・運営が適切に行われているかについて内部統制の観点から監査を行い、毎会計年度終了後、理事会に対して監査法人の監査報告書を提出している。また、監査法人は同監査法人が学園に対して年度ごとに立案する監査計画に先立ち、理事者・監事とのディスカッションを実施し、想定されるリスクや取組むべき現下の課題を双方で確認し、ガバナンス強化と内部統制の充実強化に努めている。【資料 6-5-l】【資料 6-5-m】【資料 6-5-n】

内部監査室は、「学校法人尚絅学園内部監査規程」第 6 条による理事長直属の組織で、現在専任職員 1 名を室長として配置している。内部監査室は「学校法人尚絅学園内部監査規程」第 3 条、第 4 条及び第 5 条に基づき、学園全般の内部監査を実施している。内部監査室と監事及び独立監査法人の間では、監査状況に関する報告や意見交換も隨時行っており、会計監査・業務監査・システム監査の実効性を高めるとともに、学校法人のガバナンス向上に寄与している。【資料 6-5-o】【資料 6-5-p】

#### 【自己評価】

監事による監査及び監査法人による監査、内部監査室による監査とも、会計監査等を行うに足る十分な体制が整備されており、会計監査が適切に行われていると判断している。

#### <資料一覧>

##### □ 経理に関する規則

- 【資料 6-5-1】学校法人尚絅学園経理規程
- 【資料 6-5-2】学校法人尚絅学園経理規程施行規則
- 【資料 6-5-3】尚絅学園固定資産及び物品調達規程
- 【資料 6-5-4】学校法人尚絅学園固定資産及び物品管理規程
- 【資料 6-5-5】学校法人尚絅学園資金運用管理規程
- 【資料 6-5-6】尚絅学園決裁権限規程
- 【資料 6-5-7】学校法人尚絅学園文書取扱・管理規程
- 【資料 6-5-8】尚絅学園旅費規程

##### □ 会計監査人の選任に関する規則

- 【資料 6-5-9】

##### □ 会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など

- 【資料 6-5-10】

##### □ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

- 【資料 6-5-a】学校法人尚絅学園経理規程
- 【資料 6-5-b】学校法人尚絅学園経理規程施行規則
- 【資料 6-5-c】尚絅学園固定資産及び物品調達規程
- 【資料 6-5-d】学校法人尚絅学園固定資産及び物品管理規程
- 【資料 6-5-e】学校法人尚絅学園資金運用管理規程
- 【資料 6-5-f】尚絅学園決裁権限規程
- 【資料 6-5-g】学校法人尚絅学園文書取扱・管理規程
- 【資料 6-5-h】尚絅学園旅費規程

【資料 6-5-i】令和 6 年度補正予算書

【資料 6-5-j】理事会議事録

【資料 6-5-k】学校法人尚絅学園寄附行為

【資料 6-5-l】監事監査報告書

【資料 6-5-m】独立監査人の監査報告書

【資料 6-5-n】監査計画立案に先立って実施する面談について(理事者)

【資料 6-5-o】学校法人尚絅学園内部監査規程

【資料 6-5-p】監査計画立案に先立って実施する面談について(学園監事)

## IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

### 基準 A. 地域連携

#### 基準項目 A-1 地域連携に関する方針及び体制の整備

|      |                 |                   |
|------|-----------------|-------------------|
| 基準項目 | A-1             | 地域連携に関する方針及び体制の整備 |
| 担当   | 地域連携推進センター運営委員会 |                   |
| 責任者  | 狩生センター長         |                   |
| 担当者  | 狩生センター長         |                   |

#### 1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

| 評価の視点                                  | 評価の視点に関わる自己判定の留意点                                    |
|--|--|
| ① 建学の精神、理念、使命・目的を踏まえた地域連携に関する方針の明確化と周知 | <input type="checkbox"/> 地域連携に関する方針を適切に設定し、明示しているか。  |
| ② 地域連携を促進するための体制の整備                    | <input type="checkbox"/> 地域連携を促進するために必要な体制が整備されているか。 |

#### 2. 基準項目 A-1 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

#### ※指定するエビデンス資料

該当なし

#### ※関連する参考法令

該当なし

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### A-1-① 建学の精神、理念、使命・目的を踏まえた地域連携に関する方針の明確化と周知

##### 【事実の説明】

尚絅大学短期大学部（以下「本学」という。）は、建学の精神及び教育理念を踏まえ「尚絅大学短期大学部における教育・研究目標」を設定し、その中の1つとして社会連携に関する目標を掲げている。令和5(2023)年度からの新たな「第二期中長期計画2023年4月～2033年3月」（以下「第二期中長期計画」という。）の中では、「社会連携の推進を中長期行動計画の中に位置づけ、「教育研究活動を通じて、地域社会において教育的・学術的・文化的貢献を果たす人材を養成するとともに、地域の課題解決のため、自治体・企業等との連携を推進して、本学の知の成果を社会に還元する」ことを本学及び併設の尚絅大学（以下「大学」という。）全学の共通目標としている。また、評価指標(KPI)に①地域連携事業件数 7件以上、②シンポジウム・公開講座・講演会開催件数 5回以上、参加人数 100人以上、③研究会・交流会の継続的開催、④寄附講座開設数 1件以上、⑤シンポジウム・公開講座・講演会受講者の満足度 90%以上の一の5項目を設け、本学の社会連携の具体的な方向性を明確にしている。また、第二期中長期計画、評価指標(KPI)及び地域連携の各事業については、本学ホームページを通じて公表している。【資料 A-1-a】【資料 A-1-b】【資料 A-1-c】

##### 【自己評価】

地域連携に関する方針は、学校法人尚絅学園（以下「学園」という。）のミッション（使命）を踏まえ、本学の教育・研究目標として明確化され、新たな第二期中長期計画においても重点施策として掲げられている。この方向性に沿った各事業によるパブリシティな広報効果には非常に大きいものがあり、適切に周知も行われていると判断している。

#### A-2-② 地域連携を促進するための体制の整備

##### 【事実の説明】

本学は大学と協働して地域連携にかかわる四つの組織として、尚絅地域連携推進センター（以下「地域連携推進センター」という。）、尚絅子育て研究センター（以下「子育て研究センター」という。）、尚絅食育研究センター（以下「食育研究センター」という。）、尚絅ボランティア支援センター（以下「ボランティア支援センター」という。）を運営している。上記四つのセンターの取組みについては、「尚絅地域連携推進センター運営委員会規程」に基づき、各センターの代表者に教職員を加えたメンバーで尚絅地域連携推進センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を構成している。各センターの個別の事業に関しては、基準項目A-2で後述するが、運営委員会を中心として地域連携を促進するための体制を整備している。【資料 A-1-d】【資料 A-1-e】【資料 A-1-f】

##### 【自己評価】

地域連携に関する各センター規程と委員会規程を適切に整備し、各委員会において、各センターの事業の企画・運営を適宜審議する体制が整えられている。また、運営委

員会では、各センターの地域連携事業の検討及び支援等を審議し、地域連携に関する事業の情報交換が行われており、地域連携を促進するための体制は十分に整備されていると判断している。

**<資料一覧>**

**□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料**

【資料 A-1-a】 尚絅大学短期大学部における教育・研究目標

【資料 A-1-b】 第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月

【資料 A-1-c】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ  
「地域連携推進センター」

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/chiiki/center/>

【資料 A-1-d】 尚絅地域連携推進センター規程

【資料 A-1-e】 尚絅地域連携推進運営委員会規程

【資料 A-1-f】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ  
「尚絅地域連携推進センターの理念と目標」

[https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/topics/chiiki\\_8035.html](https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/topics/chiiki_8035.html)

**基準項目 A-2 短期大学の有する知的資源の社会への還元**

|             |   |                     |
|-------------|---|---------------------|
| <b>基準項目</b> | A-2   | 短期大学の有する知的資源の社会への還元 |
| <b>担当</b>   | 地域連携推進センター運営委員会、公開講座委員会、各学科                                     |                     |
| <b>責任者</b>  | 狩生センター長   |                     |
| <b>担当者</b>  | 狩生センター長、片桐センター長、守田センター長、相良センター長、中川センター長、桑原委員長、岩下学科長、菊池学科長、増淵学科長 |                     |

**1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点**

| 評価の視点                            | 評価の視点に関わる自己判定の留意点 <input checked="" type="checkbox"/>                                  |
|----------------------------------|--|
| ① 短期大学の有する知的資源を社会へ還元するための具体的な取組み | <input type="checkbox"/> 地域連携の方針に基づき、短期大学の有する知的資源を社会へ還元するための具体的な取組みが、組織的かつ継続的に行われているか。 |

**2. 基準項目 A-2 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）**

|      |         |
|------|---------|
| 自己判定 | 満たしている。 |
|------|---------|

**※指定するエビデンス資料**

該当なし

**※関連する参考法令**

該当なし

### 3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### A-2-① 短期大学の有する知的資源を社会へ還元するための具体的取組み

##### 【事実の説明】

本学の有する知的資源は、上述で示す四つのセンターに加え、グローバル化推進センター、公開講座委員会や各学部の活動を通して、社会に還元している。

##### ①地域連携推進センター

地域連携推進センターでは、自治体や企業等と協定等を締結し、教育研究活動による成果を社会に還元する活動に取り組んでいる。

令和 2(2020)年に熊本県と連携協定を締結し、くまモンのブランド価値向上や新たな観光の魅力づくりや誇りを持てる地域の創造を目指した「くまモン学プロジェクト」を推進している。加えて、令和 6(2024)年 1 月には、「くまモン学」を基盤にした連携協定を OMO5 熊本 by 星野リゾートと締結し、「くまモン学」の更なる展開を進めている。本プロジェクトでは、くまモンに関する研究、学生への教育や広報に取組む「くまモン学」を実施しているが、令和 6(2024)年 7 月のオープンキャンパスに「くまモン学」のイベントを実施した。令和 7(2025)年 2 月には「くまモン学研究会」を開催し、くまモンの今後のブランディングについて研究報告と討論等を行うことで、本学の知的資源を社会に還元する取組みを行った。「くまモン学」については、学外からの招聘講義も増加しており、令和 6(2024)年度は、島根大学キャリアアップセミナー／熊本県立大学（新熊本学）／HIGO プログラム行政セミナー／九州地区私立大学事務連絡協議会＜熊本大会＞／ 2024 イデアカレッジリカレント教育／きずなの会研修会／八代友愛会研修会／キャンパスパレア生涯学習講座／宇城市議会議員研修会等に招聘され、本学の特色ある学びとして、認知度が上がってきている。【資料 A-2-a】【資料 A-2-b】

##### ②尚絅子育て研究センター

尚絅子育て研究センター運営委員会を 4 回開催し、子育て研究センターの事業を円滑に進めてきた。【資料 A-2-c】

子育て研究センターの研究員がファシリテーター役となり、保育現場との共同研究の場としての「乳幼児保育研究会」を対面及びオンラインのハイブリッド方式で計 9 回開催した。本研究会では、現場の実践報告に対して本学の学問分野からなる専門的知識や研究成果に基づき、保育現場への支援や助言を行った。うち、令和 6 年 9 月 18 日の開催は、九品寺の尚絅食育研究会と合同研究会を企画し実施した。さらに、保育者の早期離職予防の一環として、保育経験豊かな保育・幼児教育アドバイザーを配置し、少人数制で若手保育者や特別支援員も気軽に保育の悩みを話し合い、明日からの保育への意識を高める場づくりとしての機能を果たす「保育 Café」を本年度は 12 回開催した。【資料 A-2-d】

尚絅大学附属こども園子育て支援室どんぐりルームころころが推進する「地域の未就園児とその保護者への子育て支援」の企画・運営に協力し、令和 6(2024)年 6 月 12 日、12 月 9 日、令和 7(2025)年 1 月 22 日に当研究員が出前講座を開き、保育や子育てに関する専門知識の提供を行った。【資料 A-2-e】

また、親子の交流の場を設け、主にひとり親家庭が直面する困難を気軽に話せる子育ての相談の場の提供や子ども・保護者の健康への関心を高める取り組みとして「子育て Café」を本年度は 12 回実施した。【資料 A-2-f】

熊本の保育や子育ての質の向上をめざした学びの場としての第 23 回公開シンポジウムを開催し、昨年度に続き、テーマは特別な配慮を要する子ども達への支援を上げて、令和 6(2024)年 8 月 3 日に実施した。ここでは講演及び対談を通じて、保育関係者や子育てに关心のある市民に対して、熊本の保育や子育ての質の向上につながる満足度の高い学びの場を提供した。【資料 A-2-g】

保育現場と共同して実践研究を重ねていく中で浮上した課題をテーマに、令和 7(2025)年 2 月 5 日に第 10 回保育実践講演会を行った。医療的ケアが必要な子どもに届ける保育についての講演と講師を交えての交流会を実施し、保育者に対して学びの場を提供した。【資料 A-2-h】

子育て研究センター紀要である「児やらい」第 21 巻を発行し、当研究員ならびに本学教員の研究論文を発表し、保育・教育現場に広く公表した。【資料 A-2-i】

### ③尚絅食育研究センター

知的資源を社会へ還元する取組としては、尚絅乳幼児食育研究会（以下、研究会）の開催、天草地区漁業士会や菊陽町との連携事業が挙げられる。研究会を 4 月・7 月・9 月・11 月と 3 月に開催した。園長・副園長・保育士・給食担当者（管理栄養士・栄養士・調理師）が参加し、離乳食や食物アレルギー対応、食育の取組、衛生管理の課題等の意見交換を行った。また 9 月には、尚絅乳幼児保育研究会との合同研修を行い、「保育担当者と調理担当者の食育の連携」に関する実践報告があり、その内容を踏まえてグループワークを行った。【資料 A-2-j】

1 月には、「子どもの未来を拓く保育・食育を目指して」～保護者とともにチームで取り組む食育～をテーマに、第 6 回尚絅食育推進シンポジウムを対面・オンラインを取り入れたハイブリッド方式で開催した。尚絅食育推進プロジェクトチームによる研究報告、基調講演、実践報告を行い、130 人の参加があった。【資料 A-2-j】

また、県内の 6 保育施設の協力により、食育推進プログラム「噛む力・飲み込む力を育むプログラム」（保護者講話、学生による食育活動、食育だよりの発行、保育士による食育活動、かみかみメニューの提供、家庭でのかみかみ習慣等）に取り組み、保育者養成及び管理栄養士・栄養士養成を行う本学の特徴を活かした拠点作りに貢献した。

天草地区漁業士会との連携活動については、毎年食育活動の充実と魚食普及、熊本の水産物の魅力の再発見をすることを目的に、令和元（2019）年から毎年、尚絅食育の日（おさかなの日）を開催している。毎回、大変好評で、天草地区漁業士会の御協力で 6 月と 11 月の 2 回お魚の日を実施した。さらに、10 月には熊本県養殖漁協栖本事業所へ見学に行き、養魚場の水産加工における HACCP 管理や養殖魚の実際について学ぶとともに、天草地区漁業士会の方々との交流を行った。さらに、学生らが作った「天草の魚の紙芝居」と魚つりゲームを用いた食育活動を、天草市の保育所で行った。【資料 A-2-j】

菊陽町との連携事業では、菊陽町の広報誌の「恋する野菜」コーナーに学生が考案したレシピを9年以上毎月掲載している。また、菊陽町杉並木公園スポーツ広場で開催された「すぎなみフェスタ2024」に、尚絅食育研究センターのブースを展示した。学生・教職員25名が参加し、高血圧症予防をテーマとした減塩について、また栄養バランスや野菜の摂取等について、地域の皆様が楽しみながら学んで頂ける食育を行った。200名以上の参加があり、大変好評だった。【資料A-2-j】

熊本県の郷土料理への関心を高めるために、クイズ形式の郷土料理かるたの動画(初級編2本、中級編2本)を作成した。小学校5校の協力校で、認知度の検証を行った後、本学のYouTubeにアップする計画である。【資料A-2-k】

#### ④尚絅ボランティア支援センター

平成26(2014)年に開設されて以来、学生と学部・学科の特徴を生かしたボランティア活動を支援している。当センターでは本学のホームページにおいて、随時、外部団体からのボランティア募集に関する詳細な情報を精査した上でアップロードとともに、学生にボランティア情報の提供を行っている。また、令和2(2020)年度には当センターのGoogle Classroomを設置し、ボランティア情報の配信に加えて、ボランティア保険の申請用紙、ボランティア登録申込書、ボランティア活動申込書、ボランティア活動報告書の様式ダウンロードを可能にした。令和5(2023)年度にはボランティア登録の方法をGoogle Classroomへのメンバー登録に変更し、ボランティア登録者数の大幅な増加を実現した。加えて、Googleフォームによるボランティア活動申込書及びボランティア活動報告書の様式を追加・運用している。【資料A-2-l】

今年度も昨年度に引き続き、フードバンク熊本との連携により学内でフードドライブの取り組みを令和6(2024)年6月17日から6月28日の期間で実施し、収集した食料品をフードバンク熊本へ寄付することで地域社会への貢献を行った。また、併設の尚絅高校の生徒会と連携し、令和6(2024)年12月16日から12月18日の期間で実施したフードドライブは、収集した食料品を高校の生徒会経由でフードバンク熊本へ寄付した。【資料A-2-l】

熊本県との連携事業では、令和6(2024)年9月26日に「食品表示ウォッチャー講習会」を開催し、52人の学生が受講した。受講者の多くは受講後に食品表示ウォッチャー登録証の交付を受け、食品表示ウォッチャーとしてのボランティア活動が可能となった。【資料A-2-l】

当センター独自のボランティアイベントとしては、令和6(2024)年11月23および24日に開催された尚絅祭において、福祉施設等への寄付を目的としたバザーを出店し、カップケーキの販売によって得られた利益および募金をこども食堂運営団体に寄付した。その他、江津湖花火大会運営ボランティア、熊本城二の丸広場清掃ボランティア、熊本城マラソン運営ボランティアなど、数々のボランティア活動において情報提供や保険加入手続きなどの活動支援を行った。【資料A-2-l】

#### ⑤グローバル化推進センター

交換留学では、慈済大学(台湾)3人、仁徳大学校(韓国)3人、上海杉達学院(中国)2人の計8人の留学生を受け入れ、仁徳大学校1人、高雄大学1人の計2人の日

本人学生を派遣した。【資料 A-2-m】

また、短期語学留学では、上海杉達学院から 4 人の留学生を受け入れるとともに、ハワイ大学に 2 人の日本人学生を派遣した。加えて、研修旅行では、仁徳大学校に 10 人(教職員含む)が参加した。【資料 A-2-n】【資料 A-2-o】

⑥公開講座委員会

令和 6(2024)年度の「尚絅公開講座」は、「38 億年の命－多世代で新しい時代を生きる－」をテーマに令和 6(2024)年 10 月 5 日(土)、12 日(土)、19 日(土)の 3 日間にわたり、計 9 講座を開催した。講師は大学教員 6 人、短期大学部教員 3 人の計 9 人が担当し、延べ 221 人の受講があった。受講者の年齢層は 10 代から 90 代までと幅広く、高校生も 5 名の受講があった。受講者の平均年齢は 61 歳と昨年度より若干高くなつたが、10 代から 20 代の受講者の割合は 18% と昨年度からさらに増加した。講座の認知方法についても、「Web」という回答が 25% を占め、インターネット等を活用した広報の効果がうかがえる。【資料 A-2-p】【資料 A-2-q】【資料 A-2-r】

武蔵ヶ丘キャンパスでは、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業所・施設等で働く方々を対象に令和 6(2024)年 8 月 3 日(土)に尚絅大学短期大学部公開講座第 37 回サマーセミナーを開催した。本セミナーは 6 講座を開講し、41 人が受講した。終了後のアンケートの回収率は 73.2% であり、受講講座に対する満足度について、「大変良かった」24 人、「良かった」6 人と高評価が得られた。【資料 A-2-s】【資料 A-2-t】

⑦各学科の取り組み

総合生活学科では、リカレント教育として、福祉の現場で働いている方を対象としたレクリエーション技法のスキルアップ講習会を行つた。また、竹下教授は、合志市御代志において、空き家をリノベーションしたカフェの事業者にサポートを行い、リノベーションワークショップには学生と共に参加した。加えて、竹下教授のゼミ生は熊本市中央区三郎における空き家のリノベーションに参加した。牧岡准教授は、熊本県高等学校の家庭科教育の振興のために、「新情報化社会における学びと対応力を育む教育」及び「生成 AI を用いた新しい家庭科授業の設計と実践」について家庭科担当教員と協議を行つた。【資料 A-2-u】【資料 A-2-v】【資料 A-2-w】

食物栄養学科では、管理栄養士を目指す栄養士（卒業生に限定していない）を対象とした管理栄養士国家試験対策講座（夏期研修会）を開催した。加えて、熊本県栄養士会役員、種々の依頼講演、熊本市内の福祉施設での栄養強化型主食提供の取組み、大分県特産のさつまいも「高糖度かんしょ甘太くん」を用いた保育所・高齢者施設向けレシピの開発（大分県ブランド推進課）、熊本県が一大産地であるキクイモの有効活用を目指して本学科の研究チームが開発したキクイモを原料とした新しいタイプのパンの改良（(株)ひなた）、もち麦の普及のためのレシピ開発及びもち麦添加米の咀嚼回数增加の健康効果の検証（(株)西田精麦）、第 16 回水産関連事業を営む方のための产学官金交流・個別相談会アドバイザー（天草市、天草信金、長崎大学）、熊本県栄養士会研究助成金で制作した「絵本から飛び出したレシピ」の高校生・保育関係者への無料配布や熊本口腔育成プロジェクトなどに学科教員が携わり、食物栄養学科が有す

る知的資源を社会に還元した。【資料 A-2-x】

幼児教育学科では、リカレント教育の一環として、上述の公開講座委員会の取組みであるサマーセミナーを主催し、上述の公開講座委員会の取組みであるサマーセミナーを主催し、熊本の保育や子育ての質の向上に資する取組みを行った。また、幼児教育学科・こども教育学部の教員チームで、学長裁量経費による研究「保育内容の領域を複合的・融合的に展開する教育プログラム開発に向けた基盤の構築」に取り組み、尚絅大学附属こども園との連携による試行的実践及び実践検討を行い、その研究成果を学生教育や保育現場の保育の質向上に還元した。【資料 A-2-y】

### 自己評価】

#### ①地域連携推進センター

「くまモン学」の推進等により、共同研究者である熊本県をはじめ、様々な関係者・研究者等とのつながりが広がっており、新たな連携事業や学外からの招聘講義が増加している。また、地域社会への研究成果の報告等を通じ、本学の有する知的資源を社会に還元する取組みが行われていると判断している。

#### ②子育て研究センター

子育て研究センターが実施する乳児保育研究会、保育 Café、子育て Café、公開シンポジウム、保育実践講演会等により、地域の子育て、保育・教育現場等への支援が適切に行われた。また、「児やらい」を発行し、国会図書館に寄贈し登録することで、保育・教育・児童養護に関する研究成果や専門知識を多方面に公表・周知しており、本学の有する知的資源を社会に還元する取組みが行われていると判断した。

#### ③食育研究センター

食育研究センターでは、学外の諸団体（熊本県農林水産部、菊陽町、天草地区漁業士会、保育所等）との活動や研究成果等の提供を行っており、食育の推進に寄与している。また、学生を含めた活動を通じ、学びを実践に活かす機会を提供するなど、学生と地域とのつながりをもたらしており、本学の有する知的資源を社会に還元する取組みが行われていると判断している。

#### ④ボランティア支援センター

令和 6(2024)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により激減したボランティア情報の提供が大幅に回復し、学生のボランティア活動も活性化したことに加え、当センター独自のイベントを行うことも出来たことから、センターとしての一定の役割は果たせたものと判断している。

#### ⑤グローバル化推進センター

交流協定校との交流が活発になり、交換留学生を中心とした地域社会との交流も順調に継続できていることから、本学の有する知的資源を社会に還元する取組みが十分に行われていると判断している。

#### ⑥公開講座委員会

令和 6(2024)年度の尚絅公開講座については、10 代から 90 代まで幅広い年齢層の参加があり、特に 10 代から 20 代の受講者の割合が増加するなど、本学の有する知的資源を社会に還元する取組みが行われていると判断している。また、武蔵ヶ丘キャン

パスでのサマーセミナーの受講者も昨年度に比して増加しており、本学の有する知的資源を社会に還元する取組みが行われていると判断した。

#### ⑦各学科の取組み

総合生活学科では福祉の業界に向けたレクリエーションの講習会や学生と共に空き家リノベーションを実施するなど、本学の有する知的資源を社会に還元する取組みが行われている。

食物栄養学科では、上述のように学科が有する知的資源を社会に還元する取組みを積極的に実施している。

幼児教育学科では、保育関係者向けにサマーセミナーを実施し、また保育内容の領域を複合的・融合的に展開する新しい教育プログラムの開発を行うなど、本学が有する知的資源を社会に還元する取組みが行われている。

#### <資料一覧>

##### □ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 A-2-a】くまモン学パブリシティ他関連資料

【資料 A-2-b】くまモン学ニュースレター4号

【資料 A-2-c】令和6年度子育て研究センター運営委員会議事録

【資料 A-2-d】尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ

「令和6年度 第1回乳幼児保育研究会・保育Caféを開催しました」

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/kosodateinfo/kosodateinfo47098.html>

【資料 A-2-e】尚絅大学附属こども園ホームページ「どんぐりルームころころだより（2・3月号）」

【資料 A-2-f】尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ

「子育てCaféを開催しました」

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/kosodateinfo/kosodateinfo47533.html>

【資料 A-2-g】尚絅子育て研究センター第23回公開シンポジウムご案内

【資料 A-2-h】第10回保育実践講演会のご案内

【資料 A-2-i】尚絅子育て研究センター紀要『児やらい』第21巻

【資料 A-2-j】令和6年度尚絅食育研究センター報告書

【資料 A-2-k】郷土料理かるた動画

【資料 A-2-l】令和6年度尚絅ボランティアセンター活動報告書

【資料 A-2-m】令和6年(2024)年度交換留学派遣・受入一覧

【資料 A-2-n】令和6年(2024)年度短期語学留学派遣・受入一覧

【資料 A-2-o】令和6年(2024)年度研修旅行派遣一覧

【資料 A-2-p】令和6(2024)年度尚絅公開講座のまとめ

【資料 A-2-q】令和6(2024)年度尚絅公開講座リーフレット

【資料 A-2-r】令和6(2024)年度尚絅公開講座のまとめ

【資料 A-2-s】令和6(2024)年度サマーセミナー案内

【資料 A-2-t】令和6(2024)年度サマーセミナーアンケート結果

【資料 A-2-u】総合生活学科スキルアップ講習会資料

【資料 A-2-v】総合生活学科リノベーションワークショップ資料

【資料 A-2-w】総合生活学科家庭科担当教員との協議資料

【資料 A-2-x】令和 6 年度食物栄養学科夏期研修会実施要領

【資料 A-2-y】保育内容の領域を複合的・融合的に展開する教育プログラムのリーフレット

**[基準Aの自己評価]**

**(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み**

地域連携に関する学園の方針・方向性を踏まえ、各センターが中長期計画に則った事業を適切に推進している。運営委員会では各センター間の情報交換や連携推進を促進する重要な役割を担っており、地域貢献活動の活性化に寄与している。活動成果による地域への貢献と本学の専門性の周知は、特色ある本学の人的資源の広報や・教育機関としての魅力を高校生に伝える機会の一つとなっている。

**(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など**

令和6年度認証評価に際する質問・指摘事項は無かった。

**(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定**

各センター、各委員会、各学科において、これまで同様に連携事業の推進と地域社会への成果の還元を継続していく。

運営委員会では、各部署の情報交換と連携支援を継続し、外部団体との新規連携事業のサポートに取り組む。連携活動により得られた成果については、外部への周知・広報活動を継続していく。

## V. 特記事項

### 1. 総合学園としての連携事業

尚絅学園は、短期大学部の他、大学、高等学校、中学校及び尚絅大学附属こども園を有するとともに、これらの設置校間で様々な連携事業にも積極的に取り組むなど、熊本県唯一の女子総合学園としての強みを十分に発揮できるよう努めている。

本学園は、学園事務局長及び総務部長並びに学長や中学校・高等学校校長をはじめとする大学及び高等学校の幹部教職員が参加する設置校間の連携事業の取組みを中高大連携推進協議会で協議している。具体的な事業内容は、本学教員が高校に出向いて実施する高大連携授業、高校生が本学の授業を聴講する授業体験、本学の研究室訪問、高校生・保護者や高等学校教職員を対象とした学部学科説明会、高校生対象の韓国語講座等が挙げられる。本年度は尚絅高校に新たに設けられた医療福祉クラスの「総合的な探求の時間」の授業で、食物栄養学科の教員が栄養士についてその魅力や業務内容等を詳細に解説して好評を博した。この他、中学生に対する環境教育講話を毎年度実施している。

さらに、国際交流に関しても短期大学部・大学合同でのオンライン留学等、様々な取り組みが拡大してきている。加えて、短期大学部・大学及び尚絅食育研究センターと附属こども園とで連携して、食育に関する研究について取り組んでいる。

### 2. 短期大学部での専門職養成施設としての資格取得支援

本学の食物栄養学科及び幼児教育学科は、それぞれ栄養士養成施設並びに保育士養成施設として、これまで多くの資格取得者と地元熊本での就業者を輩出している。卒業生の多くは、取得資格を活かして地域社会で活躍している。両学科とも担任制と助手を活用した学科全体での学修支援を行っており、学生個々の状況を学科会議等で共有しながら、学生一人ひとりにきめ細かな支援・指導を適宜行っている。また、教員の高い教授能力に加えて実務家教員による実践的能力の獲得支援により、専門性・実践力の高い知識と能力を修学中に修得できる環境を整備している。

食物栄養学科では、多くの栄養士養成校では1か所に設定している校外実習を病院・学校（保育所）・施設の3か所で実施して、卒後の進路選択に役立つ職場体験や卒後に必要な実務能力の獲得を実現している。また、入試での選抜区分において「農・家政系」枠を新たに設けることで、農業系・家政系高校の生徒が受験しやすい環境を整えた。その一方で、入学前・入学後の基礎学力（理系基礎科目）や調理技術の向上のための学修支援を推進し、入学後の学修に対する不安や障害等を軽減する取組みを行っている。

幼児教育学科では、併設する幼保連携型認定こども園尚絅大学附属こども園での実践教育を基礎能力として築き、その後の学外実習で応用できる実習プログラムを開催している。また、公立園の保育士・幼稚園教諭を目指す学生のための公務員試験対策講座も実施しており、学生の希望する進路を学科全体で支援する体制を整えている。加えて、尚絅大学こども教育学部と共にピアノ練習個室を69室保有し、実践能力を向上させる学修支援も手厚く実施している。一方で、本学科は「専門実践教育訓練講座」の再指定を受けており、社会人学生にとっても、本学科での資格取得に向けた支援を受けやすくなっている。